

平成26年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 9月5日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・法令に基づく報告	6
・諸般の報告	7
・議案等の上程（第37号～第62号）（諮問第1号）	9
・議案等に対する質疑	18
・意見書案の上程	18
・請願の報告	19
・議案等の委員会付託	20

第2号 9月8日（月）

・一般質問	27
木村優子議員	27
1. ふれあいバス（粕屋町福祉巡回バス）について	27
田川正治議員	34
1. 学校給食センター建て替えについて	35
2. 町立保育所の保育環境の充実について	42
3. こども館の建設について	46
4. 九大農場内での遺跡発掘作業について	50
川口 晃議員	51
1. 教育委員会のあり方に関して	52
2. 教科書選定問題について	56
3. 一級町道12号線釜屋・箱崎線の交通問題について	59
4. 学童保育問題について	64
太田健策議員	71
1. 粕屋町総合計画について	72
2. 町が保有している建物の耐用年限について	84
本田芳枝議員	88
1. 収納率を上げるためには	89
2. 健康寿命を延ばす取り組みを	94

3. こども館基本構想は	101
--------------	-----

第3号 9月9日(火)

・一般質問	111
福永善之議員	111
1. 仮称こども館の設置について	111
長 義晴議員	128
1. 糟屋官衙遺跡群阿恵遺跡調査ならびに今後の進展は	129
2. 通学路の歩道の設置について	134
小池弘基議員	138
1. 児童・生徒の通学路に対する安全対策について	138
2. AEDの設置状況について	141
3. 町有財産のうち行政財産の見直しについて	144
山脇秀隆議員	148
1. 新教育委員会制度について	148
2. 子どもたちの社会教育の推進における対策について	156
久我純治議員	166
1. 福祉センター又、福祉協議会について	166
2. ケヤキ通りの樹木について	173

第4号 9月26日(金)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	181
議案第37号 粕屋町教育委員会委員の任命同意について	181
議案第38号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	182
議案第39号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	183
議案第40号 粕屋町手数料徴収条例の全部を改正する条例について	184
議案第41号 粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例 の全部を改正する条例について	187
議案第42号 粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について	189
議案第43号 粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例について	189
議案第44号 粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 の制定について	192
議案第45号 粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の 基準に関する条例の制定について	192

議案第46号	粕屋町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について……………	193
議案第47号	平成26年度粕屋町一般会計補正予算について……………	197
議案第48号	平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……………	203
議案第49号	平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	203
議案第50号	平成26年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	203
議案第51号	平成26年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について……………	203
議案第52号	平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について……………	208
議案第53号	工事請負契約の締結について……………	209
議案第54号	平成25年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について……………	210
議案第55号	平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	214
議案第56号	平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	214
議案第57号	平成25年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	214
議案第58号	平成25年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	214
議案第59号	平成25年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について……………	218
議案第60号	平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について……………	218
議案第61号	町道路線の変更について……………	221
議案第62号	住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について……………	221
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	223
意見書案第2号	集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書(案)……………	224
意見書案第3号	地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書(案)……………	224
意見書案第4号	「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書(案)……………	224
請願第3号	本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する請願(継	

	続審査分)	224
請願第5号	本会議場での国旗「日の丸」掲揚に反対する請願書.....	224
請願第4号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書.....	225
請願第6号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書.....	225
請願第7号	「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願.....	225
請願第8号	用途地域の見直しを求める請願.....	226
請願第9号	規制改革会議農業ワーキンググループ「農業・農協改革」への意見書提出に関する請願.....	226
・閉	会.....	227

平成26年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成26年9月5日（金）

平成26年第3回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成26年9月5日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 法令に基づく報告
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 意見書案の上程
- 第8. 請願の報告
- 第9. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範 副町長 箱田彰

教 育 長	大 塚 豊	総 務 部 長	八 尋 悟 郎
住民福祉部長	水 上 尚 子	都市政策部長	吉 武 信 一
教育委員会次長	関 博 夫	総 務 課 長	安河内 強 士
経営政策課長	山 本 浩 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	瓜 生 俊 二
社会教育課長	中小原 浩 臣	学校教育課長	八 尋 哲 男
健康づくり課長	大 石 進	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	今 泉 真 次	介護福祉課長	吉 原 郁 子
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	安河内 涉
都市計画課長	山 野 勝 寛	地域振興課課長補佐	山 田 淳
上下水道課長	中 原 一 雄		

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

さて、前回の6月定例会から今9月定例会まで、さまざまなことがありました。自然界、また天候の面でいいますと、九州の6月から8月の平均気温は平年値を大きく下回り、2003年以来11年ぶりに冷夏と位置づけられる見込みのようであります。また、九州を含む西日本の各地では、降水量や日照時間の短さで記録を更新したということでもあります。

このような状況の中、広島市においては、大きな土砂災害により今月1日時点において72名の方がお亡くなりになり、2名の方がなお行方不明ということでもあります。また、家屋の倒壊などの模様をテレビなどで見るとき、言い知れぬむなしさを感じると同時に、ただただ、お気の毒に思うばかりであります。近隣町内においても、警察官の方がお亡くなりになる痛ましい事故がありました。亡くなられた全ての方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災者の方々に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

我が町におきましては、早目の対策を講じるなどされました結果、幸いと申しましょるか、大きな被害は発生しませんでした。今後とも災害に強いまちづくりに腐心、さらに努力されますことを強く求めておきたいと存じます。

今議会は、前年度決算の審査など重要な案件を含み、しかも長めの会期であります。実りある充実した会期であることをご祈念申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、平成26年第3回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には会議規則第120条の規定により、議長において2番川口 晃議員及び4番太田 健策議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から9月26日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの22日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、法令に基づく報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

改めまして、おはようございます。

平成26年第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にはお元気でご出席を賜り、まことにありがとうございます。

今しがた議長のほうからもお話がありましたが、今年の夏は11年ぶりの冷夏、そして長雨、日照不足等で、特に稲、野菜、果物に大きな影響がっております。先月22日の未明に大雨警報が発令されました。そのため、職員についてレベル4の招集をいたしました。これは、全ての職員の招集でございます。

なお、学校等公共施設、地区公民館の避難所の開放など、有事に備えての対策をとりました。しかしながら、おかげさまで幸いにも河川の氾濫もなく、雨水調整池の効果等で幸い本町は何の被害も出ておりません。

しかしながら、広島市では土砂災害による多くの死者や家屋の損壊が発生し、今なお800人を超える方が避難生活をしてある状況でございます。これらの方々の一日も早い復興を願いますとともに、被災者の方々に心からのお見舞いを申し上げます。

また、粕屋警察署員が道路状況の巡視中、水路にはまり亡くなられております。ご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、一昨日、第2次安倍改造内閣が発足し、実行実現内閣と位置づけ、人口減少や地方の弱体に歯どめをかけるため、地方創生に重点を置き地方創生大臣を設置するなど、元気で豊かな地方創生を図り、また新たに女性が輝く社会の実現を目指し、女性活躍相も設け、首相をトップとする、まち・ひと・しごと創生本部が設置されました。期待しながら今後の動向を注視したいと思います。

それでは、法令に基づく報告をいたします。

報告第4号は、平成25年度粕屋町健全化判断比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

次に、報告第5号は、平成25年度粕屋町公営企業の経営の健全化についてでございます。

これも、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

以上、法令に基づく報告を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、諸般の報告を申し上げます。

一部事務組合の平成25年度決算についてご報告申し上げます。

決算額につきましては、別紙資料に記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと存じます。

この中で、2つの組合の現状についてお知らせと報告をいたします。

1つは、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の現状等についてでございます。し尿処理施設洒水園は、施設整備機器は稼働32年が経過し老朽化が進んでおりますが、貯留槽、受け入れ槽、混合汚濁槽の改修工事を行うなど、点検、維持補修を繰り返しながら延命化対策を図っているところでございます。

また、クリーンパークの燃料の転換についてでございます。RDF施設の乾燥機の熱風炉、脱臭炉の燃料を灯油からLNG液化天然ガスへ転換する事業を国庫補助金を活用して計画をしているところでございます。この事業では、高騰しております燃料費の削減とCO₂、二酸化炭素などに代表されます温室効果ガスの削減が見込まれるとのことです。現在、補助金の申請中でございます。採択を期待いたしますが、これが採択されない場合は、事業を中止をするということにいたしております。また、平成26年度は、RDF処理単価が1万1,500円から300円下がり1万1,200円へ若干ながら値下がりをしております。

次に、北筑昇華苑組合の施設改造工事についてご報告を申し上げます。

ただいま、葬祭場の改修をいたしております。その内容は、施設増築といたしまして既存待合室の7室を5室増設し12室に改善するとともに、エレベーター、授乳室を新設する工事を発注しており、平成27年3月10日竣工を目指しているところでございます。

次に、今年度上半期の事業の進捗等についてご報告申し上げます。

大川小学校、粕屋中学校の大規模改修工事、御野立所の雨水調整池も完了いたしました。小学校の空調設備も大川小学校を除き、取り付け工事は完成いたしております。今夏は冷夏でありましたが、冬の寒さにかじかむことなく、快適な学習環境の中で勉強に励んでくれるものと思っております。

また、8月21日から8月24日まで3泊4日での小・中学生60名、スタッフ21名、ほか総勢85名での沖縄研修は、初めての地域交流を読谷村高志保区との交流ができ、高志保区の青年団でエイサーの踊りで熱烈歓迎を受け、大成功での研修が行われたところであります。

次に、（仮称）こども館について申し上げます。

都市部を除き少子高齢化が進む中、元総務大臣で岩手県知事であった増田寛也氏のレポートは、2040年までに20から39歳までの女性の人口の動向に着目した将来予測で、896の市町村がなくなるといった地方消滅というもので衝撃的ニュースが走りました。

このような中、国立社会保障・人口問題研究所が発表いたしました2040年までの日本で一番人口が伸びる町として、粕屋町が取り上げられました。本町の子どもの状況は、毎年700人を超える子どもが生まれ、このため待機児童解消を図るため、私立の保育園、保育所を建設し、また、今現在も2カ所で保育所の来年4月の開所を目指し、建設中でございます。本町の未就学児童の現状は、全体で約4,000人、うち幼稚園、保育園等の施設に通う子が2,000人、そして半数の2,000人の子どもたちは、家庭や一部開放している公民館や福祉センター、また、健康センターの一部を利用し、1日を過ごしている状況でございます。

このようなことから、今回、設計額の変更の増額を提案をいたしておりますこども館は、子育て支援センターのみではなく子どもの健全育成機能を備え、児童館の一部をあわせ持つ施設と考え、子育ての拠点施設と位置づけ、保護者の方々と子どもたちがともに成長し、また子育てを楽しめる空間を大切にしたいとの思いで計画いたしましたものでございます。

その概要につきましては、建設場所は、サンレイクかすやのテニス場北側の駐車場の一部でございます。建物の面積は1,400から1,500平米ほどのものを予定しております。運営につきましては、粕屋町直営で行います。

施設内の機能の主なものとしたしましては、子育て支援ルーム、未就学児童の親子の交流や憩いの場、遊びの場とする部屋でございます。次に、子育て等に関する相談室、子ども・子育てに関する悩みの相談、また育児相談等でございます。ファミリーサポートセンター事務局、これは今、会員制でまかせて会員、おねがい会員という制度をつくっております。この事務局をセンター内に持ってまいります。そ

れから、学習スペースや運動スペース、これは小グループであったり、個別学習室であったり、軽スポーツ等の運動スペースをとるものでございます。それから、今、中学生の教育相談がサンレイクの本当にちっちゃい部屋であります。これが教育相談と子どもが一緒の部屋におるということで、相談がなかなかしにくい、また、子どもも大変そこで学習するのにあまりいい環境ではないというような状況がでございます。このことから、サンレイクの今の教育相談室をこの（仮称）こども館の中に入れていたいと思っております。それから、ボランティアルームとしてボランティアの準備とか活動の部屋等々を配置する考えでございます。今はまだ、細かいことについては協議中でございますし、一般の方も入れて検討会議を行っております。一緒になってこのこども館のよりいい施設となるよう、また使いやすいこども館になるよう、今後、設計にあわせて検討をしてまいります。

以上、諸般の報告といたします。

（町長 因 清範君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は26件、諮問1件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

（町長 因 清範君 登壇）

◎町長（因 清範君）

それでは、議案の上程を行います。

平成26年第3回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、教育委員会委員の任命同意が1件、固定資産評価審査委員の選任同意が2件、条例の制定及び改正が7件、平成26年度補正予算が6件、工事請負契約の締結が1件、平成25年度決算認定が7件、町道路線の変更が1件、住居表示関連が1件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が1件、以上27件でございます。

それでは、議案第37号から順にご説明申し上げますが、決算及び補正予算の上程につきましては副町長に上程をいたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第37号は、粕屋町教育委員会委員の任命同意についてでございます。

現在、粕屋町教育委員会委員をしていただいております安河内勢士氏が本年9月30日をもって退任されることに伴いまして、今回、選任いたしました青木政広氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

青木政広氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますが、同氏は筑紫野市役所に勤務される傍ら、町内の子どもたちに剣道の指導をしてこられ、退職後は糟屋地区の剣道連盟の事務局長をされるなど、教育委員としての識見、人格ともに優れた方でございます。任命同意につきまして何とぞよろしくお願いいたします。

議案第38号は、粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございます。

現在、委員を務めていただいております友野和憲氏の任期が本年9月30日をもって満了することに伴い、同氏の2期目の選任について議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては経歴書を添付しておりますが、同氏は長年不動産鑑定士として土地、家屋の評価に携わってこられました専門家でございます。本委員会に最適の方で、人格、識見ともに優れた方でございます。選任同意について何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第39号も粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございます。

現在、委員を務めていただいております満行貞夫氏の任期が本年10月31日をもって満了することに伴い、同氏の2期目の選任について議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては経歴書を添付しておりますが、同氏は元粕屋町の職員で、役場在職中は会計課、財政部門、さらには税務部門にも携わってこられた方でございます。同氏は人格、識見ともに優れ、税行政にも精通された方でございます。選任同意につきまして何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第40号は、粕屋町手数料徴収条例の全部を改正する条例についてでございます。

平成25年度から、町が徴収する使用料、手数料の見直しを検討し、見直し案につきましては、粕屋町行財政改革推進委員会で審議された結果、意見書が提出されましたので、その意見書を尊重し、今回粕屋町手数料徴収条例の全部を改正する条例を提案するものでございます。

主な改正点といたしましては、税務関係、住民票及び印鑑登録、その他証明等を交付する際の手数料を200円から300円に改正することや、手数料の事務、名称及び金額を表を用いてわかりやすく列挙するものでございます。

議案第41号は、粕屋町駅舎コミュニティーホールの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてでございます。

駅舎コミュニティーホールの使用時間帯の拡大、また入場料を徴収する場合など

の使用範囲の拡大により、利便性の向上と使用促進、財源の確保を図るため改正するものでございます。これについても、粕屋町行財政改革推進委員会での意見をいただいたものでございます。

議案第42号は、粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

現在、粕屋町学童保育所利用者には受益者負担金をいただいておりますが、現在の運営経費に対する受益者負担割合及び周辺自治体の受益者負担金の状況を勘案して受益者負担金の適正化を図るため、引き上げをお願いするものでございます。受益者負担金の引き上げにつきましては、昨年度、粕屋町行財政改革推進委員会に諮り、内容については判断をいただいているところでございます。

なお、保護者の経済的な負担を和らげるため経過措置を設け、平成27年度より3年間をかけて段階的な引き上げを予定しているところでございます。

議案第43号は、粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

現在の粕屋町総合体育館の利用料金体系は、町内利用者と町外利用者の区別がなく、粕屋町内の施設にもかかわらず、粕屋町民に対して優遇措置がないこと、また、同じ社会教育施設であります粕屋町立生涯学習センターの料金体系は、町内利用者と町外利用者の利用料金を設定していることから、総合体育館の料金体系につきましても見直し、町内利用者の利用料金につきましては現行のまま据え置きとし、町外利用者の利用料金を新たに設けるものでございます。この案件につきましても、粕屋町行財政改革推進委員会に諮り、ご意見をいただいたところでございます。

さらに、本条例第8条に新たに2項を加え、65歳以上の方及び障害者の方々の個人利用料金について5割相当額の減免を行おうとするものでございます。

議案第44号は、粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてでございます。

本条例は、国の子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、粕屋町において家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、制定するものでございます。

議案第45号は、粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定についてでございます。

本条例は、国の子ども・子育て支援法の制定に伴い、粕屋町において特定教育保

育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定める必要があるため、制定するものでございます。

議案第46号は、粕屋町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

本条例は、国の子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定のため、条例を廃止するものでございます。

次からの補正予算につきましては、副町長より議案の上程をいたします。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

(副町長 箱田 彰君 登壇)

◎副町長（箱田 彰君）

それでは、補正予算に関する議案についてでございます。

議案書の95ページからでございますが、議案第47号は、平成26年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,032万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億2,632万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、繰越金を4億4,697万3,000円、地方交付税を1億85万5,000円、国庫支出金を5,556万5,000円、町債を4,122万円増額し、繰入金で1億9,581万6,000円、県支出金を952万8,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、国民健康保険特別会計繰出金を2億1,646万5,000円、流域関連公共下水道事業会計補助金を7,000万円、中学校施設整備事業費を3,246万4,000円、感染症予防事業費を2,977万1,000円、交通安全施設整備事業費を820万円、こども館整備事業費を500万円増額し、臨時福祉給付金給付事務費を646万4,000円、農業振興事業費を483万5,000円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、議案第48号は、平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,870万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億5,115万円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を本算定結果から175万2,000円、累積赤字解消のため繰入金を2億1,646万5,000円、それぞれ増額し、収支均衡を図るため歳入欠陥補填収入を1億8,905万4,000円減額するものでございま

す。

一方、歳出の主なものといたしましては、国庫支出金等返納金を2,898万8,000円増額するものでございます。

続きまして、議案第49号は、平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,238万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,689万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、繰越金を2,357万円増額し、また後期高齢者医療保険料を本算定結果から125万円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を2,035万2,000円、一般会計繰出金を196万8,000円増額するものでございます。

議案第50号は、平成26年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、保険事業勘定におきまして既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,255万円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億6,329万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国県支出金521万9,000円、支払基金交付金449万7,000円、繰入金848万6,000円、前年度繰越金2,751万8,000円を増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を664万8,000円、保険給付費を1,470万4,000円、諸支出金を1,119万8,000円増額するものでございます。

また、介護サービス勘定につきましては、歳入において前年度繰越金を152万1,000円、保険事業勘定からの繰入金を42万3,000円増額し、歳出においては総務費を194万4,000円増額するものでございます。

議案第51号は、平成26年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算総額を260万1,000円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金を4万円増額し5万円にするものでございます。

一方、歳出では、一般会計繰出金を4万円増額し195万円とするものでございます。

議案第52号は、平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてでございます。

主な補正の内容は、受益者負担金賦課額の増額とそれに伴う前納報奨金の増額、

一般会計繰入額を増額したため、収益的収支につきましては、収入を3,207万2,000円増額し12億4,459万7,000円に、支出を250万円増額し12億6,449万1,000円に、資本的収支につきましては、収入を5,152万8,000円増額し6億6,873万9,000円とするものでございます。

以上が補正予算に関する議案でございます。

(副町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

議案第53号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、粕屋町立の2つの中学校に空調設備設置工事を実施するものでございます。現在、地球温暖化の影響等によりまして、夏場の教室の気温が30度を上回るような日々が続く現状がございます。また、大気汚染による環境の悪化も懸念されている状況でございます。

これらの状況から本工事を実施するに当たり、平成26年8月19日に共同企業体4社による指名競争入札を行いましたところ、九電工・電友社 特定建設工事共同企業体、代表者株式会社九電工 代表取締役社長 西村松次が工事請負金額1億1,858万4,000円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成27年1月30日とするものであります。本工事は、25年度からの繰越明許費であり、国の補助金補助率3分の1となっております。国の財政措置により町の負担が軽減されるため、繰越事業として契約するものでございます。

平成25年度の決算の認定議案につきましては、副町長よりご提案申し上げます。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

(副町長 箱田 彰君 登壇)

◎副町長（箱田 彰君）

それでは、議案第54号でございます。平成25年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

一般会計の決算額は、歳入総額127億4,465万4,292円、歳出総額118億2,326万5,162円となり、歳入歳出差し引き9億2,138万9,130円となります。この額には、

次年度への繰越明許費繰越額財源 1 億7,441万6,000円が含まれておりますので、それを差し引きますと、実質収支額は 7 億4,697万3,130円となります。また、一般会計の町債残高は、前年度より9,790万9,000円減少し96億1,099万4,000円となり、基金残高は8,250万9,000円減少し25億7,349万3,000円となります。

続いて、議案第55号は、平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成25年度歳入歳出決算は、歳入総額38億5,454万5,676円、歳出総額40億7,094万5,467円で歳入歳出差し引き 2 億1,639万9,791円の歳入不足となり、赤字決算となりました。

まず、歳入では、前年度に比べ前期高齢者交付金が8,707万8,000円、繰入金が6,609万8,000円の増額になっており、療養給付費等交付金が2,653万3,000円、共同事業交付金が2,791万3,000円の減額になっております。歳入総額では、前年度と比べ9,998万7,000円の増となっております。

一方、歳出につきましては、保険給付費が25億2,961万1,000円と前年度と比較して4,785万3,000円増加したことや、後期高齢者支援金等が3,298万3,000円、前年度繰上充用金2,562万2,000円が増加しております。歳出総額では、前年度と比べ8,520万1,000円の増となっており、平成25年度単年度収支では1,478万6,000円の黒字となっております。

議案第56号は、平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成25年度歳入歳出決算は、歳入総額 4 億1,974万7,423円、歳出総額 3 億9,617万5,536円で、歳入歳出差し引き2,357万1,887円が次年度への繰り越しとなりました。

後期高齢者医療制度は75歳以上を対象とした医療保険であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が実施主体となっており、運営しております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の 3 億1,473万4,380円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の 3 億7,680万9,683円でございます。

議案第57号は、平成25年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成25年度の決算は、保険事業勘定で歳入総額18億2,614万6,094円、歳出総額17億9,862万6,429円、歳入歳出差し引き額2,751万9,665円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、第 1 号被保険者保険料 3 億7,641万3,848円、国県支払基金からの負担金及び交付金11億1,533万1,543円、一般会計からの繰入金 3 億1,177万

5,802円、繰越金2,248万6,387円でございます。

一方、歳出の主なものは、全体の93%を占める保険給付費16億7,622万7,991円と総務費6,572万6,181円、地域支援事業費3,887万2,694円でございます。

次に、介護サービス勘定で歳入総額1,391万9,507円、歳出総額1,239万7,194円、歳入歳出差引額152万2,313円が次年度への繰り越しとなりました。歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入1,180万1,600円と繰越金211万7,907円でございます。歳出は、総務費1,140万1,174円、サービス事業費99万6,020円でございます。

議案第58号は、平成25年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成25年度の決算は、歳入総額423万2,929円、歳出総額418万2,011円で、歳入歳出差し引き額5万918円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金でございます。貸付金の償還につきましては、現年度分の償還率が76.0%、過年度分の償還率が1.8%となっております。

一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金でございます。

議案第59号は、平成25年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成25年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書の案のとおり減債積立金へ1,000万円、建設改良積立金へ1億4,200万円処分するものでございます。

あわせて、平成25年度粕屋町水道事業会計決算は、配水管改良工事を8カ所並びに浄水場内活性炭ろ過機更新工事などを行いました。

収益的収支につきましては、消費税を除きまして事業収益9億5,794万4,869円、事業費用8億552万1,909円、差し引き1億5,242万2,960円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして収入総額0円、支出総額3億3,246万3,422円、差し引き不足額3億3,246万7,422円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

議案第60号は、平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり、減債積立金へ1,000万円処分するものでございます。

あわせて、平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算は、污水管渠築造

工事を3カ所並びに原町地内の雨水管渠布設工事を行いました。

収益的収支につきましては、消費税を除きまして事業収益10億4,466万2,260円、事業費用10億3,706万8,159円、差し引き759万4,101円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして収入総額5億2,032万9,860円から翌年度へ繰り越しされる支出の財源充当額等を除いた純計5億258万4,860円、支出総額8億2,610万5,765円、差し引き不足額3億2,352万905円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上で決算の認定についての議案の説明を終わります。

(副町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

議案第61号は、町道路線の変更についてでございます。

この案件は、明神一線の終点の変更であります。明神一線は、起点側が主要地方道・福岡東環状線に接道しておりますが、終点側は接道がない総延長73.1メートルの路線でございます。今回、路線を31.4メートル延長し、終点側も主要地方道・福岡東環状線と接道させ、利便性の向上を図るものでございます。道路法の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

議案第62号は、住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更についてでございます。

住居表示の実施に伴い、別図1に示す字の区域及び名称を別図2に示すとおり、長者原東一丁目、長者原東二丁目、長者原東三丁目、長者原東四丁目、長者原東五丁目、長者原東六丁目、長者原東七丁目と変更し、別図3に示す字の区域及び名称を別図4で示すとおり、戸原東一丁目、戸原東二丁目、戸原東三丁目と変更するものであります。

実施区域における字の区域及び名称の変更につきましては、去る7月18日に開催いたしました粕屋町住居表示審議会におきまして答申を受け、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、8月1日から8月30日までの30日間、公示を行ったところでございます。このたび、この公示期間が終了いたしましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、当該区域の字の区域及び名称の変更について議会の議決を求めるものでございます。

なお、住居表示の実施につきましては、別図2に示す区域を平成27年2月に、別

図4に示す区域を平成27年9月といたすものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

平成15年1月1日から人権擁護委員として人権委員をしていただいております森紘氏の任期が本年12月31日で満了となりますので、森紘氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

森氏は、経歴書にありますように、社会教育委員や教育問題審議会委員を歴任され、現在は福岡人権擁護委員協議会の会長や粕屋町社会福祉協議会の会長をされております。人格、識見ともにすぐれた方でございます。

なお、委員の推薦につきましては、任期満了の3カ月前までに行うこととなっております。推薦につきまして何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で今議会に提案いたします提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします、終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出されました意見書案は3件であります。

事務局長が読み上げます。

◎議会事務局長（青木繁信君）

議事日程表の7ページをお願いいたします。

意見書案第2号集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書(案)。

標記のことについて、会議規則第14条の規定により提出。

平成26年8月22日。提出者、粕屋町議会議員、田川正治議員、川口晃議員、本田芳枝議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

議事日程表の9ページをお願いいたします。

意見書案第3号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）。

標記のことについて、会議規則第14条の規定により提出。

平成26年8月25日。提出者、粕屋町議会議員、山脇秀隆議員、木村優子議員。付託委員会、厚生常任委員会を予定。

議事日程表の11ページをお願いいたします。

意見書案第4号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）。

標記のことについて、会議規則第14条の規定により提出。

平成26年8月25日。提出者、粕屋町議会議員、山脇秀隆議員、木村優子議員。付託委員会、厚生常任委員会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、請願を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。

◎議会事務局長（青木繁信君）

議事日程表の17ページをお願いいたします。

請願文書表、受理番号4番。受理年月日、平成26年8月20日。

件名、手話言語法制定を求める意見書提出を求める請願。

請願の要旨、請願書写し添付につき省略。

請願者の住所及び氏名、粕屋町大字酒殿1277。糟屋地区聴覚障害者協会会長、中川久美男さん。

紹介議員、久我純治議員、長義晴議員、太田健策議員。付託委員会、厚生常任委員会を予定。

受理番号5番。受理年月日、平成26年8月21日。

件名、本会議場での国旗「日の丸」掲揚に反対する請願。

請願の要旨、請願書写し添付につき省略。

請願者の住所及び氏名、粕屋町大字上大隈162の12。部落解放同盟表粕屋協議会会長、杉本保彦さんと粕屋町大字仲原2594の1、粕屋地区人権運動連合会会長、川口學さん。

紹介議員、川口晃議員、田川正治議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

受理番号6番。受理年月日、平成26年8月22日。

件名、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願。

請願の要旨、請願書写し添付につき省略。

請願者の住所及び氏名、篠栗町高田499の1の2の408、全国B型肝炎九州訴訟原

告団、小川敏さん。

紹介議員、田川正治議員、川口晃議員、本田芳枝議員。付託委員会、厚生常任委員会を予定。

受理番号7番。受理年月日、平成26年8月22日。

件名、「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。

請願の要旨、請願書写し添付につき省略。

請願者の住所及び氏名、粕屋町原町5の16の24、池間龍三さん。

紹介議員、田川正治議員、本田芳枝議員、川口晃議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

受理番号8番。受理年月日、平成26年8月27日。

件名、用途地域の見直しを求める請願。

請願の要旨、請願書写し添付につき省略。

請願者の住所及び氏名、粕屋町長者原西1の9の14、森本進さん。

紹介議員、太田健策議員、久我純治議員。付託委員会、建設常任委員会を予定。

受理番号9番。受理年月日、平成26年8月28日。

件名、規制改革会議農業ワーキンググループ「農業・農協改革」への意見書提出に関する請願。

請願の要旨、請願書写し添付につき省略。

請願者の住所及び氏名、粕屋町大字大隈1229、粕屋農業協同組合代表理事組合長、栗原信三さんと粕屋農政連委員長、世利昌規さん。

紹介議員、因辰美議員。付託委員会、建設常任委員会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

次に、意見書、請願につきましては、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、さきの6月定例議会で継続審査となっておりました意見書案第1号につき

まして、提出者より一昨日、お手元に配付のとおり取り下げの申請書が提出されました。

これにつきまして、粕屋町議会会議規則第20条の規定により、取り下げを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は取り下げを許可することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時34分)

平成26年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成26年9月8日（月）

平成26年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成26年9月8日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	1番	木村優子	議員
2番	議席番号	7番	田川正治	議員
3番	議席番号	2番	川口晃	議員
4番	議席番号	4番	太田健策	議員
5番	議席番号	11番	本田芳枝	議員

2. 出席議員（15名）

1番	木村優子	9番	久我純治
2番	川口晃	10番	因辰美
3番	安河内勇臣	11番	本田芳枝
4番	太田健策	12番	山脇秀隆
5番	福永善之	13番	八尋源治
6番	小池弘基	15番	伊藤正
7番	田川正治	16番	進藤啓一
8番	長義晴		

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因清範	副町長	箱田彰
教育長	大塚豊	総務部長	八尋悟郎
住民福祉部長	水上尚子	都市政策部長	吉武信一
教育委員会次長	関博夫	総務課長	安河内強士

経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	瓜 生 俊 二
社会教育課長	中小原 浩 臣	学校教育課長	八 尋 哲 男
健康づくり課長	大 石 進	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	今 泉 真 次	介護福祉課長	吉 原 郁 子
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	安河内 涉
都市計画課長	山 野 勝 寛	地域振興課課長補佐	山 田 淳
上下水道課長	中 原 一 雄		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、毎議会ごとに申していますように、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いする次第であります。

それでは、通告順に質問を許します。

1 番木村優子議員。

(1 番 木村優子君 登壇)

◎1 番（木村優子君）

おはようございます。議席番号1 番木村優子です。

通告書に従って質問いたします。

町民の暮らしの中で必要な交通手段の一つであるバス、粕屋町にはJRの駅が6つあり、とても便利な町ではあります。しかし、西鉄バスの本数が減らされている箇所もあり、不便な地域があるのも事実です。バスが通っていない箇所を補うのに活躍しているふれあいバスについて、以下順番に質問いたします。

まず、1 番目の質問です。

ふれあいバスを導入するに至った経緯についてをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長からお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

木村議員のご質問にお答えいたします。

ふれあいバスを導入するに至った理由でございます。現在のふれあいバスは、平成5年5月に、福祉巡回バスとしてスタートいたしました。当時、今の福祉センターが寿楽荘の時代、老人クラブの送迎バスとして限定して送迎を行なっておりましたが、新しく増改築された福祉センターを少しでも多くの方に利用していただく手段として、また高齢者等、交通弱者の公共施設へのアクセスの利便性と地域社会参加の促進を図ることを目的として導入されました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

それでは、その当時のことなので、わかれば結構でございます。そのときに、専門の係や検討委員会などは立ち上げられて行われたのでしょうか。そしてまた、その中に町民の方も入っておられたのか。また、アンケートなどはとられたのかなどを教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

その当時、協議会などが立ち上げられたという話は聞いておりません。しかし、当初、高齢者や障害のある方、子育て中の母子の方などの利便性のためという福祉施策型巡回バスでありましたが、アンケートによるご意見やバス運行協議会の検討を重ねまして、その後運行協議会できましたので、運行協議会の検討を重ね、そのときの状況に合わせながら改善を重ねてまいりました。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

それでは、2番目の質問です。

立ち上げに必要なになった経費などについて、わかればお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

立ち上げに必要なとなった経費でございますが、まず26人乗りのバス1台の購入費と、それから運転手1人の人件費、そういうものが初期費用の主なものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

経費については、いくらかかったとかということはわかりますか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

済みません。二十数年前のことになりますので、はっきりはわかりません。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

わかりました。現在の維持費はどのくらいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

平成25年度決算でお答えしますと、まず総務課管理として、バス2台分のリース料が214万2,000円、それから車両保険料が32万5,070円、またバスの運行管理を受託しています社会福祉協議会の支出ではございますが、運転手の賃金として500万6,095円、それからバス燃料費に149万4,004円、それから連絡通信費に4万9,432円を支出しています。したがって、バスの維持費といたしましては約900万円程度になります。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

わかりました。

それでは、3番目の質問です。

24年から、3路線運行から検討に検討を重ねられて、4路線へと変更し、運行はされていますが、25年度の各路線の利用者数と導入後の利用者の全体の増加人数をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

平成25年度の利用実績によりますと、年間合計延べ人数2万1,526人の利用がっております。その内訳としましては、Aコース、これは大隈、上大隈、江辻方面になります。3,593人、それからBコース、乙仲原東、甲仲原、酒殿、花ヶ浦方

面です、3,624人。Cコース、原町、内橋、阿恵、柚須、乙仲原西方面、こちらが9,931人、Dコース、戸原、内橋、長戸方面、こちらが3,800人で、平成24年度と比較しますと、全体で4,854人の利用者増となっております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

済みません、私が持っている資料ではもうちょっと多い人数だったものですから、ちょっとあらかじめおおよその1日乗車人数と1回の乗車人数というのをちょっと計算をさせていただきました。それで、今聞いた分よりちょっと私の人数が多かったもので、ちょっと人数に変わりが出てくるかと思いますが、さほど大きな誤差はないと思いますので、ちょっと聞いていただければと思います。Aコース、今おっしゃられました大隈、江辻方面、それからBコース、乙仲原東、甲仲原、酒殿、花ヶ浦方面、そしてDコース、原町、阿恵、柚須、乙西、内橋方面が、大体1日平均が約20名ぐらいというふうに私の計算ではなりまして、そして1回の乗車人数、1日に4回出ているということなので、それで割りまして、大体の人数が5名程度。そして、Cコースにおきましては、原町、阿恵、柚須、乙仲原西方面に関しましては、1日平均乗車数が53名、1回の乗車数が約13名というふうに私の計算ではなりまして。

以上を踏まえながら、次の質問に入らせていただきます。

4番目の質問になります。

現在の課題についてをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

現在、このふれあいバス運行運営につきましては、粕屋町社会福祉協議会に委託して、また粕屋町福祉巡回バス運行協議会においてもさまざまな検討を重ねながら、効果的運営に努めているところです。より使いやすい福祉巡回バスとするために、平成24年7月には、バス路線の見直しを行い、路線を当時の3コースから4コースに増やし、あわせて停留所の数を新たに10カ所増やすとともに、既存の停留所についても各コースを回りながら場所の見直しを行うことで、利用者数の増加につなげることができました。

また、利用者にアンケートを行い、意見や要望を調査し、できる範囲で改善を目指しております。その中では、便利で使いやすいという声が聞かれる一方で、バスの停留所がわかりにくいことや、バス停で待機しているときに運転手が気づかず通

過してしまうなどの苦情もありました。今後は、多くの町民の足として、身近に利用しやすい巡回バスを目指すことが課題の一つとっております。

また、導入当初に比べて公共施設も増え、利用される住民の年齢構成も変化し、状況が変わったことを踏まえて、今後さらなるサービスの向上と利便性を求めるのであれば、町の福祉巡回バスに対しての考え方や方向性を検討していかなければならない時期に来ており、そこも大きな課題であると考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

わかりました。

私は、たびたび交通の不便さを耳にしております。例えば、子育て世代の方です。車を運転できない。もしくは、車がない方は乳幼児健診などに行く際、バスがないためにタクシーを使って行き来をされております。ふれあいバスも13時ごろの健診にちょうどよい時間帯というのがございません。JRが利用できる地域の方でも、長者原駅から健康センターまでの間、役場の坂道がベビーカーを押して上っていくにはかなりきつい。決まった健診がある際、臨時便でもいいので、バスがあればいいのにといった声もございます。たまたま青洲会病院のバス停で一緒した町内在住の方のお話です。その方は、半身が不自由でつえをついていらっしゃいました。病院も受診され、帰宅されるとのこと。帰宅されるのに自宅とは反対の天神行きのバスを待っておられました。不思議に思い尋ねてみますと、自宅近くまでのバスは天神からしかなく、タクシーで帰る以外は歩くしかないが、不自由な体では遠過ぎて歩けない。なので、一旦青洲会病院から天神まで出て、天神から自宅近くまでバスに乗って帰るということでした。行きはふれあいバスに乗ってきたとしても、帰りのバスがない。病院通いをするのに毎回タクシーを利用するにはかなりお金がかかります。町内に向けてのバスの運行が少な過ぎて、行きはよくても帰りがといった声も多く聞かれ、かつ町内に行くより、バスが天神方向まで出ているから、交通の便がいい福岡市内で買い物をしたり、病院や整骨院に通っているということも聞きます。粕屋町にある商店や大型モールの利用など、地域活性化をしなければならないのに、福岡市内へと人が流れていく。また、空の状態でもふれあいバスが運行しているときもあり、税金の無駄遣いだと言われる方もあります。あらゆる世代から粕屋町の公共交通状況に対しての要望をお聞きしております。市制を目指している粕屋町であります。この状況を何とかしなければならないのではと思いますが、町長はどのように考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

粕屋町は、福岡県内でも志免に次いで町域が狭い町です。そういう中で、当初これを導入するときは、住民福祉部長からは話しませんでしたけども、ちょうどふれあいバスとか巡回バスとかが町営でとか市営でやり始めたころでございます。その中で、一部の町民の方、これ高齢者が多かったんですけども、その方々の要望で、それは長 憲一町長時代です。試行してみようということで始めました。その試行がなかなかやっぱりバスに乗車される方も少ないし、やめようかという話もございました。だから、これがですね、一回行政で始めたものはなかなかやめられんということで、いろいろ改善をしながら、先ほど福祉部長が話しましたような改善をしながら今に来ております。そういった中で、今後の交通利便性の活用でございますけど、粕屋町のように交通の利便性が、公共機関が、またバスが、こんなにちっちゃい10平方キロの中に駅は6つあるし、というような町はほとんど日本全国探してないでしょう。そういった町のそれを補完する交通手段というのはどういうふうにあるべきかというのは今後の検討課題だと思えます。答えにはなりませんけども、今後は検討していきたいというように思います。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

わかりました。

現在、ふれあいバスの状況をお聞きをしてみました。私は、予約型バスやタクシーのデマンド交通の導入はどうかと思っております。ご存じの方も多いと思いますが、全国でも有名で地域公共交通優良団体国土交通大臣賞をいただかれた八女市の取り組みについてご紹介をいたします。

八女市は、人口約7万500人、面積は482.53平方キロメートル、県内2位の広さがある市です。広大な山間地域を抱え、全国平均を大きく上回る高齢化が進む中、地域公共交通の維持、確保を図るため、既存の路線バス、患者輸送車、福祉バス等の地域生活交通を抜本的に見直し、デマンド交通を導入しております。この新しい交通システムを活用し、市内に点在していた交通空白地域の解消を図っております。

具体的な事業の概要としましては、運行方式は電話予約によるドア・ツー・ドア方式の乗り合いタクシーです。運行台数は12台、10人乗りワゴン型タクシーで、利用方法は事前登録をしていただき、電話で予約、玄関から玄関まで送迎といった方

法です。

料金は、片道300円、利用者は1日に220名、25年度の実績は6万2,197名、収入は1,865万9,100円だそうです。初期導入経費については、補助対象経費4,004万6,000円、対象外経費373万9,000円、合計で4,378万5,000円。維持管理費は6,161万7,000円。財源内訳は、過疎対策事業債が5,500万円、交通事業者国庫補助金納入分が639万4,000円、一般財源等は22万3,000円だそうです。

この交通方法は、先ほども申しましたが、一件一件、タクシーと同じように、玄関近くまで車が入っていきますので、高齢の方が重い買い物の荷物を持って長く歩く必要がなく、楽に外出をする機会が増えること、また高齢の方の見守りにもなっているということで注目をされている方法です。

粕屋町は、若い町と言われてはおりますが、間違いなく高齢者は増えており、対策は必須です。政府は、地方自治体が主体となって乗り合い、予約型で小型バスやタクシーを運行する仕組みを本格的に普及させる方針を固めました。2020年をめぐりに、導入自治体数を今の倍以上の700市町村に拡大させる目標を交通政策の基本計画に盛り込みます。15年度からは、予約を受け付けるシステムを構築するための補助金制度を新設し、導入する自治体を支援するそうです。また、予約型バスが、既存のバス路線などを効果的に補い、多くの方が便利になる地域交通計画の策定も後押ししていくそうです。

こういったことを踏まえて町長にお聞きをします。我が町でのデマンド交通の導入をどのように考えますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ひとつ参考にはしたいと思いますけども、うちのほうで果たしてそれが合うのかどうか等もございます。また、詳しい内容については住民福祉部長のほうからお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

先ほど、八女のことをおっしゃってございました。粕屋町は、山間部もなく、面積が14.12平方キロメートルの狭い町でございます。八女市の480平方キロメートルとはすごく違いますが、今後、粕屋町の特徴を踏まえて、それから粕屋町に合った望ましい方法を検討したいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

町の活性化、高齢化に向けて、また子育て中の方々にも優しいのがデマンド交通ではないかと私は思っております。八女市は導入するに当たり、専門の課を設置し、他市町への視察を行い、我が市にとって一番の方法を研究し、粘り強く町民への理解を得るため説明を重ねたとおっしゃってられました。今回は、八女市の取り組みを紹介して私の質問を進めてまいりましたが、いろんな市町村の取り組みがごございます。住民福祉部長も今おっしゃってありましたけれども、我が町でもまず専門の係などを設置して、町民が便利で、かつ潤うような地域交通計画に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（1番 木村優子君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

7番田川正治議員。

（7番 田川正治君 登壇）

◎7番（田川正治君）

おはようございます。議席番号7番、日本共産党田川正治です。

質問通告書に基づき、町長並びに関係部課長に対して質問を行います。

その前に一言、安倍政権は7月1日に、国民多数の反対の声に背いて、集団的自衛権行使容認を柱とした解釈改憲の閣議決定を強行しました。閣議決定は、憲法9条のもとでは、海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開くものです。こうした憲法改定に等しい大転換を与党の密室協議を通じて、一片の閣議決定で強行するなどというのは、立憲主義を根底から否定するものです。戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認をうたった憲法9条を幾重にも踏みにじり、それを事実上削除するに等しい暴挙であります。閣議決定は、こうした戦後日本の国のあり方を否定し、日本を殺し、殺される国にしようとするものであります。日本を守るものでもなく、国民の命を守るものでもありません。アメリカの戦争のために日本の若者に血を流すことを供用し、アメリカと一体となって他国の人々に銃口を向けることを強要するものにほかなりません。長崎の平和式典後に、原爆遺族会の会長は安倍首相に対して、軍歌が鳴り響く戦争や報復の繰り返しも心配です。被爆者は、集団的自衛権行使容認に絶対反対をしますと訴えられました。今、戦争か平和かをめぐって、戦後最大の歴史的岐路を迎えていると考えます。平和な日本を守り抜く、そのために憲法破壊の閣議決定を撤回させる。そのために取り組んでまいりたいと考えております。

以上、述べまして、これから質問に入ります。

まず最初に、学校給食センター建て替えについて質問いたします。

質問通告書にも載せておりましたが、町の広報かすや6月号に、新しい学校給食センターの建設決定、QアンドAの記事が掲載されました。保護者や町民から、学校や役場に対して、このことについて疑問や質問の問い合わせが来ているようですが、どれだけの人たちから来て、どのような内容の問い合わせが来ているのか。疑問や質問に対してどのように対処されているのか。まず、答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

教育次長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

本年6月に、町の広報紙であります広報かすや6月号におきまして、新しい学校給食センター建設についての記事を掲載いたしました。その際は、特に町民の方からの問い合わせはございませんでした。7月末に、給食センターの公立直営化を求める有志14名の方から公開質問状を受けまして、8月11日付で、代表の方に回答をしたところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

広報かすやに載った記事はこれですね。初めて、学校給食センター問題について、町民の皆さんに知らせるという内容のものであったと思います。ですから、非常に関心は多いというのはあるわけですけど、今までこの給食センター問題についての町の取り組み、保護者や町民に対する説明の不足、こういうようなことも含めて、この給食センターの進め方に対して、あきらめといいますか、町がやることやからというようなことなどで捉えた人たちも多くいたと思います。しかし、私はこの広報紙の内容を見まして、PFI事業の効果を強調するというのが基調にあって、食の安全はこれまでどおり町が責任持ちます、民間に委託することでコスト削減や質の向上が期待できると、このようなことが基本に述べられております。今までの学校給食センターより全てよくなるように言われてるというふうに考えま

す。これでは、今までの直営の給食センターのすばらしさや職員の努力を否定するということにつながると思います。

先日、この先ほど関次長が説明されました公開質問状、町長に提出した人たちから、この質問状に対する回答書を受け取りました。町からの回答書を受け取った方からは、この内容については質問に対してまともに答えてないということがありました。その質問状に対する回答書はこれです。コピーをいただきました。今から、私はこの質問状に対する回答の内容について質問をしていきたいと思います。

質問状では、広報紙で新しい給食センターをPFI事業で進めますとあるが、PFI事業方式は一般的に民間委託と異なり、元請、孫請などの複雑な構造になり、調理の質が落ちるのではないかと質問しております。それに対してどのように答えてるのかということですが、ドライシステムやHACCPの手法は、現在の学校給食センターの調理員では実施することができません。このような回答です。これでは、今直営で働いている人たちが、今後、新しい技術を身につけて、そして働いていきたいという人たちに対しても否定していると言わざるを得ません。私は、町直営で運営する場合でも、技能取得者を採用するこのドライシステム、HACCPの手法などがやっていける、そういう人、そして施設や設備を新しくすればできるといことは議会でも述べてきました。そういう点では、この質問との関係で、この町民に対する真摯な答えということにはなっていないというふうに考えますが、答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

給食センター建設に際しましては、町民の方への説明が不十分だというようなことだろうと思います。それで、一応準備室のほうといたしましても、25年の11月に、4小学校を回りまして保護者説明会をしております。その中で、保護者の方から一番質問が多かった質問の内容は、給食センター建設に伴いまして、給食が停止する期間があるかどうかというのが一番保護者の方の関心が多ございました。それに対しましては、建設しながら給食を提供、現在の直営の給食センターを稼働し、提供していくような予定でございますというお答えをしております。それで、保護者の方は十分ご理解いただいたというような気持ちでおります。

また、HACCP、ドライシステムを導入することによって、現在の調理がちょっとできないというようなその回答じゃなくて、PFIですることによって、指導者を立てて、現在の調理員さんを衛生管理基準に沿って指導しながら調理をしていくというような方針でございます。要求水準書の方にもそのような記載をしている

ところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

私が言ってるのは、この今の調理員の能力を生かしていけば、まだ新しいこのシステムの中でもやっていけるんじゃないかということとあわせて、町の職員としてこういうことが技能を持っておる人たちを採用するというようなことなどをやっていけば公営施設であってもできるんじゃないかということについて、今までも指摘し、この質問に対しての答えとして、この町のほうで説明してる点が的を射てないということも含めて言ってるわけであります。

次に、今言われましたその小学校の保護者説明会ということで行われました。これも何度も今までも言ってきましたし、保護者説明会の中にこういう内容がホームページに載ってましたので、もうそのときから見てきましたけど、この保護者説明会に参加した人は少数であったちゅうのも含めて、何度も私も言ってきたんですけど、何かこの質問に対する回答もそこが強調されておるんですね。保護者説明会をやって、PTAの会長も含めて参加されましたので、それで十分に徹底できたんだということであったわけですね。しかし、そういう点では、まだまだこの内容について、事前に説明もするということが不十分な状況で来てるというもとの、このかすや広報に載せたことだけでは、理解が十分できるということにならないんじゃないかということがあります。

次に、この委託業者の調理師との打ち合わせについてがあるわけですが、このかすや広報には、この委託業者と調理の打ち合わせをしていくということですから大丈夫ですというふうなことが述べられる中で、それに対する質問として、委託業者の調理師との打ち合わせは法的にはできないということになってるのじゃないかということについての質問に対して、町のほうの回答では、町には現場、調理現場への立ち入る権限がありますということを回答されてるんですね。これは、今までも偽装請負の問題も含めてあるということなどで指摘してきたわけですが、何を根拠にこれはこのような回答をされてるのか、説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

現場に立ち入ることができるというような回答は、一応衛生管理面、衛生上、非常に危険な状態、例えば食材が落ちたのを拾ってそのまま使うようなことがないよ

うに、そういったところは現場にモニタリングをして、直接指示をしていいという
ようなことでございます。法律上ですね。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

それは、委託業務との関係でこういうことができると、派遣との関係とか、そう
いう何か法的なものがあるということを根拠に言われてると思いますが、何の法律
ですかね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

国が出しておりますその指針でございます。指針の中に、こういったことは衛生
管理上、児童と生徒の命にかかわる問題ですので、ここに関しては特別指導できる
というふうな文言でございます。ちょっと法律はちょっと忘れちゃったけど。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これは、今言われてるのは、説明会のときも同じようなことを言われたんです。
物が落ちとったらそれを拾う、拾うて入れるなというようなことは、入って町の職
員がしますよというようなことを言われた、そのことだと思うんですが、私、この
今指摘されてるのは、その質問も含めて出とるのは、指導、いわゆる調理指導も含
めて町の職員などがしたらだめですよということについての質問をされてるのに、
こういうこの現場に立ち入る権限がありますというような形で回答をされたら、誰
でもその関係は法律的に何か正しく、そういう直接調理指導をやっていくことがで
きるんだというふうに思うというその内容での回答になっとんですね。だから、そ
こが問題として指摘してるんですが、今の国の指針ということだけでこの回答をし
たということでありまして、これは今後ただしていくようにしていきたいと思ひ
ます。

それと次に、広報紙で、民間委託するのは調理と食器類の洗浄などの一部分です
というふうに強調されとんです。私、これはPFI事業であるんだから、調理と食
器類の洗浄だけではないというのは今までも議会の中でも指摘し、それは議員も含
めて共通の認識だというふうに思うんですね。これだけではないと。建設含めてい
ろいろあるんだと。運営、維持管理ということなんですが、なぜこういうふうな形
で、民営化、民間委託するのはこれだけですよというふうに回答されておるのかとい

うこととあわせて、この回答とあわせて、糟屋郡内ではこの民間委託していないのは粕屋町だけです。いわゆるこれは教育長もよく言っていたんですが、PFI事業でやっているところはほかにはないのに、それを民間委託とPFI事業と同じような形でこの質問に対する回答をしてあるんですね。そもそもこの形態が違う民間委託のあり方について、不正確な回答をするっちゃうのは問題だと思うんですが、どういふことでこれは回答された、どういふ趣旨で回答されたのか、説明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

今、粕屋町の給食事業は公設公営で行なっております。その中でも配送ですね、配送は民間委託をしております。で、調理、洗浄ですね、この部分が公設公営で行なっております。他の糟屋地区の給食事業は、この調理、洗浄部分、これが民間委託されているということで、大きな違いは洗浄、調理部分、ここが変わりますといういふような回答の趣旨でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

それは、そのPFI事業でやっていることについて質問しておるんですね。その上で、調理と食器類の洗浄だよというだけというのは正しいのかということについて質問されておる点について、その民間委託はだから粕屋町もこのように同じようにするんだという説明では不十分だと思うんですね。そういうことで指摘もしてきて、時間もないので次に移りたいと思いますが、もう一つはその入札説明書の関係について質問をいたします。

これは今から入札していく上においては、いろいろと必要なことがあります。町のほうでもいつも言われてますように、契約金やら保証金、事業ごとの金額の契約内容とかありますし、この入札等に対する保証金とかいろいろ出てきます。それに対して、私はこの回答書の中で、時期が未定とか、関係部分を修正しますとか、指摘された点を削除しますとかという内容などが非常に多いんですね。この第1回目の説明書の中の1ページには、この内容について問題点があるんですが、これは入札説明書や事業契約書との関係で指摘されてるんですけど、この事業者の質問は、契約保証金は契約金額の100分の10とあるが、事業契約書案第19条記載の保証金額と異なりますと。町の回答は、入札説明書及び入札事業契約書案を修正しますと回答してるわけですけど、この回答したことについて、事業契約と契約保証金との違

いがあるというふうに言われている点で、何が違いがあったのかということなんです。その後の修正した分はどちらも100分の10以上というふうに、入札説明書も事業契約書にも書かれております。私は、この問題で、事業者のほうからの提案で10%に引き上げたのか、引き下げられたのか、それとも間違いがあったのかということについて確認をしたいわけです。

答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

その入札にかかわります契約ですね、国交の公表の分で、案として公表をいたしておりました。それで、100分の10以上というのが規定でございます。これは単なるうちのほうのミスでございますので訂正いたしますというようなことで訂正しております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

この事業契約書の保証金は何パーセントだったのかというのは、何も書いてなかったということですか。今、規定がわからなかったので見過ごしてということですか。規定はそもそもあるでしょう。その事業契約書の問題でも、100分の10以上とかですね、どこかのところは100分の5というようなところも、香川の宇多津町もそういうので契約しとるところもあるんですけど、いずれにしても何かの基準を示しとったのに対して修正を加えたと思いますが、その基本はその今言われたことだけやなくて、中身、内容ですね、どういうふうにする文書化しとったのについて指摘されたのかということについて。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

うちのほうの財務規則のほうでもきちんと書いておりますけど、100分の10以上ということが正しいわけございまして、その分、片方は100分の10で書いておりましたが、片方のほうが相違しているということで指摘がございました。それで、そこを訂正したわけでございます。うちのほうのミスの部分ですね、これを訂正させていただきました。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

その訂正したもとの部分が何やったのかということをお願い。何も書いてなかったのか、100分の5と書いとったのかということも含めてあると思うんですよ。それについて、両方100分の10じゃありませんよということについて指摘されて、それを变更后100分の10にしたわけでしょ、両方とも。何か書いとったわけでしょ。何もなかったから書き込んだと、財務規則の問題もあってそういうふうには書き込みましたということならわかりますけど、今のじゃちょっとよく修正したそもその中身がようわかりません。説明ください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

入札説明書に対する質問の7番だろうと思います、事業者がしてる分がですね。100分の10となって、契約金額の100分の10となっていますが、事業契約書案第19条で求められてる保証の額と不一致です。町が求める契約保証の金額については事業契約書案第19条に示した金額と理解すればよろしいでしょうかというような内容だろうと思います。これに関しては、入札説明書及び事業契約書案の契約保証金に係る部分を修正しますということで、ちょっとはっきり片方が幾らかというのはその数値では今記憶しておりません。ただ、ここが不一致しているので、正しいほうに修正をさせていただきますというような回答をしております。ここではですね。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

とにかく関次長は、その修正する前の中身については今説明できないということですね。ここでは、何度も言いますが、幾つかの業者からこの19条の問題について、3つの業者から指摘されると、同じような趣旨で。同じような趣旨で言われとんですよ。ということは、その違いが事業契約書の金額と不一致やから違うわけでしょう。何かあるはずよね、不一致の原因が。原因ちゅうのは、いわゆる数字ですよ。パーセントの問題で、恐らくこれは指摘されたりとかね。だから、私はこういう問題でも含めて、法的にちゃんとクリアできるようなこともやりながらしていけないといけないということが一つありますし、これがわからないんですね、私たちにね。結局、ホームページに出るのは全部新しいのがどんどんどんどん入ってくるだけで、前の中身がわからないもので、なおさらそれが何でそういうことを指摘されて変えるっちゃうかというふうに思ってしまうんですよ。そういう点では、今までのこのやり方も含めてですが、議員の私たちに、今からこの入札する

までの間のこの大事な事業契約書計画書の中身の、この議会でも提案し、そしていろいろ町民の意見も含め、いろんな安全・安心の給食センターつくっていくちゅう点で、考えて取り組むということであれば、なおさらこのところちゃんとしっかりして、文章的にもそういう意向が入るように取り組んでいく必要があるというふうに思いますので、改めて今の時点で、この問題について取り上げさせていただきます。

時間がありませんので、次に移ります。

町立保育所の建て替えと修繕計画、子どもの保育が安心できる保育環境について質問いたします。

この点について、今まで指摘もしてきましたけど、建物の維持管理、建て替えですね、そして働きやすい保育所の環境をどういうふうにつくっていくかということがありますが、今町のほうで考えている方針というのを述べていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今現在、今年度、はこぶね保育園が80人の保育所を建設しております。それから、（仮称）内橋保育園ということで、これは大川保育園を経営しております相和会が180名の保育園を建設しております。都合260人の保育園が来年4月に開所をいたします。後から質問があろうと思いますけども、仲原保育所、中央保育所、確かに老朽化をしております。ただ、建て替えということでは考えておりません。これらの保育園については、幼稚園も含めたこども園という考え方で建て替えるのであればやっていきたいというふうに思います。今、幼稚園も、とても粕屋町の町内の幼稚園では収容できておりませんし、町外の幼稚園に通う子どもが相当おります。そういったことも含めて、今後、子どもの状況等を勘案しながら進めていきたいと思います。

あと詳しいことについては、住民福祉部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員、冒頭の質問には今のことでいいですか。

田川議員。

◎7番（田川正治君）

それで、今、町立の保育所があるわけですけど、この町立保育所の維持管理も含めて、建て替えまではいかなくても長期的に計画されてもらえばいいんですが。それと労働条件の問題ですね、保育士さんの。これは、今改善せないかん問題いっぱ

いあるわけですよ。これも放置されて、今言われたように幼稚園と一緒にとか、民営化とかというようなことで、もう先新しくしたって、どうせ取り崩しやけんというような発想でこのことを捉えてやっていくということはよくないというふうに思うんですが。私は中央保育所は孫が行きよりますので関心がありまして、いろいろ聞いてきました。正職員が5人なんですね。園長含めて。そして、産休が2人別におらっしゃる。嘱託6人、臨時5人、代替と加配と延長の人含めて10人、全部で26人おるんですけど、今5人しかおらんですよ、正職員。そして、西保育所でも25%ぐらい、仲原保育所・・・・・・、大体25%から切りよるという状況があるんですね。これは、今、町の職員の正職員の率からいうたら45%ぐらい、正職員、町の場合おられるんですよ、役場のほうは。こういう状況で働いているという、子どもはクラス担任も正職員じゃない人たちから見てもらっているという状況ですね。だから、1クラスか2クラスはもう正職員いないという状況です。これは、私だけが言いよるわけやないんで、労働組合としても何度もこれは今まで歴代の町長に対して申し入れしてきとんです。何ら改善されません。むしろ減っていく、どんどん。今年だって欠員が1名、2名ある状況。そして、応募をホームページにもしてある、ハローワークも行った、そして保育所の保母さんたちは駅にも張り紙行きよる。必死ですよ。でも来ない。何でかということですよ。やっぱり労働条件よくないんですよ。一番大事な命を預かるそういう人たちの仕事の環境を整えていくということは、私たちの子どもを、未来を担う孫たちのためにも大事なことだと思うんです。

それで、今、残業の問題についてちょっと見てみたんです。決算資料を見せてもらったんで、時間外勤務を見たんです。保育所、幼稚園61人、子ども支援課ということなんです。5時から22時まで、3,471時間、土曜含めて合わせると3,850時間、時間外。去年から、前年度から59時間増えておるといことですよ。これから見たら、1カ月に4時間か5時間しか残業してないようになつとんです。時間外。しかし、私見たら、それは延長の人もおられますけど、正職の先生たちも穴埋めとかいろんなその場の状況で遅れて帰ってるんですよ。そういうことからいえば、サービス残業も含めてやらされてるという状況だと。これは、本町もあまり変わらないというふうに思うんですね。この頃、電気がいつまでもついてるなっちゃうのが、よう言われます。節約するなら電気は消してから早く帰りゃいいとというふうな話も聞きます。それほど残業っちゃうのが、サービス残業も含めて増えていってるといことが言われてると思うんですよ。

こういう中で、欠員になつとるのを早く増やすということをしなければならないし、このまま、欠員のまま来年の3月までいくということにならんようにせないか

んというふうに思うんですね。

それともう一つは、この嘱託の職員と臨時の職員の人がおるんですが、特に臨時の人たちは通勤費やクラス担任の手当などが無いという状況で、働きようは大体同じようなこととして、嘱託の人たちの条件がよくないのもあるかもしれませんが、しかし臨時の人たちというのは全くそういう点では保障されてないと。ですから、応募してもここに臨時の分に配置されるなら恐らく断らっしゃあでしょうね、というのがあるんじゃないかと思いますよ。全国的にも、保育士さん、それから介護士、看護師、こういう人たちは本当一番大事な命と子どもとか預かってる人たちが本当に条件が悪いというのがありますけど、しかしこれは町で予算化して、こういう点を改善していくことができれば、今から保育所も必要であるし、子どもも増えるという状況のもとでしなければならないことやと思うんです。

もう一つは、待機児童が80人ぐらいおるということで、今言われてるんですけど、中央保育所の場合はあと2人職員を増やせば子ども10人は入れますよということを書いてありました。仲原保育園は施設そのものが増員できない状況だということを書いておられますが、なぜこういうことも含めて保育士を増やすことと子どもを入園させるということを努力しないのかというのが言われてるんですね。この件について町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

個々の細かい問題でございますので、住民福祉部長なり、子ども未来課長からお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

職場環境の問題ですが、クラス主担任については正規職員を配置するよう配慮しておりますが、女性の職員が多いため、産前産後休暇、育児休業が多くなっており、欠員が生じております。このためクラス主担任を嘱託職員としているクラスがあります。非正規職員については、今年3名を新規採用しております。今後も職員採用には計画性を持って採用していく考えです。

それから、臨時、嘱託の待遇については、今年度より嘱託賃金を増額しております。臨時賃金についても近隣の市町村の実態も踏まえ、今後の検討と考えております。

今後とも保育所関係法令を尊重して、保育所運営に当たりたいと考えております。

す。

それから、サービス残業の件ですが、保育所は時差出勤等もありまして、残っている人はみんな残業というわけではないので、その辺も再度確認はいたしますが、サービス残業はしていないと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

臨時の保育士さんは、時給900円ですかね。これは聞いたところによると、宇美町はこの臨時の人たちにクラス担任手当をつけたということがあるということなんです。ですから、ぜひ宇美町の1万8,000円、何かそのくらいの金額をとというようにちょっと聞いたんですが、いずれにしても、この臨時の人たちにそういうことの手当てをつけたというところもあるわけで、そしたらそちらのほうへ流れていきますよね。流れていくちゅうのは、働く場所を求めていきますよねということにもつながるわけですけど、どうしても検討してもらいたいと。

それともう一つ、中央保育所だけじゃなくて仲原もそうですが、建物が老朽化している状況の中で修繕、改修をしているということになってるんですけど、この中央保育所では、私6月議会でも言いました。防水のシートがずっと張られ出して、子どもたちもきれいになりよるちゅうようなことで保育士さんも喜びよったです。途中で、予算がないけんもうやめましたという、これずうっと青いシートになって、それからこっち側はもう曼陀羅の汚れた壁ですよ、屋根。見られた方おられると思うんですけど、あんな工事のやり方をして、町の建物としてのやっぱ信頼を失われるんじゃないですかね。

それで私、今度決算資料で見たら、私、去年の3月議会のときにこの修繕費とか含めてどのくらいあるかというたら200万円予定しとるちゅうことやった。ということで、今度の決算見たら160万円でした。使ったのが。あと何か不用額で今度それが外すような金額になっているみたいですが、いずれも40万円のその残りの分も含めて予算化しとった分とか含めて、今の状態のままでまだ雨漏りしとるところとか残っとなですよ。防水張ってないとか。見かけも悪い。あの状態で平然としておるちゅうこと自体が、何か問題が本当あるというふうに思うんですね。そういうこととか、園庭から来る園庭に通じる通用門のところ、プラスチックの排水溝の上に網のようなのが置いてあるんです。プラスチック。ほかのところは金ですよ。ちょうどプールの周りのあのところだけプラスチックです。そのプラスチックの端のほう割れるんですよ。どうしても端のほうに乗るから。それが折れて、側溝の中に入り込むんです。私も何回も孫が落ち込まんようにして一生懸命そういうふ

うにしよりました。先生にも言いました。なぜ金と同じものをそこに取りつけないのかというのがあるんです。金だったら大丈夫なんですよ。何もぐらつくこともないし、安定しておるからですね。いうことも含めて、なぜそういうふう現場の状況の中で、一つ一つ安全な状況をつくり上げていくために、町長初め、努力をしてくれないのかというところがやっぱり意見もそれぞれの関係者からも出るんですよ。そのことについて、町長どういうふうに思われます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

指摘を受けました軒の部分については、おっしゃるように、何でここで切ってるのという、確かに感じます。早急に、あと道路側から見える部分については延長をいたします。

それから、今おっしゃった溜桝ですか。あの関係については私みずから現場に行って確認します。そして、改善をします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

よろしく願います。もう大事な孫が行きよるところやからですね。どこでもそうですよ。孫が行きよるところが一番身近なんです。自分の子どもときは、自分が働きよるけんわからんでですね。保育園ぽんと置いてきて、慌てて帰りよるですね。迎えに行ったりしよる。孫やったらゆっくりやっぱり一緒に大事に育てたいというのもある。そういう環境づくりをぜひつくっていくということが私は粕屋町の将来に、その子どもさんたちも含め、人口も増えるという中で生き生きした町になっていくというふうに思いますので、よろしく願います。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっといいですか。

田川議員は、中央保育園を例に出されたっちゃうことで、自分の関係だけじゃないと思いますので、それをもって対処していただきたいと思います。

どうぞ。

◎7番（田川正治君）

そうです。そのとおりです。仲原保育園も含めてですね。

次に、こども館について質問いたします。

こども館を建てるということで、町長が施政方針で述べられました。非常に私

は、こども館って大事だというふうに思います。それは、ただ粕屋町はその時期が問題だというふうに思ったんです。視察に厚生常任委員会で行ってきました。立川市と多摩市、岡垣町も行きました、那珂川も行きました。私、すばらしいなと思ったのは多摩市です。保育園や学童保育が充実しとる上に、全小学校区にそのこども館があるんです。そして、子ども支援センターも含めて、そういうのも一緒になってやっているんですね。やっぱり今そういうこともできてから、国からの補助があったらいいなと思ったら、国から補助がないで、東京都からの補助金があるということでは言われてました。

それで、町長、6月議会のときに、補助金も含めていい方法で何とか実現するようになりたいということをおっしゃってましたけど、那珂川町に行ったら、残念ながら3億4,000万円のうちの補助金は国から1,700万円、県から1,700万円。もうちょっと出らんとかなと思うてですね。保育所の民営化のときは、12分の1が自己負担なんですよね。それくらいのことがあるのに、こども館っちゅうのは何でそういう補助金などが少ないのかなというふうに思うんですが、それは今の時期が悪かったのか。国がそういうのに補助金つけたときに建てたということもあるかとは思いますが、ただ多摩市でも今そういうことで、国からの補助金やないで東京都からもらってやりました。そういう点で、このサンレイクに建てるということでは言われてますが、説明がありましたけど、サンレイクの駐車場の40台分潰す。今、粕屋町の人口が一番集中するところですよ。車も一番いるところ。ドームで何か行事があったら、もうとても車とめるところない、というようなことなどがあるんですよ。私が次の質問の中で出そうと思うてましたけど、九大の跡地なんか、歴史のあるいわゆる遺跡と一緒にあそこにこども館なんかつくったらいいやないかというような、西部方面の人たちの要望もいろいろありますので、そういうこともいいかなというふうに思ったりもするんですけど、町長にお尋ねしたいのは、その補助金の問題と今の場所というのは決定した、もう変えられないものなのかということについて質問。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

まず、補助金の関係の問題ですけども、次年度に建設事業として予算化をいたします。そういった具体的、今の段階でいくらかの補助金の額であるとか、対象の選考等、意思決定をする前にいろいろお話しするのはいかがなものかというふうに思います。

なお、那珂川町は、児童館として建設をしております。そういう中で出た補助金が1,700万円、国から1,700万円、県から1,700万円ということでございまして、今、児童館も含めたいろんなもっと補助がいいものを探しておるところでございます。

もう一つは、場所については、公共施設の中に旧庁舎の跡地がございます。1つはですね。用地を買収してまでつくるといことはちょっと難しい。それと、サンレイクの駐車場につきましては、昨年サンレイクの一番頂上のところに約60台の駐車場をつくっております。これは、私はもともとこども館をつくらうということでの想定のもとにつくったところでございます。そういったことから含めて、今、点をおろしてるサンレイクの駐車場の一部につくるということにしております。また、いろいろ駐車場の関係については今後の問題でもございますので、いろいろな方法を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

先ほど、町立保育園の問題で、老朽化した建物を建て直すということについての問題について質問をしようと思ってましたけど、ちょっとそれを外しましたけど。今、こども館との関係でも関連がありますので、質問をさせていただきます。

言われますように、こども館が補助金も含めて建設できる条件というのがあれば一番いいということなんですが、しかし今、急がなければならないのは何かというのは私も今まで言ってきました。それは、3億円、4億円のお金を今、こども館に使うならば、保育所を建て直してもらったほうが喜ばれるんじゃないかと思えますね。両方できたら一番いいです。こども館はこども館で、何年間、計画も含めてやっていくということなどもあると思うんですね。その一番望まれている公共施設の古いから建て替え、改修してほしいというのが調査がしとるのがありましたよね、町のほうで。あれに出とるのは、給食センターとか、保育所とか、それとか町営住宅とかいうのが上位3位くらいですよ。そういう要求をもとに町政として財政運営というんですかね。予算化していくかというのが大事なことだと思うんです。だから、こども館もつくった方がいいです。補助金があればもうぜひお願いしたいと思えます。そういう点から、順番も含めて検討してもらわんといかんのかなというふうに思うんですね。そこのところちょっと、改めて保育所の建設の問題も含めて答弁をもらいたいんですが、私は保育所建て直しても、後々そこにいろんなものが、もし必要なくなった場合は使われると思えますね。中央保育所の民営化問題

のときに8,000人ぐらいの署名があったんですが、そのときには、そのことを書かれているんですよ。中央保育所は、場所もいいとこやし、建て替えるならば今後、複合施設とか含めてそういうのができるようにもなっていけることができるので、老朽化したままで置いておくんじゃなくて、建て替えるなら建て替えたほうがいいって、あの場所で。民間にするかちゅう問題が問題になったわけだね。あのときは、民間にしようと思うたら、補助金があったから保育所を建てればいいという条件があったから、それが実ったわけですけどね。だから、そういう点も含めて、あそこの中央保育所の場所としても非常に有効に使えるところやないかと。そういう点では、保育所をちゃんと建て直すという方針を持って臨んでもらって、あそこをどういうふうにあそこの場所を活用していくかということがあればというふうに思いますね。そういう点について、ちょっと見解を。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

田川議員のご質問にお答えします。

こども館を建てるのは今でしょう。これは今、4,000人の子どもたちがおります。2,000人の子どもたちは幼稚園とか保育園とかいろんな施設に入ってます。あと半分の子どもたちは、家庭とか、一時的な一時保育みたいところで一日を過ごしているんですよ。そりゃ拠点がいるでしょう。そして、私は保育所をどうしたいかというのは、まず待機児童をなくしたいということで取り組んでまいりました。待機児童は来年4月には一時的にはなくなります。280人の収容ができる保育園ができますから、だからこども館を建てる。その後、仲原保育所、中央保育所を総合的なこども園等を考えた施設として建て替えを考えたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

町長が、今度のいわゆる諸般の報告のときにも言われましたけど、2040年まで、全国の女性が半分になるということで、自治体がそういうことでどういうふうこれを対策を立てていくかということと言われた。そのときにも町長言われましたけど、2,000人がいわゆる自宅におるという関係だということですけど、私はこの中に待機児童がおると思うんですね。280の中には待機児童、ここに入っとんですかね。しかし、国の指標も含めてですが、この待機児童の数が倍ぐらいおると。もっと増えるという状況だということ、実際は。それは、何でかという申し込んでも

自分が行きたいところがだめだったらもう行かれないから、というような人たちもいっぱいおるっちゃうことですよ。ということは、私はこの待機児童を解決する、就学前の子どもが保育園に入れるという条件ができていけば、本当にこの今、言われておる全国的にも粕屋町は人口も増える、そして子どもたちも増えていくというそういう方向性から見ても、一番今としては必要な、いわゆる施設として建設し直すということも大事じゃないか。この維持することと含めてというふうに思うんですね。私は、その人たちも含めてがこの児童館に行く、それ以外の人たちも含めてね。いわゆる保育園とか就学前だけじゃないでしょう。小学校から中学校も含めて18歳までを考えてるといって町長言われてましたから。それじゃあ、まだほかの人たち来れるんですね。そういう児童館になっていけば、私は非常に有効的に使えるんじゃないかって。という点からいえば、私はこの点について提案しておきたいのは、那珂川町は小学校までか、中学校は今、施設に来るようにしてないと。児童館。しかし、今から中学校を来させるようにすると大変と、いろいろと。ということもあって、反省しておられました。初めからこれを町が中学校も含めた施設にしておけばよかったなというふうなことも言われてましたし、私はそういうことも含めて、もっと構想もつくるならいろんな点での意見も聞きながらつくっていてももらいたいというふうに、こども館についてはですね。ただ、先ほどから何度も言いますように、補助金、何とか来るようにできたらと思います。

それでは、次に行きます。

九大農場内での遺跡発掘作業についてです。これは、テレビ、新聞でも報道されて、一躍全国的にも有名になったわけですが、つぼみの廃寺寺ですね九電の鉄塔があるところ。あそこも一時、そういうことで非常に注目されたということですが、いろいろ詳しいことは専門家の人たちが今発掘しながら、資料をいろいろなことで飾ったり、説明などしてあるわけですが、私はこの全国的にもこの粕屋町のこの遺跡発掘の結果を生かして、そしてイメージアップできるようなまちづくりをすべきじゃないかと思います。そういう点では、国の補助とかいろんな問題があるでしょう、遺跡の問題ですからね。ただ、そういう方向、方針を持って、この遺跡の発掘の作業も含め、努力してってもらいたいというふうに思っております。

そういう中で、この都市環状線か、東環状線も含めて小学校の前に通るということでありますし、そういう点では九大跡地をどういうふうにするか、というような計画も含めて、当然一緒に検討していくことになると思いますが、そのいわゆるこの発掘作業については町としてどういう方針を持って臨もうとしているのかということと、それと東環状線との関係で、作業が中止とか停滞するということについて心配もあるわけですが、それがどういうふうになっていくのか、その2点について

説明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

阿恵遺跡の今後の発掘作業の計画についてですが、社会教育課長が答えます。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

今後の発掘作業の計画についてというご質問でございますが、九州大学移転計画地につきましては、九州大学の移転スケジュールでは第3ステージとして現農学部農場を平成31年度までに伊都のキャンパスのほうへ移転完了していくと聞いております。現在実施している確認調査につきましては、現農学部はまだ研究施設として農地部分等を利用しておる状況でございます。研究に支障を来さないように調整を図りながら確認調査を実施しているところでございます。平成27年度までに確認調査を継続実施していく予定で、作業を進捗しておりますけれども、これらの調査結果を踏まえた上で、今後の発掘調査作業計画につきましては九州大学のほうと十分協議を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、外環状線のことを簡単に答えてください。

◎7番（田川正治君）

この件については明日、長義晴議員も質問されますので、それを私も参考にしたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

（7番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時05分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

2番川口晃議員。

（2番 川口 晃君 登壇）

◎2番（川口 晃君）

それでは、始めたいと思います。

議席番号2番、日本共産党の川口晃です。

これより一般質問を始めます。

まず最初に、教育委員会のあり方について質問いたします。

教育委員会のあり方の問題は、数年前に滋賀県大津市で発生した高校生のいじめ自殺問題に関して教育委員会が明確な態度をとれないで右往左往したことから発生しております。今年、地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立しました。施行は、2015年4月1日からとなっています。本来、安倍首相率いる政府は、教育委員会制度そのものを廃止したい意思を持っていたそうですが、地方の教育委員会、学校管理者もほとんどの人が廃止反対で、保守層の中からも批判が出、教育委員会は存続したそうです。

さて、教育委員会は、委員一人一人には権限はなく、委員会として初めて権限を持つ仕組み、合議制執行機関と呼ばれているそうです。それゆえに、本来なら合議制執行機関の長である教育委員会委員長に議会に出席して明確な答弁をしていただくのが筋ではないかと私は思うんです。残念ながら出席してもらえませんでした。痛恨のきわみです。教育委員会の改革を来年の4月1日に向けてどう組み立てていくのか、質問していきたいと思います。

最初に、全ての自治体に教育の基本計画である大綱の策定が義務づけされました。改正新法第1条の3、こういうものがあって、これをホームページから引き出しました。ちょっと長いですね。地方公共団体の長は、教育基本法第17条の第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするということを定めています。そして、次の項で、自治体の長にその策定の権限を与えています。粕屋町では、因町長に与えられています。

そこで、因町長にお伺いします。

質問の中身は簡単ですので、簡略にお願いします。

この大綱は、町長が作成するようになっていますが、因町長はいつから作成作業に入られますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

川口議員の質問にお答えします。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部がご指摘のように改正をされました。これは、平成27年4月1日からの施行になりますが、まだ県の教育

委員会等からの説明もあっておりません。我々もただインターネット等で見ると以外にございませんが、大綱については私が作成はしますけども、作成に当たっては教育委員会と……。

◎2番（川口 晃君）

ちょっと済みません。次項で、私、質問に……。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

じゃあ、2番目、3番目は一緒にやった方がいいのかな。はい。

2番目に、大綱作成の作業の問題です。この事項は、新法の第1条4の総合教育会議というのが規定があるんですが、町長個人がこの大綱を作成するのか。それとも、組織をつくって作成するのか、その件を説明願いたい。

3もちょっとついでに言います。3番目に、大綱として完成させる過程の問題ですが、大綱は議会に提示し、承認を得るという形になるんですか。どういう形で大綱として完成するんでしょうか。この2点です。一緒をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まず、大綱を作成するに当たっては、教育委員会と十分協議、調整をして、それを私が大綱としてまとめて町長が行うということになります。

それからもう一点は、これは議会の承認は要りません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

そしたら、大綱が完成するというのは教育委員会と町長と打ち合わせて大綱をつくった。その過程で、完成ということですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

完成したものについては公表いたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。機会があったらまた質問したいと思います。

それでは、改正新法の中身に入ります。新教育長は、現在の教育委員長と教育長の両者の権限をあわせ持つこととなります。現在より各権限が大幅に大きくなると一般的に言われています。確かに改正前の法律に、私ホームページでこれ見たんですけども、これもあったんですが、その第17条に、教育長の職務として、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどると。今、そういう権限を教育長持っています。ところが、これを新法を見て、どこがどういうふうが変わっていくのか、全然これ素人わかりません。

それで、教育長にお伺いしたいのは、この粕屋町においてはどのように新しい教育長、今度できる新しい教育長は権限を拡大されていくのか、そのことを二、三、例示があれば示してほしいと思いますが、いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

川口議員のご質問にお答えいたします。

今、議員からお話ありましたように、この事の発端は、23年の秋に、大津市での中学生のいじめ自殺事件に起源を発している。あの状況を思い浮かべていただくと、改正のポイントがわかってくると思います。普通、全国に2,700ぐらい市町村がございますが、いろんな教育委員会のタイプがあるそうございまして、粕屋町に関してはそんなに大きな変革というふうには考えておりません。

今、ご質問をいただきましたが、改正のポイントは4つございまして、1つは、今、教育委員会、5人の教育委員がおりまして、互選で教育委員長と教育長を決めておりますが、どちらが責任者かわからんということが町民の方です。ですから、これからは教育委員長をなくして、教育長に全責任を負わせようと。ですね。それから、2点目は、教育長に一元化しますと、教育長の判断で動きますので、偏ったりしないか、行き過ぎたりしないか、事を落としたりしないかという問題が出てきますので、4人の教育委員さんでチェックするということですね。3点目が、今、町長おっしゃいましたように、全ての地方公共団体に総合教育会議を設ける。町長も町のトップですので、教育に対して意向をやっぱり言うべきだろうと思うんですね。それが今まで切れていた。大津市が切れてた。それで、これからは町長が総合教育会議を開いて、教育委員会と合会議をしながら大綱をつくっていくとなりますね。具体的にはまだ予想してませんが、町長部局としてやることを大綱に載せるわけですから、具体的な協議の内容についてどうのこうの言うことじゃないだろうと思います。例えば新しい学校をつくろうとか、給食センターを建て替えようとか、エアコンをつけようとか、そういう町長さんがなさることについて言うべきだろう

と思うんですね。少人数学級にしようとかですね。そういうことで、細かいことは町の教育委員会が従来どおりやっていくべきだろうと思います。

お尋ねいただきました教育長の権限がこれからどうなるかということですが、教育委員長さんがなくなって、全部全て責任者は教育長になります。ですから、責任は重大であろうと思いますが、ただ今まで私は教育長として全て事の報告をして、教育長に教育委員長、教育委員会を開いて、その合議のもとに事務執行していたわけですが、それが要らなくなるので、スピード化できますですね。私の判断で、いわゆる教育長の判断で、これこうしよう、ああしようということはこれできますので、一々、教育委員会、教育委員長に会議をお願いしますとお願いして、招集をして、会議を開いて、そこで決まったことを私が実行するというその間の無駄な、無駄じゃないけど、時間がスピード化していくことは確かだろうと思います。ただ、招集権が今は教育委員長さんですが、これから教育長が教育委員会を開会しますということになります。それから、今、教育委員長さんが会議を仕切っておられます。教育長、報告しなさいと言っております。これを今度から教育長が言いますので、報告させていただきますというふうに、会議の中身が変わってくると思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

大体のことは理解できました。具体的に、新教育長の権限っていうものについて資料がありますか。

◎教育長（大塚 豊君）

ありません。

◎2番（川口 晃君）

ありませんか。新教育長の権限について述べた条例の条項とかというのはありますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

説明会が、今月29日に予定されていますので、条例等についてはこれから先になってくると思いますが、おおよその情報だけは得ておまして、教育長のこれからの権限は重大になるなど。ただ、移行期間としまして、現在の教育長が任期を終わるまでは今のままでいくということですので、粕屋町の場合はあと2年ちょっとあ

ります、2年若干ありますので、教育委員長と教育長の今の現体制でいくということとでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

はっきりしたことがわかりましたら、資料として私にください。

次は、権限が拡大された教育長の権限をどうチェックし、権限が、教育長が独走しないように防止するかという問題を次に言おうと思ってたんですが、資料が来たら、それも私にください。お願いします。

それでは、大きな項目の2番目の教科書選定問題について移ります。

今年は、小学生の教科書の選定が行われたと聞いています。来年の夏は、中学校の教科書の選定が行われる予定だそうです。

そこで、2点ほどお伺いいたします。

1番目は、最初に、中学校の社会科歴史の教科書の選定と、南京事件、日本軍慰安婦問題との関係について質問いたします。

我が党の宮本衆議院議員が、この問題について、5月9日の衆議院の文部科学委員会で取り上げて質問しています。まず、歴史教育について。1982年8月26日に、宮澤官房長官談話が発表されております。談話は、日本政府及び日本国民は、過去において、我が国の行為が韓国、中国を含むアジアの国々の国民に多大な苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立って平和国家としての道を歩んできた。日韓共同コミュニケ、日中共同声明の精神は、我が国が学校教育教科書の検定に当たっても当然尊重されるべきものであると、談話は述べているそうです。そして、歴史教科書の検定基準に近隣諸国条項が1982年11月につけ加えられました。文部科学省の前川初等中等教育局長は、この近隣諸国条項は現在まで改正されていないと。宮澤官房長官談話の発表以降、同談話を否定するようなものは出されていませんと述べ、現在までこの両者は生きていることをはっきりさせました。

次に、南京事件についてはどうか。1937年、南京を占領した日本軍は、これは殺害してはならないという戦時国際法に反して、数千人、万単位の捕虜を各所で組織的に殺害しただけでなく、一般市民までも殺りくした事件です。これは相当な数ですね。公式的に発表はまだされていませんが、20万人に及ぶかという可能性もあるそうです。

宮本議員の質問に対して、さきの前川局長は、事件自体はあったとするのが通説であった。平成18年6月に閣議決定された質問主意書の答弁におきまして、1937年

の旧日本軍による南京入場後、非戦闘員の殺害または略奪行為などがあったことは否定できないと考えているとしており、こうした考え方も踏まえた上で検定を行なっておりますと答弁しています。

それでは、日本軍慰安婦についてはどうか。2006年9月及び2013年5月に閣議決定された質問主意書の答弁書で、政府の基本的立場は河野談話を受け継いでいるというふうに述べています。河野談話は、政府が何か検証したそうですけども、この河野談話は間違いないということになりましたね。

それから、2番目は、下村文部科学大臣も、文部科学大臣として政府の見解を継承いたしますと回答しています。今、中学校の社会科歴史教科書に関して、南京事件や日本軍慰安婦問題について取り上げている教科書について、自虐的な教科書、教育基本法違反だから採用するなどと言わんばかりの攻撃がかけられています。しかし、本当はこうした見解を述べている人たちこそ、政府見解に反する人たちではないかと私は思います。

ここで伺いたいのは、粕屋町の教育委員会としては、これらの記述、南京事件、日本軍慰安婦問題、または戦争への反省の弁などに関してどのような態度をとっているのか、明確に答弁してほしいと思います。本来なら、教育委員長に出席していただいて、教育委員長が答弁していくのは当然だと思うんですが、出席なされていませんで、合議制のあり方があると思いますが、教育長が答弁できるならお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの南京事件、日本軍の慰安婦問題について、教育委員会としてどのような態度をとっておるかということでございますが、南京事件は知っておりますけども、教科書に、これが現在、粕屋町の中学生が使っている教科書でございます、つぶさに見させていただきましたが、南京事件は事実として載っておりますけども、慰安婦事件のほうは記載されておられません。そこで、さらに調査をいたしましたところ、これ文科省の教科書検定にかかっておりますので、そこに教科用図書検定基準というのがございます。読ませていただきます。政治や宗教の扱いは、教育基本法の規定に照らして適切かつ公正であり、特定の政党や宗教、宗派、またその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりすることがないこととございまして、現在の揺れ動いている一定の価値観が安定しないことについては、教科書に載せないということになってまして、それから、今、ご発言ありましたように、未確定な時事的な事象について暫定的に記述したり、一面的な見解を十分な配慮な

く取り上げていたりすることはないこと、教科書検定はですね。近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること、というのが教科書の必要な条件でございます。粕屋町教育委員会としては、南京事件については客観的に書いてございますし、粕屋町の中学生につきましては、今、川口議員からご発言がありましたように、被害者の数についてはさまざまな調査や研究が行われていますが、いまだにその被害者の数は確定していませんと、きちっと客観的に、南京事件はあったよと、しかし被害者はまだ研究中だということが書いてございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

大体理解できましたので、次に移っていきます。

さて、来年の教科書選定問題について質問いたします。

私が知りたいのは、選定過程です。教科書は真実が書かれていること、それから教える手順が科学的に記述されていることが大事であるというふうに思います。

教育長、順次教えてください。

日程についてはどうでしょう。日程。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

来年のことは、まだ決まっておられません。教科書規定によりますと、教科書は4年ごとに見直すということになっております。したがって、今年、小学校の教科書検定、採択をいたしました。そして、今月の広報かすやに載せるようにしております。来年は、議員おっしゃるように、中学校の教科書を検定する年でありませぬ。規定によりますと、教科書採択は4月1日から8月31日までに採択しなさいということでございます。組織的に2通り考え方がありまして、1つは採択協議会というのがございます。これは……。あっ、わかりました。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎2番（川口 晃君）

日程は、4月1日から8月の間に。

それでは、順次言っていきたいと思っております。

採択に当たって、ルールといったら、さっきおっしゃられたそれがルールになる

わけですね。それがね。じゃあ、ルールも理解しました。

じゃあ、3番目に、選定する機構があるのでしたら、その構成とかを教えてくださいませんか。それが、さっきおっしゃられたことです。そういうことを言ってください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

大きく分けて、選定の2つの組織がございまして、1つは採択協議会というのがございまして。これは、国の規定によりまして、各都道府県は各郡市関係で採択の地域を定めなければならないという規定がございまして、粕屋の場合は、粕屋の子どもが志免に行ったり、新宮から転入してきたりしたときに、教科書が違わないように、授業が困らないようにということで、糟屋地区1市7町で統一して教科書を採択するようになっております。この採択する最終権限者が採択協議会とあって、メンバーは教育長でございまして。

それから、その下に、直接教科書を手にとって、この教科書はこういういいところがある、こういう問題点があるという調査研究する団体がございまして。これを調査研究協議会と申します。メンバーは、総括部会には学識経験者とPTAの代表、具体的に調査研究するのは、現場の校長、教頭それと教諭ですね。国語の専門なら国語の専門、国語の教科書でいいますと5人、社会科でいうと3人、音楽は3人とか決まっております、その人たちが2カ月か3カ月かかって調査をします。時間外ですよ。普通は、学校の授業がありますので、それが終わってから新しい検定教科書をざっと並べて、ずっと調査していきます。その報告書を7月ごろ、私たち採択協議会が報告を受けまして、3つ選ばれてきます。数ある教科書の中から、調査研究協議会が3つの教科書を選定して推薦してきます。それを私たち聞きながら、糟屋地区では、国語ではこの教科書にしよう、地図帳はこれにしようというふうに決めています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。ありがとうございました。

それでは、3番目の質問に移ります。

これは、地域の問題でして、私の地元である柚須区の関係する問題です。一級町道12号釜屋・箱崎線の交通問題について質問いたします。

昨年の6月において、道徳信号から四軒屋信号までの歩道の設置について質問いたしました。この道路は、古くから柚須区や近隣の人たちも利用してきた、また拡幅に当たっては柚須区の区役によって拡幅されてきた道です。周りに工場や会社が多く、大型車が昼も夜も通行し、離合するときには人や自転車が通行できないほど危険な道です。今回は3つの問題について質問します。

1つ目は、北側から言います。JR福北ゆたか線柚須2号踏切の歩道の設置について質問いたします。

私が柚須区長をしていたとき、ここで買い物車を押した老婦人の踏切事故が発生しました。非常に悲しい結果になりました。道徳信号から北側の大豊運輸の会社までは、道路の東側に歩道がありますが、JRの踏切内だけはありません。ここには溝があり、小さな鉄橋がありましたが、老朽化し、JRのほうで工事をしました。溝様の方形のコンクリート構造物を下に埋めて鉄橋を補強して、そして完成させています。柚須駅の歩道よりは費用は安くて済むと思いますので、早急に設置ができないものでしょうか。これは二十数年前からの要望です。町長、回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

所管を担当します都市政策部長からお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

川口議員のご質問にお答えいたします。

粕屋町の踏切の箇所数は、JR福北ゆたか線は15カ所、それからJR香椎線は9カ所の合計24カ所ございます。そのうち、町道に関する19カ所の踏切につきまして、歩道整備済みは8カ所、残り11カ所は未整備となっております。今、言われている歩道整備について、地元からの要望があるのは十分承知しております。しかしながら、踏切改良にかかる費用は全額自治体負担となります。多額の費用が必要で実施できていないのが本当に現状でございます。今後、財政状況を見ながら実施計画の策定を行なってまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

費用がかかることは、柚須駅の横の歩道を建設するときに、私もよく承知してお

ります。ただ、JRが見積もりを出してくるんですが、全て新品で見積もりを出してきます。私は、必ずしも新品でなくても、非常用で持っているものがいくらかでも使えると思いますので、なるべく安く、たたいてとまでは言いませんけど、安くなるように努力して工事すればいいんじゃないかと思いますが、努力していただきたいというふうに思います。

それでは、2つ目に移ります。

道德信号から四軒屋信号までの歩道の設置についてです。これについては、先ほども述べましたように、昨年6月議会で質問いたしました。蛇足ですが、四軒屋信号の右折用車道については、私も議員になる前は傍聴席から聞いてたんですが、私の後ろにいらっしゃる伊藤副議長さんが何度も何度も質問されて実現されました。これについては、敬意を表したいと思います。

前日も申しましたように、道路西側のKという会社は今、マンション建設をしています。私と川口、前の学議員が訪問したときに、歩道の件についてお願いしたところ、1メートルから1メートル20センチぐらいの歩道を考えましょうということで、快い回答を得ました。その後、柚須区からの要請にも同様の回答をされたようです。また、元、柚須の東の2組合の組長をしてあったある人が、協力しますので歩道をつくってくださいというふうにも要望されました。道は、本来地形に沿って、従ってつくられていくからですね、曲がった道のほうが圧倒的に多いわけです。何も最初から直線で道をつくる必要はないと思います。まず、道をつくって、歩道をつくって、その後に条件ができたときに、直線になるようにしていけばいいんじゃないかと思います。さきの議会で、阿恵橋のところの歩道の件について言いましたが、大体北側に歩道をつくったらいいと思ってたんですが、何か今度お医者さんができまして、道に沿って薬屋をつくりましたので、もうそこは歩道はちょっと難しくなりました。だから、早くこういうことは工事にかからないと、相談したりしないとだめですから、そういうふうに思っております。まずは、道德信号からKという会社があるんですが、その南側まででも考えてみたらどうでしょうか。予算の関係もありますが、私たち柚須区の組もいろいろ努力しているんですから、町としても努力してほしいなと思います。回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

議員がおっしゃられるとおり、本当に地元の方の要望とか、そういうふうなものを本当に認識しております。ただ、やっぱり現在の歩道をつくるということになりますと、やっぱり民家等とか建物補償ですね、補償費とか用地買収費、本当に多額

の費用がかかってきます。また、地元の関係者、地権者との同意がやっぱり必要となりますので、なかなか交渉とか難しい面もあります。そういうふうなこともありますので、地元区長さんとか、お話を共有をしながら考えていきたいと思っております。今言われました、うちのほうでも新規のマンション等とか計画がある場合に、事前に歩道の用地買収とかそういうことをいたしておりますが、まだ本当に承諾と申しますか、そういうふうなのができませぬので、部分的に歩道の確保を今回もしていただいたようなことがあります。今後も本当、引き続いて安全対策の検討を行ってまいりますので、本当によろしくご理解お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

3番目まで進めたいと思います。

3つ目は、須川「釜屋橋」の老朽化に伴うかけかえの問題についてです。最初にお伺いしますが、須恵川は二級河川で、県が管理していますね。この須川の管理責任は町が持つてゐるんですかね。それ回答してください。町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

須川は町の管理でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

この橋には昔話もあって、私たちの年代の人にとっては関心のある橋であります。釜屋橋より一つ上流の橋の橋架は昨年行われました。一つ上というのは、鶴町信号から北側に向かっていくあそこの川です。釜屋橋はそれより以前にかけられた橋なので老朽化していると思うんですが、強度は大丈夫でしょうか。この橋は、旧設計法で建設されていると私は思っているんですけど、耐震設計はなされているんでしょうか。その辺をちょっと質問いたします。町長。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

釜屋橋のできたときは1971年、昭和46年に架設されて、43年間今供用されております。今、おっしゃられました耐震ということに関しては、ちょっと当時、考えてはいないと思います。しかしながら、橋の健全度の判定というか、橋梁の長寿命化

計画策定を平成22年から25年度に行っております。その中で、この釜屋橋につきましては、一部維持補修程度で済むのか、大規模な改修の必要かということで、点検をいたしましたところ、優先順位として、粕屋町の中でも20橋以降の補修の該当、一部補修該当になるということになっております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

そうですか。それは、強度試験とかというのは、コアを抜いて、強度試験とか何かそういうことはやられたんでしょうか。例えば、中性化を見るとか、それかたしか四十何年前だと、鉄筋は丸鋼を使ってる鉄筋が非常に多い。異形筋じゃなくて。だから、そういうのも調べられたんでしょうか。回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

そういうことですね。その橋に関して、コアを抜いて、コンクリートのコアですね、抜いて調べるといことは行っておりませんが、目視ですね、現状の橋を見てどの程度かとか、ひび割れがあるとか、それとコンクリートをたたいて調べるとか、そういう形は行っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

これ以上は、ちょっと質問したいことがあるんですが、ちょっと専門的やからやめておきたいと思います。

私は、初めて気がついたんですが、1週間ほど前、雨の日にちょっと川にのぞきに行きました。橋の下見ていると、何か棒くいが立ってたんですね。確認してありますかね。棒くいが立っていて、それにいろいろごみがひっかかっているんですよ。それで、水の流れを防ぐというような状態になってます。反対側の西側からここを見ますと、コンクリートブロックがどおんと大きなのがあります。そして、何かあれ橋をつくって、あそこさらえてないんじゃないかと思うんですよ。棒くいも本来なら抜かないかんに抜いてないんじゃないかと思う。よく確認して、早急な処理が必要だと思いますので、処理をしてください。

以上、お願いします。回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

現場のほう確認させていただいて、また対応策をとりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

なかなか歩道の問題とか道路の問題は難しいと思いますが、順次計画を決めて処理していただきたいなというふうに思います。いつまでたっても言うても言うてもされないというのは、ちょっと私も質問するのが苦痛になります。よろしくお願ひします。

それから、最後の質問、学童保育問題について質問したいと思います。

2015年4月より、学童保育の新制度が適応されるようになっていきます。それらの項目について質問いたします。

2014年4月中に、国に対して量の見込みについて報告するようになっていくと聞いていますが、その人数を提示してくださいということです。ちょっと読んで見ます。現行の学童保育制度では、小学校3年生までの児童を受け入れています。政府は2015年の4月から、小学生6年生まで受け入れる制度に移行することを決めていきます。この制度の変更によって、学童保育を希望する児童が増加することを前提にして出された依頼ではないかと思いますが、粕屋町としては、どのように人数を報告したんですか。教育長、教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

担当しております学校教育課長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

量の見込み調査は、平成26年3月19日付で、福岡県福祉労働部子育て支援課長より、各市町村の子ども・子育て支援制度担当課長宛てに、市町村子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの報告について依頼があったものの中で報告しているものでございます。この中では、平成27年度、985人、28年度、1,014人、29年度、1,043人、30年度、1,082人、31年度、1,092人で報告をしているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

早口で言われたので、数は書き切れませんでしたので、後でまた資料を私にください。

2番目に、粕屋町の条例の適応性についてお伺いします。

私は先日、学校教育課のほうから、粕屋町学童保育所設置条例と粕屋町学童保育所設置条例施行規則をいただきました。この2つの条例と規則は、今回、国が進めているそうですね、条例をつくれつくれと。それに適応しているのでしょうか。それとも、条例などの改正が必要なんでしょうか。その件について質問、回答してください。教育長。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

児童福祉法の改正で、学童保育の対象年齢が、先ほど議員さんがおっしゃったように、おおむね10歳未満の小学生から6年生までの小学生に引き上げるなどの改正がなされております。平成27年度の本格施行に対応するために、本年度中の条例の改正をしていく必要があると考えているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、12月議会か3月議会で条例改正が提案されるわけですね。

それでは、3番目の問題に移ります。

事業計画と補助金の関係についてお伺いします。

国は、全ての市町村に対して、2015年から5年間ごとの学童保育の整備計画を含めた子育て支援策っていうのがあるらしいですけど、それについての数値目標をつくり、その目標に向けて取り組むことを求めているそうですね。教育長は、これについて間違いありませんかね、これは。確認をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

間違いありません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、国からの交付金は、市長村がつくる事業計画に基づいて支出されるこ

とになっているそうです。したがって、その内容によって交付金の金額が大きく異なってくると私は思います。事業契約の内容が、今後を大きく左右してくるかと考えています。この事業計画の案は、もうまとめられているのでしょうか。それとも、2015年の3月までにはこれ策定しなければならないというふうになっているらしいですが、教育長どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

事業計画につきましては、子ども・子育て支援事業の中で今後、計画していく予定になっております。そういうことで、先ほども申し上げましたが、4月の開始をめどに、それまでにきちんと計画を立ててやっていかなければならないと思っておりますので、ございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました、それでは、それを待っております。

しかし、ちょっと言いたいことがありますので、今から言います。

国が事業計画をつくる基本指針を出しているそうですけども、学童保育が小学校6年生まで拡大されるという量的な拡大、それはさることながら、学童保育の拡充を図る計画をつくる、つまり学童保育の充実を図る計画をつくることも大事なことでないかと思うんです。具体的な計画は持っておりますでしょうか。何かこうした充実を図っていききたいというような計画はお持ちですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、学校教育課長からお話ししましたように、今の学童保育は10歳以下、しかし今度改善されたの6年生までということで、とても施設で対応できるという数ではないと思います。それと、高学年になって果たして学童保育施設に来るかという問題もあります。ということで、私は各地区の公民館の開放をしていただきたいと、その方向での受け入れを考えたいというふうに思っております。これから区長さん等でお話ししながら、理解を得ていききたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

そういう見解もあるというふうに町長は述べたんですね。はい、わかりました。
それでは、子ども・子育て支援法の附則、附則って後ろにつくあれですね、附則に指導員の処遇の改善、人材確保の方策など講ぜよと、そういうふうに行っているそうですね。国は、処遇の改善などを進めているようですけども、現在の4小学校の学童保育に携わっている職員の正職の職員数、例えば非常勤の職員数、それらの人数がわかれば教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

学校教育課長、八尋。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

学童保育に携わっている者は全て臨時職員でございます。人数は、仲原と西が9名、それから中央小につきましては12名でございます。大川につきましては運営を民間委託しているところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。

新しい制度では、指導員の常勤配置、これはフルタイムの勤務をする常勤配置をする場合は、国からの補助金が大幅に引き上げられ、検討会の中では年に450万円とかという金額まで提示されていたそうです。これは幾らになったか、そういうのはつかんでありますか。具体的に教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

今、そこら辺までは承知していないところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。

学童保育に対する国の補助金、これは交付金だそうですが、補助率が3分の1、要するに国負担分が3分の1、それから市町村が3分の1、都道府県が3分の1ということだそうです。市町村、都道府県負担分は、地方消費税の増税分で財源措置されるそうですから、消費税が入ってくるか入ってこないかによってこの交付金の金額が決まってきますね。市町村が常勤配置ができるように予算化しないと補助金

は来ません。しっかりと事業計画に盛り込むことが大事になってくるんじゃないかと思いますが、まだ常勤配置とかという構想は考えられていないようですので、そういうふうを考えるんだったら、ちゃんと事業計画に盛り込んでほしいと思います。教育長、回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今後、検討してまいりたいと思っておりますが、今、学校教育課で取り組んでおりますのは、今、町長も申しあげましたように、学童保育に入りたいということですけども、物理的に40人の教室が足りないわけでございまして、粕屋町の場合は子ども・子育て法案が変わっても、6年生まで受け入れるスペースがない。ただ、前々回も議員各位からご要望が出ておりますように、定員があまっておれば4年生も入れていいんじゃないかというご意見賜りましたので、そういう方向で動かさせていただきます。

それから、ただいま川口議員がおっしゃいましたように、指導員の条件整備でございますが、私聞きますところ、国のほうで交付税が半分で、受益者負担ですから保護者も出すべきじゃなかろうかという考えを持っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

見解は異なるかもしれませんが、しかし努力していただきたいなと思います。

それでは、次に移ります。

最後に、学童保育保護者負担金、負担の見直し問題について質問いたします。

一番最後の項、これについては6月議会の総務常任委員会の開催中に、9月議会で上程したいとの表明がありました。私は、近所の子どもさんも西小学校の学童保育に入っているとの知らせを聞きましたので、保護者負担金の見直し、つまり増額をどう思うか尋ねました。増額の件は、保護者に対して説明はあっておりませんかから知りません。しかし、提案があれば多くの保護者の方は反対されるでしょうねとおっしゃってありました。前回のときは、数千名の反対署名が集まり、現在の金額におさまったと聞いています。学童保育所の保護者負担金、月額1,500円を毎年500円程度上げ、数年かけて他町並みの金額に合わせていくという町のお考えでしょうが、それは粕屋町の性格からいって、また現在の経済の現状からいって適切な政策でしょうか。私は、疑問に思っています。

いくつか意見を述べて質問いたします。

最初に、政府の経済財政諮問会議と産業競争力会議、両会議とも議長が安倍首相です。それは、成長戦略の柱の一つとして、女性が輝く日本という方策を実施しようとしています。最近できた第2次安倍内閣も大きな政策項目にしていますね。あの1.57問題、この1.57というのは、一人の女性が一生で出産する子どもの数が平均で1.57人だということで、これは大変だと、これでは人口がどんどん減っていくという、そういうショックがあつて、何とか女性の働く環境を改善し、安心して子どもを産んで育んでほしいという願いを込めた、いわば国策だというふうに思います。子どもたちの毎日の生活の場である学童保育は、女性を輝かせる大きな方策であると位置づけているんですよ。充実こそが望まれております。

2番目は、粕屋町が子どもの多い町となっているのはどうしてでしょうか。確かに、福岡市に近い、交通も便利、買い物も大きなスーパーなど店も多く便利、立地条件がよい。しかし、それだけで人が集まるのでしょうか。子育てしやすい町、高齢者にやさしい町など、他の市町村とは違う、人間が行う区や町が行う政策の優位性に引かれて人は集中してくるのだと私は思います。かつては、4小学校区に町立の幼稚園、保育園などがあり、安心して預けられる、学童保育も4小学校にあり、しかも利用料金も安いなどの他町とは異なる優位性が、今の粕屋町、子どもの多い町を形づくってきた大きな要因ではないかと思います。

私たちが、2年前に選挙の前にとったアンケートの中にも、こういうアンケートをとったんですね、町民に対する。後ろに意見があつたら書いてくださいというふうにここに書いてもらっています。町民アンケートをとったんですが、その中にも子どもを育てやすい町と、ホームページで見て引っ越してきましたというのは書かれております。あのホームページもそういうふうに人口増加につながってるんですね。私の住む柚須区にも若いお母さん方がたくさんいますが、皆さん、子育てしやすい町、福祉がいい町、だからここに住んでいると、日々、口々におっしゃられますよ。だから、その地位を失ってはいけないというふうに思います。教育長、粕屋町に子どもが多いのは、どのような原因だと、そういう考えてありますでしょうか。端的に、率直にお願いしたいと思います。見解を述べてください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

若いお母さんたちにご意見聞きますと、やっぱり粕屋町、子育てしやすい町だというご意見がたくさん多ございます。ただ、考え方の相違でございますけども、平成21年11月秋に、学童保育はただだったんです、それまでは。11月に、4小学校の

学童の保護者の方、説明会をさせていただいて、来年から、受益者負担の観点から学童保育、保育料をいただきますよという説明会をして回ったんですが、ほとんど反対でございました。川口議員おっしゃるように、8,000名近くの署名が持ってこられました。それでは町民の方々に、学童保育、私たちはただでやっております。町民の方々の税金で学童保育を預けていますと。説明してくださいと言いました。署名を持って帰られました。そういう経緯がございまして、やはり今の時代やっぱり受益者負担である程度の負担を強いらなければならないのかなと思っております。

近隣の市町を見ますと、3,000円から6,000円ですね。それから、おやつ代を含めると相当な額になりますが、粕屋町の場合、ただでございましたので、それに3,000円して、おやつ代を3,000円したら、一挙に6,000円になりますので、これはひどいということで、1,500円に落ちついたというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

粕屋町は、人口が4万4,000から5,000ぐらいですかね、今、なっていると聞いています。あと数年で、市への条件である人口5万人に到達するでしょう。我が町だけでなく、各市町村でいろいろな人口増加を目指した政策が出されています。奇をてらうような政策を出しているところもありますけども、普通のやり方で地道に町民の福祉や教育条件を整えていくことが、市を目指した人口増加につながる一番の早道だと私は考えています。

9月1日に、民間シンクタンクが4月から6月の国内総生産、GDPの改定値を発表しました。前期比でいいますと、1月から3月までのGDPですが、それに比べて1.9%の減、年率換算で大体7.4%の減になります。消費税に伴う駆け込み需要の反動で大幅マイナスとなった速報値よりも下方修正されそうです。今日、8日、もう今ごろ発表してるんじゃないかな、政府は。内閣府が、4月から6月のGDPを発表します。どうなっているのか、皆さん見てください。また、GDPの設備投資も3.9%減で、下方修正されました。要するに、景気は確実に悪くなっている。しかも、来年10月には、消費税を10%に上げようとしていますから、こうした状況が続けば、来年は確実に景気が落ち込みます。家計を預かる主婦は、やりくりしながら出費の削減に臨むでしょう。現在、臨んでいます。一円でも値上げすることは、大きな失望を必ず生み出すことになると思います。

それで、町長にお伺いしていきたいんですが、町長、来年は町長選挙の年です。

自分の負になるような策でなく、自分の有利になる策をやることこそが政治家のやるべきことだと私は思います。我が党の市町村の議員は、学童保育の父母負担の減額を各自治体で要求し続けています。他の町が、粕屋町を見習って学童保育の父母負担を下げてくることになれば、横並びになるではないですか。私は今4点ほど述べて、学童保育の保護者負担の見直しに対する意見を述べてきましたが、これは、この方針は天下の愚作だというふうに思います。町長、撤回してはどうでしょうか。考えは変わりませんか。見解をお伺いしたい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

今までの歴史的な経緯も踏まえて、近隣の市町村の状況も考え、意味をもって提案したところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

見解が違うようですが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（2番 川口 晃君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて午前の部の一般質問を終了し、暫時休憩といたします。

（休憩 午前12時01分）

（再開 午前12時45分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

4番太田健策議員。

（4番 太田健策君 登壇）

◎4番（太田健策君）

議席番号4番太田健策です。

一般質問に入る前に、6月議会で私、質問しました給食センター、土壌汚染の調査の資料について提出をお願いいたします。それと、旧焼却場、朝日区との協定にありました開始前の健康診断の調査、その資料の提出を求めます。6月議会で、吉武部長のほうより健康診断の調査をしておりますということでありましたので、この2点の資料の提出を求めます。

それでは、早速一般質問に入らせていただきます。

1 番目には、粕屋町総合計画についてお尋ねします。

1 番、第 3 次総合計画を第 4 次総合計画にどう引き継がれたのか、お尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

総務部長のほうからお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

太田議員にお答えいたします。

第 3 次総合計画を第 4 次総合計画にどう引き継がれたのかという問題でございますが、平成 8 年策定の第 3 次総合計画では、国や県等の上位計画との整合性を図りながら、町民の福祉と町の均衡ある発展を期す視点のもと、どちらかといえば、行政主導の計画となっております。第 3 次総合計画も 5 つの施策の大綱で構成されておりましたけれども、第 4 次計画を検討するに当たり、担当部署における施策の実施状況の確認、評価を行うとともに、全職員がグループに分かれて評価を行っております。その結果は、点数だけでなく、会期中に出されましたさまざまな意見、担当部署の実績や評価が第 4 次総合計画策定上において参考となったものと思われまます。第 4 次総合計画策定に当たりましては、従来からのまちづくりの基本理念であります太陽と緑の町を継承しながら、町民と行政がお互いの責任と役割を認め合う中で、信頼を築き、みんなで実践する信頼と協働の町が新たな基本理念に加えられ、町民と行政がまちづくりに協働で取り組む総合計画となっております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4 番（太田健策君）

今のお答えでは、第 3 次が第 4 次にどう反映されたのか、その辺のことが具体的に何も出てこないということになっておりますので、ぜひともその辺の反映された件がありますならば、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

先ほども申し上げましたけれども、第 4 次計画を検討するに当たり、担当部署に

おける施策の実施状況の確認、評価を行うとともに、全職員対象、延べ102名の参加でグループに分かれて評価を行っております。5つの施策大綱のうち、1番目のみんなが安心して住めるまちづくりと、2番目の緑ある快適なまちづくりは、評価点、5点満点中、3から4点という高い評価でありました。それから、心豊かな人を育むまちづくりと5番目のみんなで進めるまちづくりは、評価点がばらつきまして、1.5点から4点というふうなものでございました。そして、4番目の生活に密着した産業のまちづくりにおいては、評価点、1点から3点という低い評価でございました。点数でなく、会期中に出されたさまざまな意見、担当部署の実績や評価はこれ先ほども申しましたが、第4次総合計画策定上の重要な参考になったものと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

何度も申しますけど、その4次に反映するような詳しいことは、同じようなことが、話としては結局、一般調査された分だけの評価が出てきただけで、具体的に何が3次であって、それは4次にどういうふうに反映されたかというのが実際出てこないんじゃないかなと思ってますが、そういう詳しい話を私としてはお聞きしたいと思っておりますが。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

3次から4次への引き継ぎということではありますが、粕屋町が総合計画策定しまして、第1次るときから、太陽と緑の町ということの基本方針でうたってきております。これについては、現在の第4次についても引き継がれておるものです。先ほど部長のほうからもありましたが、3次までの時点は、どちらかという、上位計画、国とか県とかの計画に基づくものについて、どちらかという行政サイドが中心となった計画というふうになってきておりますが、これが3次から4次になる時点ではやはり住民の参加というのが呼びかけられております。そういった点では、第4次を新たに計画するに当たりましては、新たな基本理念といたしまして、信頼と協働の町ということが新たにうたわれてきたということです。政策内容の具体的なものでどういったことはということですが、引き継がれておりますので、特段この中で違いというものは大きくは取り上げられておりませんが、あえて言うならば先ほど言いましたような協働というようなことがこの時点で大きく取り上げられてきております。なお、第4次に策定に当たりまして、住民調査、それからどういっ

た取り組みをしたかっていうことについては、第4次の総合計画のほうの巻末のところでも詳しく載せさせていただいておるところです。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

私の聞きたいところがなかなか出てきませんが、それ以上、ここは質問してもだめやないかと思っておりますので、続いて2番の第4次計画のまちづくりの目標、5つの大綱について、どれだけ実行されているのか、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

第4次総合計画のまちづくりの目標、5つの施策大綱について、どれだけ実行されたかというふうな質問でございますが、第4次総合計画は、「都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまち」それから「誰もが安心していきいき暮らせるやさしいまち」それから、「人・地域・文化を愛する人を育むまち」「交流と助け合いによりお互いを大切にしあえるまち」最後に、「みんなで創り進めるまちづくり」この5つの目標施策の大綱を掲げて進めてまいりました。

そして、平成22年度で5年間の前期基本計画の計画期間を終え、平成23年からは後期基本計画を策定し、業務を遂行しております。後期基本計画策定に当たりましては、職員に対して施策評価に関する説明会や取り組みなどにもアンケート調査を行うとともに、町民アンケート調査の結果をもとに、職員による内部評価が行われました。その結果は、現状のデータの調査に基づき、施策調査シートを作成し、後期基本計画の柱としておるものでございます。

住民アンケート調査及び職員の評価結果といたしましては、重要度が高く、満足度が低い施策は改善が必要であると位置づけました。特に、第2章、「誰もが安心していきいき暮らせるやさしいまち」第5章、「みんなで創り進めるまちづくり」については、もっと積極的な対応が必要であり、第5章の協働を充実することで多様な住民ニーズに対応できる範囲が広がり、ひいては第2章の福祉のサービス向上へつながっていくと想定されました。

そこで、後期計画策定に当たりましては、簡素で合理的な行政運営の転換に向けた自治体経営をより一層強化し、住民、地域と行政が連携、協働して町を築く、ふれあいと協働のまちづくりを目指しました。結果といたしましては、平成22年度には協働のまちづくり課が新設され、協働のまちづくりを推進する体制が構築されました。また、総合計画を進めるに当たりましては、毎年行政評価を行い、住民視

点、経営的視点で、この行政運営に取り組みました。

成果につきましては現在公表しております施策評価の内容及び外部評価により進捗管理を行っているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今、発表されましたけど、その発表されたことが、粕屋町の行政にどういうふう
に評価されておるか、その辺をちゃんとチェックしないと、ただしました、こうし
ました、ああしましたじゃ、結果的にただ絵に描いた餅で、実際の行政にどれだけ
のことが利用されたか、そういうことが全然今の話の中じゃ出てきませんね。それ
をこういう計画を立てられるということは、計画立てて、結果がどうで、この次は
どうするんじゃというようなことをやっぱり出さないと、今、言われたようなこと
だけで、ああしました、こうしました、評価が何ぼ、何%、それではわざわざこん
な高い金使って、こんなことをつくって、行政に何の役に立ちようとかかと私は思
いますけど、町長、どう思われますかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

この総合計画は、基本構想と基本計画でございます。基本計画について、各年度評
価をしまして、次の年度にするのか、この事業を廃止するのか等々を選択をして、
つないできておるということでございます。外部評価については、総務部長からお
答えします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

現在の行政評価委員会というものが構築されておりますが、その前に職員におき
まして、各事業につきましてPDCAサイクル、これは職員自身が行います。職員
自身が計画し、実行し、それから評価し、改善する。この4つの取り組みを現在行
っておりますが、その場において、行政評価委員会におきましてその評価をいただ
いておるといふものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

私が聞きたいのは、そういう何か、だらだらだらだら何か言葉を並べるというこ

とを聞きたいわけじゃないんですよ。例えば、この後期基本計画の中で書いてあるのが、都市計画道路の整備率なんですけど、平成18年、基本構想、基本計画では平成22年度の目標が52%ということになっておりますが、後期の基本計画では、平成21年が40%と下がっています。また、平成27年度の目標は64%やったのが、後期では45.8%と下がっている。これはどういうわけか、ちょっと説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

後期基本計画を策定するに当たりまして、各部署に目標指標等の設定を行っておりますが、その際の見直しで変更されたものであります。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それで、その見直しの変更はどういう理由で変更になったのかということをお尋ねしようとするんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

都市計画道路は、町でやる場合と、県事業でやる場合がございます。そういったことで、これを国の補助金をつないで事業をやっていきます。そういうことから、計画したところの補助金が出なければ、事業が延長されて、進捗率が低くなるというようなことで、今話しましたように、計画よりも実際の進捗率が低いから、低いところに合わせて、次の27年度まで終わる段階の伸び推測、推計しておるから、下がっているということです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町長が言わっしゃあけん間違いないやろうとは思いますが、そういうことにしときましようかね。

それで、基本計画の中で農業振興がうたってありますが、農業生産基盤の充実と営農の強化と安全で安心できる農作物の生産促進と、この中にうたってありますが、この農業振興についてはどういう結果が出ておるんですかね。どういうことをやられたんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

どちらが答えられますか。

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

活力のあるまちづくり、そしていのちを育む食の基盤強化、その観点から、例えば指標的には認定農業者数の目標値を21年度では9人、それを11人にしますということとか、機械利用組合の加入者農業者数を約24名ほどは増やしたいということでございますが、今、資料を持ち合わせておりません。結果的には、また後ほどご報告させていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

構いませんけど、問題はそうやって計画をされたなら、その結果がどげんあったのかというチェックをしかつとされないと、計画しただけじゃ何もならないって先ほども言いよりますね。一番大事なことなんですよ。計画されたことは、どういうことをやりました、どういう結果になりました。これがやられなかったから、次の計画にまたやりますというようなことを入れられないと、ただ計画だけ書かれて、結果的には何も質問に答えられないということでは、やってないのと一緒ですもんね。やはり、もうちょっとそこら辺は慎重に計画を立てられるときにやっぱり慎重につくられないと、ただこの本に頼んで書かっしやったちゃろぼってんが、それでは無駄なお金やないかと思えますね。

続きまして、農業の次には商業の振興になりますけど、商業の振興の中身では、安全で快適な商業環境の整備と商店経営の指導及び近代化を促進、経営の近代化、合理化を促進と、それから新まちづくり法のもと、中心市街地の再生の取り組みと書いてありますが、この件についても、私も商工会長しておりますが、新まちづくりの3法のもと、中心市街地の再生の取り組みなんていうのは、聞いた覚えがないんですが、何か取り組みはされたんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

現在、個別の内容のご質問になっているようですが、この行政評価、総合計画につきましては、先ほどから出ておりますように、現在、外部評価も行っております。この評価の結果につきましては、町民の方々にも全てわかっているということで、ホームページのほうにも掲載して公表をしております。具体的内容

につきましては、そちらのほうに提示しておりますので、そちらのほうで確認していただければと思っております。なお、外部評価等の評価結果につきましても、当議会の全員協議会等で報告させてもらっておるところです。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

公表しておりますということであれば、それを公表をこの場で、しっかりと説明したらどうですか。町会議員は、やはりあなたたちの監視をしなきゃいかんのですよ、仕事として。それをそっちを見てくださいますかとかという冷やかしの言葉じゃ、私たちの仕事は何をしたらいいんですか、ほんなら。やはり、この場で説明されたことについては、この場でぴしゃっと説明をするべきやないですかと思いますかね。違いますか。そうせな、何のための一般質問かちゅうのがわからんでしょう。ぜひともそういう町会議員が質問したことについては、これ中身は詳しく書けとか何とかかんとか言われますが、詳しく書きよったらこれ書かれれんごとなるんですよ。だから、ある程度で書いておりますけど、やはりそこ辺は勉強されて、こういう質問が出るかというのは、この関連の質問が出るかというのはやっぱり勉強されて、やはり質問されても逆質問するぐらいのことがあってもいいじゃないかと私は思いますけどね。

だから、次行きますけど、文化の振興につきまして、地域コミュニティーの団体の中では、この中にはYOSAKOIが入ってないんですね。YOSAKOIが入っていないのに、補助金が一番出てるんですよ。何でYOSAKOIをこの中に入れないんですか、補助金だけやって。何遍も私、質問しましたけど、一番補助金、また今年も増えておりますよ、補助金。減らせ言うておりましたでしょ。今年になってまた増やして。やはり本当にコミュニティーの中に入れろうとすれば、これだけの補助金やりよったら団体の中に加えないかんっちゃないですか。違いますかね。

◎議長（進藤啓一君）

安川協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安川喜代昭君）

まず1点ですが、YOSAKOIの関係の補助金につきましては昨年と同額です。活動費的なもので300万円、それからPR費で50万円、総額350万円ということで、イベント補助というふうな形で位置づけをさせていただいて出させていただいております。補助金につきましては同額でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

安川課長、今言われてましたが、ならあなたYOSAKOIの決算書見ました。50万円増えとりますよ。私もらったんですよ。それは何ですか。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員、一応質問が総合計画の関係ですから、補助金云々は予算の関係になりますから、また別の機会にでもしてください。
どうぞ。

◎4番（太田健策君）

それでは、社会教育課の計画のほうで、図書の貸し出し12万人、サンレイクの利用者が21万人、粕屋ドームの利用者が24万人となっておりますが、これの現状としてはどんなふうですかね。変わってるんですか。増えてるんですか、減ってるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

今のご質問にお答えします。

サンレイク及びドームにつきましては、昨年度よりも増えております。利用人数が増えております。図書館のほうにつきましては、図書館の休館日等いろいろございまして、利用人数は若干減っておりますけれども、貸出冊数は増えておる状況でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

粕屋町の第4次の計画。次、5次計画の策定に入られるということになっておりますが、ほかの町の統合計画を見ますと、宇美、須恵、篠栗、新宮あたりはもう第5次に入っておりますね。それで、粕屋町はこれから5次、やはり粕屋町が糟屋郡でしたら一番発展しよっちゃんないかなというような町民からの言葉もありますし、何でよその町より遅れているのか。何か理由があったらお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

総合計画につきましては、昭和44年に、自治法が改正されまして、総合計画が位

置つけられております。自治法の中でですね。そういった経緯の中で、各自治体が総合計画に取り組んできたということで、粕屋町におきましては昭和47年に第1次を策定しております。そこに3年ほど時間が経過しておりますが、そういったことで、この策定の1次、2次とかという次元は、必ずしもたくさん進んでいるというような意味合いではありませんので、粕屋町が今回第5次をつくるのが他の自治体から遅れているという状態ではありません。それと、合併等で新たに市とか、そういうふうになった団体については、継続してこの1次、2次というのを続ける自治体もありますし、新たに1次ということで作っておる自治体もあるようですので、必ずしもこの何次ということが、粕屋町が遅れた状態にあるというわけではありません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そうですね。しかし、やっぱりよそが5次に入っとったら、早く5次に入って、追いつけ追い越せでやっていかないかんっちゃうのかなと私らは民間人としては思いますけど、頑張ってやっていただきたいと思います。

総合計画の中に、ちょっと私はまだ1年生議員でわかりませんのでお聞きしますが、やはりこの計画の中に、やはり今度建てられる給食センターあたりも全然計画に入っていない。そうですね。それで、計画に入っていない、それと私が質問します焼却場の解体についても何もこれに載っていない。載せられんでもいいとかというような、この計画っちゅうのは皆さんが知りたいような計画を載せるのであって、そういう計画が何も載っていないということはなぜなのでしょうかね。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

先ほど言いましたけど、自治法で決められていた時点から、基本構想は義務づけられておりましたが、それ以下の基本計画、実施計画等は議決の義務づけはあっておりませんでした。基本的に総合計画というのは、全体の、町全体の大きな計画です。個別の計画というのは、また、その中身で詳細にはうたっていくものだと思います。それと、総合計画自体は、基本的には10年間を一つのスパンとして計画してきておりました。そして、大体5年ごとに見直しをかけるというようなそういう手法で今まで繰り返してきておりましたので、先ほど言われました第何次というようなことが、一定の10年単位で進んだ経緯もありまして、よそとずれが出てきたということで、必ずしも粕屋町が遅れているというわけではありません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

総合計画は5年で見直すと今、山本課長が言われましたが、中で見直されたことは何かあるんですかね、これ。

◎議長（進藤啓一君）

その前に、総合計画は何、前期、後期が何、実施計画をなんていうことを説明されてきたほうが、ご理解いくんじゃないでしょうかね。

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

総合計画は、地方自治体が策定する自治体全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画であります。先ほども言いましたが、昭和44年の地方自治法の改正によって、地方自治体に義務づけがされております。

その内容といたしましては、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない、というふうな位置づけであります。おおむね10年間の地域づくりの方針を示します基本構想を受けまして、5年程度の行政計画を示す基本計画、具体的施策を示す実施計画、この3つを合わせて総合計画というような取り組みが行われてきております。地域の将来像やなすべき施策や体制、プログラム等を記述されるというのが総合計画であります。

ただし、平成23年5月2日付で地方自治法の一部が改正されております。これによりまして、現在はこの自治法におけます義務づけというのがなくなっております。策定及び議会の議決で経るかどうかにつきましては、市町村の判断と独自の判断で行っていくというような位置づけに変わってきておるところです。

今回の町議会の全員協議会の中でも、この総合計画の今後の取り組みについては説明させていただこうと思っておりますが、粕屋町におきましては、地方自治法のこの義務づけが解けましたが、町議会の議決事項として新たに条例を制定して今後でも取り組んでいきたいというふうに考えておる次第です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

基本計画の後期基本計画の中に、最後の5年間は計画期間3年間として、1年ごとに見直す期間が設けてありますが、粕屋町、何か利用して見直しはされたんですかね。皆さん町民の方々はいろんな計画をやはり変えてもらいたいという皆さんの

意思が町に伝わってないっちゃんかなと。せつかくありますこの実施計画が、ここにも書いてありますとおり、見直し、見直しということになっておりますね。見直しは何もやってないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

現在、見直しをとということで言われましたが、先ほどから言っておりますように、事務事業について、個別に職員によるその評価を行っております。その評価結果については、取りまとめを部課長で行いまして、施策の評価ということをやってきております。その評価内容につきまして、昨年、一昨年から、外部評価等を用いまして評価をしております。その結果内容につきましては、先ほども言いましたが、ホームページ等でも掲載をしておりますし、この議会のほうでも報告させてもらってきておるところであります。

今後は、第5次総合計画を策定するに当たりましては、今までしてまいりましたこの実施計画等を見直すというのはもちろん行いますが、現在行っておりますこの施策の評価等については今後も続けていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ただいま言われました実施計画の変更はあったのかなかったのかということは今、私は聞いたと思います。それについての答えじゃなかったかなと思いますけど。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

基本計画は5年の計画でございます。それよりまだ下に実施計画があるわけですが、これを5年間そのまま国も地方も、そのままのラインでいくかということはありません。国のほうの施策も変わります。そうしたときには、実施計画も変わるし、今、山本課長が申しましたように、その年度の終わりにそれぞれ実施の計画とそれと合致しているかというものを見直して、翌年度の事業予算に組んでいくということでございますので、見直しをしていないということには当たらないし、当然見直しをしなくちゃ翌年度の事業がなっていないというふうになります。これはあくまで基本的なまちづくりの計画をこういうふうにしようよというものでご

ざいます。時々の政策に、国の政策とか等々によって変わるというのは必然的なこととございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

◎副町長（箱田 彰君）

関連していいですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今、町長が申し上げました大きな基本計画、これは5年5年の前期後期で10年計画しておりますが、これは議決を今は義務化されております。先ほど山本課長が言ひますように、今後はこれは自由、裁量権は町にあるんですけども、今までと同じように、やはり議員の皆さん、そして町民の皆さんと一緒に考へて、総合計画をつくるという観点からいうと、議決をいただきたいという積極的な姿勢を考へております。そして、その中で、これは今後5年後になるのか、あるいは4年4年になるのか、まだ全国的にもその動きは非常に未知数でございますけれども、途中で計画が変わると、今、町長が申し上げますように、国の施策が変わったりする場合には、大きな基本計画も変更する必要があるれば、また議決の、変更の議決をいただくというような手続を踏みたいと思ひます。そして、それぞれその計画を実施するに当たる実施事業と申ひますが、これは毎年ローリング方式で、悪いところは改善しながら、先ほど言ひますように、行政評価の評価をいただいた後、それぞれ来年度に向けてもローリング方式で計画変更を行っておりますし、予算にも反映させるように努力をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

先ほどより、町長も副町長も、国の計画が変わったと、これは粕屋町の計画じゃないんですかね。国の計画が変わったら変えないかとか、これは町がつくった計画じゃないんですかね。国がつくったんですか、これ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

町の計画であっても、国の大きい事業は国の予算の裏づけがなからんとできません。国の方針が変われば、当然変わります。そういった意味でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

これでは、その国の計画が変わったらかと、国の計画に絡んでくるようなことは大して書いてないと思うんですね。例えば、今度のつくられる給食センターについても、そういう大体、町民が知りたいのは、今つくる、今までつくられたものがいつになって崩さないかん、耐久年数があって崩さないかんと、そういう総合計画を載せてきて、大体いつごろには建て替えないかんとというようなことやらも、本来は載せていくべきじゃないかなと私は思いますけども、間違うとりますかね。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

総合計画自体は、全体の大きな意味合いで、町の方向とか、位置づけとか、今後10年間なり、町が進んでいく海図といいますか、方向性を見出すようなそういった計画内容になっております。

先ほどから言っておりますように、これは下に実施事務事業とかそういったものがあります。そういった大きなものの中に、また個別の計画とかが出てくるんですが、そういったものの中では、具体的に先ほど言われてるような焼却場の処分をどうするかとか、そういったものがかわってくる、具体的な内容が出てくるものだと思っておりますので、この総合計画自体は、各分野ごとの町としての大きな方向性を出すという位置づけになっております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

何かちょっとわかりませんが、時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。

町が保有している建物の耐用年限についてお伺いたします。

1番、各町営住宅の耐用年限をお伺いたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

各町営住宅の耐用年限設定についてでございます。公営住宅法及び施工令に基づいて定められております。まず、朝日団地は1団地から3団地まで、全て45年でございます。その他、宮町団地、上大隈団地、甲仲原団地、内橋団地につきましては70年でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

朝日団地の45年というのはわかりますけど、ほかの構造につきまして、70年っちゅうのは、私も土建屋しよりましたけど、70年の年限っちゅうのは初めて聞いたんですけど、これは耐火構造の場合であるわけですが、その耐震のほうはどうなっておりますかね。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

今言いました公営住宅施行令の中で、町営住宅の処分ということで、耐火構造の住宅は耐用年限が70年、準耐火構造の住宅が45年、木造住宅が30年というふうになっておりまして、耐震につきましては介護福祉課長のほうから答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

お答えさせていただきます。

朝日団地以外の住宅につきましては、新基準の設定の後に建築されたものと思っておりますので、特に診断をしておりますが、耐震に対応できる住宅だと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

耐震については、やはり公共の構造物は国より耐震するように指導が行っておると思うんですが、そういうやはり、あやふやになっておると思うんですがというようにこの返事では、私たちも町営住宅の建設のときには携わりましたので、いづろ建ったかというのは大体ちょっと覚えていないんですが、そのころにはまだ耐震の構造物の設計なんちゅうのは行われてなかったと思っておるんですよ。だけん、その辺の耐震のこともを考えて、やっぱり耐用年限は決めていただかんと、例えば地震が来て崩れたということになりますと、これは町として、そういう耐用年限見とったからと責任問われないとも限らないと思うんですね。ぜひともそこ辺調査をされて、やはり耐用年限っちゅうのは決められたほうがいいとやないかと思っ

ておりますので、この調査をぜひともして、住んである方が安心して住めるようなやはり町営住宅にしていかなかなと思っておりますから、よろしく願いいたします。

それと、2番目に、町営住宅以外に町が保有している公共施設の耐用年限をお聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

町営住宅以外の公共施設の耐用年数でございますが、地方自治法においては特段の取り決めはございませんけれども、財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令において、建物の構造及び用途別に法定耐用年数が規定されております。これは、鉄筋コンクリートづくりであれば、事務所は50年、学校及び住宅は47年、これ先ほどの公営住宅法とちょっと違いがございますけれども47年でございます。それから、鉄筋づくりであれば、事務所は38年、学校及び住宅は34年などと規定がなされております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町営住宅以外に保有しているものということですから、今、保有しているものの年限を聞いたんですが、例えば粕屋の庁舎、サンレイク、図書館とありましょ。体育館。そのことを私はお尋ねしたんですが。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

町が所有する建物のうち、小・中学校は大半の建物が鉄筋コンクリートづくり、幼稚園、保育所はその多くは鉄骨づくり、町営住宅は全てがプレキャストコンクリートづくり、その他、役場庁舎や総合体育館、図書館等の大規模な施設は、鉄筋コンクリートづくりとなっております。

◎議長（進藤啓一君）

なっておるので、耐用年数は何年かとお尋ねだと思いますけどね。

◎総務部長（八尋悟郎君）

役場は鉄筋コンクリートですが、役場及び総合体育館、図書館等の大規模施設は50年ですね。それと、幼稚園、保育所あたりになります鉄骨づくりというものが38……。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務課長。

◎総務課長（安河内強士君）

今、個別に建物の耐用年数をお聞きのようですので、答えさせていただきます。

まず、粕屋町役場庁舎につきましては、1983年に建設されておりまして、事務所ですので50年ということで、2033年が耐用年限でございます。また、生涯学習センターにつきましては、2004年に建築されておりまして、これは47年の耐用年数で2051年まで。そういった形で、図書館等につきましても鉄筋コンクリートですので、50年の耐用年限となっております。それから、学校等につきましても47年でございますので、学校につきましては、それぞれ建築年が幅広いものでございますので、どこまでお答え、ご質問いただければお答えさせていただきますが、よろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

私が、そのことを質問しよるのは、なぜかといいますと、今、町で計画されているのが、思いつきで計画されるんですね。だから、50年ということであれば、建ててから50年には崩さないかんですよという、その計画をやはり総合計画あたりも載せるべきやないかなと。行き当たりばったりでしてから金がないことになって崩さないかんの、そういうことになるわけでしょうから、それをずっと計画をもってしていきますと、大体、何年にはこれだけを崩さないかん、大体、これ崩すためにはいくら要するというような計画が私はできてくると思うんですよ。そういうことをされていかないと、思いつきであれ古いけん崩さないかんというようなことでは、そのとおりやっぱり予算を組まれる方になると大変なことやないかと思うんです。前もってそれに対して積み立てをしていくとか、いろいろなことができていけば、それが一番いいじゃないかなという思いで、この質問をさせていただきました。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今のご質問に答えます。

もっともなことだと思います。ということで、本年度から来年度にわたって策定いたします公共施設等総合管理計画にそのことをうたいます。そして、公共施設の長寿命化を図ってまいります。少なくとも耐用年数まではもてるように長寿命化を図るために、この計画を今年度、来年度でつくってまいります。そうしないとま

た、これを大規模改修をしようということになっても、国の補助金がもらえないということもありますので、そういった太田議員のご指摘される政策をつくってまいります。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ぜひとも町長には大変でしょうけど、この後々のためにこの計画を立てられたほうがいいじゃないかと思っております。

3番目に、今、計画中の給食センターの耐用年限はどう見てありますか、お聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

現在、計画中の学校給食共同調理場の耐用年数でございますが、国税庁の減価償却資産の建物の耐用年数ですね、これに基づきましては31年でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

町長に今、言いましたとおり、31年が年限となれば、31年後には解体して建て直すのか、そういうことの計画も一緒にやっぱり盛り込んでいかないかと思えます。

それと、ついでですけど、今建っております給食センターはあれ鉄筋コンクリート造なんですね。ほいで、教育長はずっと建物が古なった、古なった、古なったってずっと言いよんしゃったばってん、鉄筋コンクリートが30年じゃ古いわけないんですよ。だけん、その辺はごまかしの言葉じゃないで、やっぱり皆さんがびしゃっと理解を得るような言葉で言うていかないと、人間が50年もつもんが、30年で古くなったちゅうのはそれおかしいはずですよ。その辺、参考意見として言わせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（4番 太田健策君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

11番本田芳枝議員。

（11番 本田芳枝君 登壇）

◎11番（本田芳枝君）

11番本田芳枝でございます。

通告書に従って質問をいたします。

まず最初に、収納率を上げるためにはというのがテーマでございます。

9月議会は、決算審査の議会です。決算特別委員会では、1年前の予算に対してその結果がどうであったのか、数字によって示される各事業の結果を妥当なものであったかどうか、議会が町民にかわってチェックします。そうした中で、住民サービスを拡大するにはその原資となる税収も増えなければやっていけません。今後、ますます住民福祉の向上を目指して事業を展開するための予算が必要になると考えたとき、そして、税収の伸びが期待できないと考えたときに、私たちはどうすればよいのか。考え込まざるを得ません。

粕屋町の毎年の歳入のトップは地方税です。粕屋町の場合は、固定資産税の税収が安定しており、長期的な展望をもって町政運営ができる恵まれた自治体と言えるでしょう。

そうした中で、質問の1、ここ3年間の税収の比較での課題は。2、問題解決に向けての取り組みは、についてお尋ねいたします。

平成24年度の固定資産税は、前年度に比べて2億5,800万円減額となりました。そうした中でこの1と2について問題提起をしながら質問をしていきたいので、まず町長、そのことについてよろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

収納課長のほうからお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

瓜生収納課長。

◎収納課長（瓜生俊二君）

本田議員のご質問にお答えいたします。

(1)のここ3年間の比較とその課題ですが、平成22年に収納課を新設し、既に4年が経過いたしました。最近の3年間、平成23年度と25年度の徴収率を比較しますと、まず現年度分で、個人町民税が0.73%、法人町民税が0.07%、固定資産税が0.46%、軽自動車税が0.43%、それぞれ上昇しており、納付金、交付金、地方たばこ税を含めた全体では0.43%上昇し、平成25年度決算では98.76%となっております。次に、滞納繰越分については、法人町民税が4.75%、軽自動車税が0.81%減少しているものの、個人町民税が8.36%、固定資産税が8.32%上昇しており、全体で8.01%上昇、平成25年度決算では29.33%となっております。その結果、滞納繰越額も年々減少傾向にあり、この滞納繰越分の徴収率アップと滞納繰越額の減少は、

現年度収納率アップにつながり、現在は良好な状態にあると考えております。

そして、このたびの決算審査においても、監査委員の方より一定の評価を得ることができました。しかしながら、まだまだ徴収の余地はありますので、公平公正の税負担の観点から、さらに徴収努力を努めてまいりたいと考えております。

徴収における課題としましては、滞納者の見きわめ、つまり担税能力がありながら納税しない滞納者と、担税能力がなく納付したくても納税できない滞納者がおられますが、その見きわめ方をどうするかに尽きると思います。そのため滞納者から収入、資産、そして負債状況を聞き取り、納税相談に地道にきめ細やかに対応していくことが重要でないかと考えます。

次に、(2)の課題解決に向けての取り組みはの質問ですが、具体的には支払い能力がありながら納税しない滞納者、いわゆる悪質滞納者に対しましては、県税事務所への徴収委託及び合同徴収を行っております。これは、平成25年度までの期限つきでしたが、徴収率アップにつながることから26年度以降も継続になっております。

これまで預金差し押さえ中心だった滞納処分については、預金のほか、給与、年金、生命保険など、多種多様な債権を対象として、債権調査及び差し押さえの強化を図っております。また、納めたくても納められない滞納者の中には、多重債務によりローンの返済に追われ、日々の生活もままならない人もいます。このような滞納者に対し、平成25年10月より、ファイナンシャルプランナーとの契約により、滞納者との納税相談を通じ、滞納者の生活改善と納税意識の向上により、納税の強化を図っております。

実績としまして、26年3月までの6カ月間に、49人の滞納者との相談を行っており、そのうち18人が解決済みまたは解決の見込みとなっております。また、そのほかの未解決の滞納者についても、解決に向け、繰り返し相談を行っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

非常にスムーズで、内容もとても素晴らしい内容だと私は思います。それで、あまりここで褒めると次が出ませんので、いや、だけど結局、今回この決算報告を見させていただきました。それで、そのページ、後でまた特別委員会で皆さんに説明をなされると思いますが、15ページに、過去年度別の3年間の数字をまとめてあります。私が欲しい数字は全てここにあるということがわかりました。そういった中で、徴収に対して収納率を上げるために、町が確実に事務能力を高めてやっていか

れるというのが実感できて、私はとてもいいなと。まだまだなところは多分あると思いますが、私は町会議員になって10年になります。でも、以前の状態を比べると本当に皆さん、いろんな面で、ほかのことも後で申しますが、確実に事務的な能力はアップされているのではないかというふうに私は考えております。その一例が、実はこれだろうと。今年の3月に債権管理条例をつくられて、実際にそこ、私どもそれを審議して議決したわけですが、そうした流れで、多くの徴収に関する課、つまり介護支援とか、総合窓口、それから学童保育関連、それから保育所関連の方たちが、職員が何回も打ち合わせ、会議をしながらこれをつくり上げた。つくり上げたのはあくまでも結果ですが、私はその過程で、職員が他のやり方、他の係のやり方を参考にしながら、次は自分たちはこうやっていくぞみたいなそういう機会、これは内部研修になると思うんですね。そういう機会を提供されることになったこの条例づくりというものを非常に高く評価いたしております。実際それが多分、今から運用されていって、その実例を今、多分後でもう一回、後で聞きますが、されると思うんですけど、税金は皆さん当然、納めるものだと思いますが、若い方の徴収に対する考え方は以前と少し違います。私どもの年代までは、どうしても納めなければいけないという考えが多かったので、まず納めますが、今の若い方はいろんな考えをお持ちですね。そして、施策は全部行政がやるべきだという考えの人、あるいは一切そういうことかわりなく、自分は自分でやっていくから税金も払わないというような方もいらっしゃいます。でも、そういったふうになると、実際住民の福祉の向上を目指すというときに非常に難しいんですね。そういった難しい今の状況の中で、これだけ収納率をアップされているというその実績をこうやって示していただけるのは、私にとっては非常にうれしいなというふうに考えております。

ただ、実際ちょっと申し上げたいことは、平成24年度の固定資産税は前年度に比べて2億5,800万円減額となっています。3年に1度の評価がえで見直しが行われた結果です。全国で騒がれた19年度のリーマン・ショックの結果があらわれる21年度の法人税の落ち込みの影響より、粕屋町の場合はこの影響が大きかったです。なぜなら、粕屋町の固定資産税の税収の全体に占める割合は45%と大きいからです。その固定資産税が2億3,500万も減額したことは、その税収で行うさまざまな事業の運営に大きく響いたことと思います。今後も評価がえは、3年に1度は行われるでしょうし、そうした中で、市町村民税も景気の変動に大きく左右されます。現に、25年度の法人市町村民税は3,600万円ほど減っています。バブル期のような右肩上がりの収入の伸びが期待できない以上、私たちは今ある資源を有効に活用して行政運営に反映させていく必要があると思います。

それから、24年度の場合、市町村民税が1億円ほど増えましたので、実質は1億3,500万円ほどの減収となっています。頼みの普通交付税は三位一体の改革でぐっと減り、一時は20億円もあったような記憶もございますが、今では13億1,000万円です。これからは、自前の税収を増やす努力、または徴収を徹底して、収納率を上げることが求められているのではないのでしょうか。

税収を増やすためには、1、現在の町有財産の有効活用、2、法人町民などの良質な納税者を増やす努力、滞納の徴収を徹底して、収納率を上げることということで、3のことを今徹底してやろうとなさって、着実にその結果が出ていると思います。

さて、そういった流れを通して、今後のあり方など、町長はどのように考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

遊休の町有財産の処分、活用の積極的な取り組みに入っていきたいと思います。

もう一点は、自力で町政を運営できるということは、税収が不交付団体になるぐらいの税収に上げなければなりません。そういったことで、有効な土地利用を図っていきたく。1つは、九大跡地、それから今、江辻山のほうも大分進んできております。戸原の11ヘクタールもいよいよ決まりました。ということで、かなり広い面積のものが宅地化されると。なおかつ、その上に建物が建つということで、固定資産が増えます。あわせて、特に九大農場あたりは、今度は住宅地になりますので、固定資産税も増えますけども、また別の住む人への下水とか水道の投資も要ります。もう一つは、酒殿駅前の区画整理事業等も近々合意がとれて、進んでくるというふうに思いますので、今、お話しただけでもかなりの面積になります。こういったものを両方活用しながら、税収の自主財源の拡大に努めていきたいと思いま

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、3番目の実際4月から公布された債権管理条例活用の例をもしあったら教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

4月から交付されました債権管理条例の活用の実際はというような質問でございますが、まだ、施行から5カ月余りで報告すべき大きな成果を上げるには至っておりません。しかしながら、保育所保育料、後期高齢者保険料の悪質滞納者につきましては、平成24年度から、収納課で引き継ぎを試行しており、本年度も実施してまいります。また、介護保険料の悪質滞納者につきましても、今年度より引き継ぎを行っております。あわせて、町営住宅使用料につきましても、滞納処分が及ばない私債権のため、収納課のほうでは引き継ぐことはできませんが、町営住宅で処理できない悪質滞納事案が発生した場合、収納課の共同事案として取り組むよう、連絡、指導体制を構築していくこととしております。

債権管理条例においては、公債権、私債権の督促及び強制執行が、管理所管課においてばらついていたものを債権の種類ごとに事務手続を統一したものであります。職員の徴収技術の向上等により、近い将来において効果があらわれるものと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

実は、お言葉ですが、悪質っていうのがやっぱり心が痛むっていうか、みんなお金があれば払いたいし、最優先して町税を払いたいって気持ちは最初はあると思うんですよね。だけど、それがだんだんたまって行って、できなくなったっていう事情の方もいらっしゃると思うんです。全部がそういう形で表現はされていないと思うんですが、そこが自治体の徴収の非常に難しいところで、最初の質問に対して、収納課の課長が対応を何通りもこういう対応があつてこうしますというふうに言われましたけれども、非常に町税に携わって税務あるいはいろんな町の職員の方は大変だろうと思いますが、やっぱり住民福祉の向上というところからの観点から、なぜ滞納しておられるのか、その辺も踏み込んでですね。もっとよりよい方法があつたのではないかとこのところまで考えながらしていただくと、本当に粕屋町に対する住民の意識も、だんだん変わっていくと。あまりいいことばかりは続かないと思うんですけど、その辺を特にお願いしたいと思います。それで今、徴収率が平成25年度の現年度、滞納繰り越し合わせて94.17%と、昨年より1.22%アップとおっしゃいましたが、このアップをするための努力、この数字の裏にあるものを私は議員として本当に評価したい。大変だっただろうと思います。ただ、評価するばかりじゃなくいろんな考えもございしますが、ただ、こういう形で結果として出るということはとてもすばらしいことだろうと思います。

それで、粕屋町債権管理収納連絡会が、定期的に開かれるよう、設置要綱が今できています。その要綱があるということも、これは人がかわっても、随時必ず開けるといふそういう町民にとってはありがたい制度ですね。定期的な会合ができることはとてもよい結果を生むと思います。上昇は多分ほかの介護保険料、町営住宅使用料、それから次の第2の質問の国民健康保険税、それから保育料、水道料などにもあらわれてくるのではないかと、決算委員会の皆さんの報告を楽しみにしています。

次は、健康寿命を延ばす取り組み、2番目の質問に行きます。

24年度の決算において、国民健康保険税の粕屋町の徴収率は近隣では最も低かったのですが、25年度はどうなのでしょう。国民健康保険税が高いことも一つの要因と思われませんが、なぜ高くせざるを得ないのか、その分析を徹底して対策を練る必要があると考えます。また、その対策を通して、健康寿命の重要性をどう町民にアピールするのか、町長の見解を問います。

それで、1、国民健康保険特別会計の収支について。2、健康寿命についての見解ということで、町長よろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

国民健康保険の特別会計の収支につきましては、担当所管の住民福祉部長のほうからお答えします。なお、健康寿命についての見解につきましても、あわせて担当所管のほうからお答えいたしまして、あと補足の部分は私からお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

ご質問いただきました国民健康保険特別会計の収支でございますが、平成25年度の国保税収納率の現年度分は、平成24年度と同様、糟屋地区で最も低くなっております。一方、滞納繰越分の収納率は平均以上となっております。現年度滞納繰越分の収納率が、この数年上昇していることにより、国保税収納額については被保険者数の減少による調定額の減少にもかかわらず、年々増加しております。国保税収の増加は、国保会計の健全化に寄与するものではありませんが、収納率が糟屋地区で最も低いということは事実でありますので、今後も収納率の向上に努力する必要があると思っております。

また、ご指摘のとおり、保険税率が高いことも収納率が低い一つの要因と考えておりますが、そもそも市町村国保はサラリーマンなどが加入する被用者保険と比べ

て高齢者や低所得者が多い。年齢構成が高く、医療費水準が高いなど、構造上の問題を抱えております。国民健康保険は、被保険者のかかった医療費の半分を国、県が負担し、残りの半分を国保税で賄うようになっていますが、全国的な傾向と同様に、粕屋町においても医療費は年々増加しており、国保会計の中だけで収支均衡を保つためには今以上の保険税率を上げなければなりません。そのため町としてもやむを得ず、今回の議会において、累積赤字解消のため一般会計繰入金増額補正予算案を提出し、保険税率を据え置いておりますが、ご承知のとおり、単年度収支は赤字であり、繰上充用にて対応している現状から、保険税率が高いのは仕方ない部分もあるのではないかと考えております。

福岡県内においても、9割近くの保険者の実質単年度収支が赤字であり、どこの保険者も税率については頭を悩ませていることと推察しております。高齢化の進展などから、今後の財政状況もさらに厳しくなることが予想されており、もはや保険者の努力の域を超えつつあると言えます。そのため、現在、国と地方の協議の場で、国保の都道府県単位化や財政支援強化などの国保制度の基盤強化に関して話が進められているところであります。もちろん粕屋町としても国保税収納率の向上や医療費適正化を図るため、ジェネリック医薬品の普及促進、特定健診、特定保健指導の強化による生活習慣病の予防及び重症化の予防、レセプト点検など、国保財政の健全化に取り組む努力をしていかなければならないのは当然と考えております。

それから、2番目にご質問いただきました健康寿命についての見解でございますが、健康寿命は個人が日常生活に支障のない生活を送れる期間のことで、2013年の第2次健康日本21において、現状値や目標が示されました。その中で、健康寿命は男性70.42歳、女性73.62歳、平均寿命との差は、男性が9.13歳、女性が12.68歳でした。この健康寿命と平均寿命との差を短縮することは、個人の生活の質の向上だけでなく、社会保障費の軽減につながると考えられ、国は健康寿命を延ばしましょうをスローガンに、運動、食生活、禁煙で、具体的なアクションを呼びかけて提唱しています。

町としましても、健康日本一の町を目指して、この健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図ることを目的とした計画を策定し、現在取り組んでいるところでございます。今後も、町民の方にも健康寿命という概念を意識していただき、人生を最後まで健やかに送れることができるよう、健康日本一の町を目指して、さらなる健康づくりに力を入れていきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

今の答弁は、先ほどの議員が総合計画についていろいろおっしゃいましたが、その内容とちょっと似てるなど。非常に文章的には美しいですね。だけれども、じゃあうちの町ではどうなのっていうところの肉づけとかそういったものがもう少しプラスされた答えであつたらいいなど、本当は町長に答えてほしいなというふう

に今、思っているところです。

私の思いをちょっと述べてみますと、国民健康保険特別会計は、平成18年、19年、20年、21年に合わせて合計9億8,500万円、年平均で2億4,600万円、一般会計から繰り入れして、平成21年度には差し引き収支は、1年間の単年度ですね、マイナス3,244万円でした。それ以前は、しばらく一桁低い2,500万円の繰り入れでしたから、長いことですね、赤字がたまりにたまっていかざるを得なかった経緯があります。後期高齢者医療特別会計の設置などの制度改正、それから粕屋町健康保険税などの改定もあつて対処した結果、21年度の赤字は3,200万円になり、ちょっと胸をなでおろしていました。ところが、22年よりまた赤字が続き、以前ほどの繰り入れはないにしても、今年、補正で先ほど部長がおっしゃいましたように2億1,600万円予算化している状態で、じりじり累積赤字が増えているわけです。私も今回、特に調べさせてもらったら、どうも構造的な問題があるようで、後期高齢者支援金、介護納付金の算出額が、最初の議会の初日に副町長がおっしゃったように、歳出額が今年度だけでも昨年より1億円増えていると。もちろん介護保険の給付費も4,000万円は増えているというところです。その収支をとんとんにするには、当初予算から1億5,000万円以上は毎年繰り入れが必要なのではないかと思われれます。これは町レベルで解決できる問題ではないと思いますが、ここであきらめてはしようがないので、何とかこの町で、この町のやり方で何とか組めるように努力をするというのが、今、私どもに与えられた課題ではないかというふうに思います。ただ、いつも当初予算を組む時は回す費用がないということで4,000万円だけの今回繰入金を計上しておられますよね。9月に補正を組むというスケジュールでここ何年か進むようになっていますが、ちょっとそれはもう少しどうかならないかなと思います。町長、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、前年度の決算が明らかに多目の繰越金が出ないことには組めないということもあつて、物理的に9月10日、どうかすれば3月10日になってしまうような状況がございます。ご理解いただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

それでは、そうした中で仕方がないから繰り入れを増やすというのではなく、保険給付費、それから滞納繰越額を減額する努力、つまり最大限の努力をされていると思うんですけども、収納に関しては先ほどの質問に関連がありましたし、決算審査でも審議できますので、ここでは保険給付費を減らす取り組みについて取り上げたいというふうに思います。

できることは十分やったと皆さんは今、お考えではないかと。じゃあ今さら何ができるということで、私は町民の意識改革を徹底して行うということではないかと思えます。特定健診を受け、要精密検査の方は早目の受診をお願いし、そのことが町の特別会計改善にどれだけ貢献するか、具体的数字で訴えたらどうでしょうか。また、健康寿命について、健康かすや21という計画書ですね、こういう計画書がありますね。これは、総合計画の中にもあると思うんですけど、町長はまた、年度初めの当初予算のときに、健康日本一を目指して、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図ることを目的として計画を立てたというふうに書いておられますが、その意識改革という観点から、町長ご自身は健康寿命について町民にどうアピールをしていきたいというふうに思っておいででしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

健康寿命というのは、大変この国保の給付の額を減らすということには直接かわりがございます。しかしながら、これは一気に健康寿命が伸びが上がるということではございません。長年の先ほどおっしゃった住民の意識改革があって初めてなし遂げられる問題でございます。特に、成人病であるとか、いろんな成人病から発する糖尿病になって、また肝硬変であるとか、いろんな食生活から来る問題がございます。それから、運動から来る問題がございます。等々のいろんな絡みがありますが、今年度取り組んでおりますのは、粕屋町小学校区ごとに分けて、保健婦を2名ずつ配置して、その地域に合った健康づくりを指導していきなさいということでやっておるところでございます。詳しいことは、健康づくり課長のほうからお答えいたします。

◎ 11 番（本田芳枝君）

今のは3番になるんで、そのままじゃあお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大石健康づくり課長。

◎健康づくり課長（大石 進君）

今、本田議員言われたように、もう3番の答えにちょっと入っていくんですけど、今回のご質問が進捗状況ということですので、担当の健康課よりご説明させていただきます。

(3)番目に質問いただきました町民の健康増進が図れる取り組みとしまして、保健師の学区割り配置事業の進捗状況について問うということで、ご質問の保健師の学区割り配置事業とは、今、町長述べました保健師の地区活動のことを尋ねてあると思います。

健康づくり課におきまして、保健師の体制は業務分担と地区分担制を引いております。まず、業務分担というのは、母子保健事業と成人の健康保健事業、子どもと大人と大きく分かりますけど、それぞれ母子保健係と健康推進係とに分かれております。その中で、地区担当制を引き、母子担当者と成人担当者が各1名がセットで各小学校単位に2名ずつ配置しております。

具体的な業務につきましては、母子保健事業では、こんにちは赤ちゃん事業としまして、乳児全戸訪問事業や親子サロンの健康教室、成人保健事業では、特定保健指導、特定健診の未受診者訪問、各地区での健康講話を実施しております。地区担当者で行う体制をとっております。まだ、地区担当制を始めたばかりですが、地区分担制を行なったおかげで、自身の地区担当に責任を持ち、健康づくりのほかにも生活困窮者等の社会的弱者の発見にもつながっております。しかしながら、実務を担当する保健師10名のうち、就労3年未満の保健師が6名と経験が少し浅く、まだまだ保健師としての教育が必要な状況でございます。今後とも地域で住民の視点に立った予防活動ができる保健師の育成にさらに努めていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

具体的なイメージがちょっと湧かないんですけども、その説明はまだ私聞いてないような気がするんですが、議会の中でね。学区が4つありますよね。各2名で子ども担当と大人担当ということで、一件一件を回っておられるのか、あるいは何か特別質問されたい個人の家庭を回っておられるのか。現在、何パーセント回っておられるのか、もうちょっとイメージできるような内容で教えていただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

大石健康づくり課長。

◎健康づくり課長（大石 進君）

具体的な、先ほど申しました国保の方に特定健診の未受診者、3年以降、3年前全く受けられない方を特別訪問しております。ピンポンダッシュとって、ピンポン鳴らしながら訪問して、結構留守が多いんですけど、留守の方にはメモを置いていってご連絡くださいってことで、それも受診率の向上に上がっております。それと、健康講話をちょっと今まで町の出前講座ってことで、少し受け身ぎみだったんですけど、さらなる区長会で呼びかけまして、もう必ず、以前サンレイクでありましたように、生涯学習の一部として毎年健康講座を区で1回は開いてくださいということで今、強く今年投げかけており、昨年から動いておりましたので、新たに今年もう既に3区、新規事業を受けていただいております。まだ、予定も入れて3区です、今年新規ですね。そういったところが今、地道ではありますけど、今、本田議員言われた、本当は個別に家庭に行って、その家庭の塩分調査とかしながらしていくのが本当の保健師活動なんですけど、ちょっと人数がまだ足りておりませんので、公民館を中心に、組合を中心に、親子サロンを中心に、そういったグループを攻めていく予定にしております。攻めていっております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

少し見えてきました。私、各公民館で人権学習は毎年必ず区の行事の中に取り入れておられますよね、そういった形でされるといいなと思っていましたら、もう実際それをされているということなので楽しみに、それでそこではかた苦しい話ではなくって、町民の皆さんが笑って聞けるような、にこやかな雰囲気の中で健康を考えてもらえるようなそういう取り組みをされたらいいなと今お話を聞きながら思いました。それで、そのことが自然に地域に伝わる。そして、未受診者も耳にするとか、そうすると未受診者は2通りあると思うんですよね。忙しくて行けない人と行くのが怖い、そういう人も知ってます。もう何か結果が出るんじゃないかと、それが怖くて行けないと。特に、それは男性が多いようございまして、そういう人もいるので、いや決してそういうものではないと、しかもそうすることが町のその健康保険のそういう会計を内容を向上させることになるということも自然にその方たちに伝わるような内容に多分なると思うので、今後もっとこれを向上させてもらえたら随分未受診もなくなって、今35.5%ぐらいですよ。それが国はもう80%まで上げようという計画もあるそうで、とりあえず60%上げるということで、ただやっぱり計画的には26年度で終わったんですかね。健康計画、健診の計画ありましたでしょ。20年から5年間して、それで新たに新しい計画を立てておられると思うんですが、その目標が60%だったと思うんですけど、なかなかそこまで行かない。や

つまりこれは本当に難しい問題ではないかと思うので、それで町民の意識を変えるというふうに申し上げました。

そうした中で、今年、新たに歯周病の検査を予算化しておられますよね。それは具体的にどういうふうになっているか。いいですか。どなたか。

◎議長（進藤啓一君）

大石健康づくり課長。

◎健康づくり課長（大石 進君）

歯科のほうにつきましては、歯科医師会と打ち合わせしまして、予算は委託料で計上しておりましたけど、歯科医師会のご協力により、無料にて、10歳刻みではがきを既に送っております。歯科医師会の理由としましては、健診が受診者に引き続くということで、お客さんの確保という言い方はあれなんですけど、そこを中心に無料で行っていただいております。既にはがきは通知しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

結局無料になったんですね。これは、とてもまたおもしろいというか、いい内容だなと思います。お医者さんにとって、歯科医師の方にとっても利便性があるわけで、町民にもすごくそれは、例えば、私は3カ月とか6カ月に一遍行っているんですけど、やっぱり行くたびにいろいろ指摘されるので、そのときはきちんとしようと、歯も丁寧に磨くんですね。でも、忙しくなるとまたということで、でも私は今65です。今からこれを続けていると多分自分の歯で生涯終わるだろうなというふうに思いますが、私の母の年代になるとこれが難しくてですね、本当に病院に連れていくのがちょっと大変なんです。だから、そういうことも含めて、これをなさっておられるというのはとてもいい内容だなと。実際この健康かすやのアンケートでは、受診、歯科健診を受けている状況の方は37.6%で、全然そういうことをされていない方が6割もいらっしゃいます。やっぱり歯は日常的にとっても大切で、健康の大もとになると思うので、町としてもこれをどんどん続けていただきたいと思うし、実際にこの費用の面で、通院の2番目の、通院の例で、この費用がかかっている医療費の2番目に、この歯周疾患が上がっている、そういう状況がありますので、ぜひこれを続けてやってもらいたいなと思います。

それから、先ほど未受診の方に、してください、してくださいじゃなくて、あなたが受診をすることは、町のいろんな意味でこれだけいいことがありますというふうに訴える方針、それは実は図書館で、ほかの地区のある市の図書館で見たんです

けど、うちの町はこういうのをつくっておられますよね。「そうだ。健診に行こう」って、いかにこういうところに日時を細かくしていますよ、ぜひ行ってくださいというふうな形の呼びかけですが、そこは健診を受けるといいことがいっぱい、健診に行くと医療費が1カ月1万3,000円低くなるって本当って、健診未受診者が生活習慣病で通院している医療費は3万2,632円で、検診受診者が1,399円と非常にその差があるんですね。こういうことが実際その市ではできたんでしょうけど、うちの町ができるかどうかわからないけれども、こういうふうな訴えの仕方っていうのも町民の意識の方に、じゃあ行ってやろうかと、行きたくないけど、みんながそう言ってみんなが喜んでくれるなら、じゃあ受診しようかというふうになる可能性も高いと思うので、そういう施策を続けてやっていくっていうのも一つの手ではないでしょうか。

実は、先ほど総合計画の話の中で、いろんな話がありましたけど、実は私はこの町の総合計画は大好きなんです。なぜかといいますと、皆さん答えられなかったけど当然だと思っておられますが、実は事務事業の190前後の事業に対して全ての予算化、全てがきちんと数字で出してある。その数字を見て、この事業がよかったかどうか、その数字をチェックするときに、そういう流れの中でこの総合計画と決算審査があるということは非常に全国でも珍しい例ではないかと思えます。皆さんはもう3年になるので当たり前と思っておられて、その辺の言葉はなかったんですが、外から見ると、計画は計画、それから予算は予算って、普通別々なんです。だから、どこまで進捗しているか全然わからないんですけど、うちの町は数字から見るとその状況がわかるんで、今、具体的な事例が、収納とそれから健康づくりの国民健康保険税の収納のところに出ていますが、それもやっぱりこういう流れの中で、職員の皆さんが頑張った結果ではないかと私は考えていますが、ひょっとしたら言い過ぎかもしれません。これが自分が10年、議員をやって、いろんな流れの中からの今の感想です。だから、皆さんもっと頑張って、そしてどんどん言ってください。黙るんじゃなくて、いいことだらけなんですから、もちろん悪いこともありますし、こうしてほしいということもチェックするし、される方もあります。でも、うちの町が本当に頑張っているところもあるので、その辺をアピールされたらいいなというふうに私は思っています。

そして最後、最後にこども館基本構想はと。

今年度の予算にこども館建設設計料として1,006万円計上されているが、その構想の発表が遅れているようです。今議会の初日、やっと町長は少し進展した内容を町長から聞くことができました。場所の確定はできたようですが、運営形態、サービス対象者、機能などの検討は進んでいるのでしょうか。ニーズ調査などの分析、

そして現在の進捗状況をお尋ねします。また、今後の動向に対して、私のほうから具体的な提案をしたいと考えています。現在の状況の説明と町長の思いをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

前段、住民福祉部長からお答えし、あと私の思いはその後申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

それでは、本田議員のご質問にお答えします。

町長の諸般の報告と重なるかと思いますが、運営形態については直営を考えております。職員と支援ボランティア等が有効に活動できるよう検討してまいりたいと考えております。それから、サービス対象者としましては、未就学児童とその保護者、就学児童、ゼロ歳から18歳児を対象と考えております。機能につきましては、子育て支援ルーム、それから相談室、子ども等に関する悩み相談とかの相談室、それから教育相談、適応指導教室、それから今、子ども未来課に置いておりますファミリー・サポート・センターの事務局、それから会議室、それからあとはボランティアルーム、ボランティアさんがこども館でいろいろ活動できるようにボランティアのスペース、それから運動、スポーツ、これは軽スポーツ等ができる運動のスペース、そしてあとは学習スペース、フォーラムは学習は静かに一人ですというふうな感じになっておりますけど、ここの学習スペースはお友達同士とか、そういうところで小グループでできるような学習スペース、それから創作活動室、自由活動スペースなどの機能を持たせたいと今、庁舎内会議のほうで検討しております。それから、ニーズ調査の結果からは、粕屋町の子育て情報へのニーズが高く、子育てに悩む人が気軽に相談できる窓口や、それから今、父親の育児参画や身近な人からの育児サポートを可能にする取り組みが求められています。また、前回同様、室内型の遊び場への要望も高くなっていました。子ども・子育て会議のワークショップでも、情報発信、それから相談、交流の拠点づくりが重要課題に上げられていました。検討は、現在、庁舎内の検討会議を4回ほど実施いたしまして、今後は一般公募の委員も含めた検討会議を開催しまして、あらかた機能について決定させる予定です。しかしながら、提案型プロポーザルを予定しておりますので、設計の段階で若干の変更は考えられると思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

実は、3月に予算が示されて、そこでもちょっと反対のようなどいうか、余分なお金はないんじゃないかという話も出たと思うんですよね。だから、町としてはもう6月ぐらいには結果はある程度出さないといけなかったんじゃないかと思えます。議会なり町民の皆さんに説明をすると。ところが、それが今議会で初めて私どもは、関係する常任委員会の方はご存じだったようですが、はっきりと聞いたというようなことで、しかももう基本設計、来年には建設の予算を計上したいようなお話をされてまして、非常に短い期間の計画ですね。

この間、那珂川町のこども館に行ってみりました。あそこは吹き抜けなんですね。吹き抜けは格好いいんです、外から見て。建設する人は、吹き抜けにしたいと思えます。よそからの見学があれば、どこの会社だ、ああ、あそこだというふうになるから。でも、小さい子ども、小学生の子どもがいる、そういうこども館に、2階から見て危ないんですよね。しかも暖房費も冷房費もかかります。危ない、ガラスがいっぱいあるので危ない。いろんな意味で吹き抜けはちょっと、ひよっとしたらこれはどういうことかなというふうに思ったんですよね。だから、その辺の検討はある程度、基本計画が出て、建設の計画が出たときにそれを練り直す必要があると思うので、もう少しその辺を丁寧に、もっと早く、結局、予算は先ほどの一般質問の中で3億円か4億円というふうな話をされていましたが、一応、今提示されているのは1,400平米ですよね。そういう感じでされるというふうに思いますが、維持費は那珂川町が2,000万円。それは、職員の人件費除いてです。嘱託の方たちの人件費、それからほかの分。私、春日市に行ったんですが、同じような児童センターでやっぱり維持費は2,000万円かかります。だから、建物が4億円、維持費が2,000万円、毎年ですよ。その2,000万円をどっから持ってくるか。これが大事なんですね。ここを考えないと。だから、議員の中にはすぐには賛同、必要なのはわかってるけど、すぐには賛同できかねるとおっしゃる方もあると思うんで、私はこの辺もきちんと考えていただきたい。そう思って最初の収納率とか、健康保険税の話をしていただきました。結局、町が努力できるのはその辺しかないんですよ。だから、入ってくるものをきちんと、せつかく入ってくるようになってくるものだったらきちんともらおう。それをきちんと使う。そういう中で2,000万を、維持費の2,000万円をぜひ編み出していただきたいというふうに思っています。どうでしょうか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私の思いも含めて、これは打ち出の小づちはございません。だから、地域開発をして税収を高めて、僕は子どもにお金を、これ現金をやるんじゃないありません、充実した施設を整えるというのは、住民も安心して子どもを育てられるという環境をつくりたいというところには、僕は税金を使って当然だと思います。料金は取りません。それで、私の思いは次代を担う子どもたちを多世代で育み、子どもたちが明るく健やかに成長する環境をつくるために、保健、福祉、教育は一体となって、子どもや子育ての家庭の皆さんと総合的な支援を行う拠点施設と考えまして、こども館は子どもと子育て家庭を応援する施設であり、粕屋町にとってふさわしい施設の内容としたいと。なお、施設や事業の運営は、子育てボランティアや子育てにかかわる団体等と協力しながら、地域社会全体で子どもと子育てを応援する、子育てが楽しくなる環境の施設としたいと思っております。また、子どもから大人まで楽しめるイベントや、子育ての仲間づくりのサポートを兼ね備えた世代間交流の場となる施設を目指します。そしてまた、子どもたちが遊び、体験し、学び、交流することを通じて、無限の夢と希望を育み、健やかにそして心豊かに育つことを願い、子育ての拠点施設としてこども館をぜひとも建設したいと思う思いで、今回計画したところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

やっと出ましたねという感じですね。力強い発言だと思います。それで、やっぱり行政の方が本気にならないとこれはできない事業。私が議員になる前に、実は提案したことがあるんです。（パネル使用）ちょっと見えるか、こうですかね。ちょっとわかりにくいかもわかりません。まあ、でも仕方がないかなと思いますが、一応私の提案として聞いていただきたい。

中央公民館が建て替えになるときに、そこを利用してこどもフォーラムというのはいかないかと。これは構想です。一応、建物と機能を考えて、建物は木造の2階建て、そして交通手段は徒歩、自転車、コミュニティーバスと。機能としては、子育て、ゼロ歳から17歳に関するあらゆる悩み、相談、提案を受け入れ、検討し、施策化するというふうな機能を持っている。それで、これは木造の2階建てなんですけど、その中で子育て連携会議を定期的に行う。これは、子育て支援センターというふうに分けて、その中でこういった内容をするかといえば、子どもの遊びの企画、雨の日、長期休みのために、あるいは伝承、冒険遊びなど、それか

らノーテレビ運動、今は子どもとメディアのいろんな問題が大きく出ています。それから、スポーツ、芸術活動、世代間交流、集いの広場、それから子育て情報収集、発信、療育、言葉の教室、もう今、既にそれはちゃんと整備してありますが、それにつなげるような悩みをここで、それから養成、ボランティアの養成派遣事業として、子育てボランティア、子どもプレーリーダーをここで養成し、そして中高年の居場所づくり、いじめ、虐待の防止、子どもの生活農業体験などを企画する。それらを企画をした段階で、そこでするのではなくって、健康センター、保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育、地区の公民館、図書館、粕屋ドーム、福祉センター、都市、児童公園、各家庭、そういった中で実際にそれを行う。もちろんここでやることも十分すると。ここが全て、子どもに関するいろんなことのリーダー的な内容を、結局町民と行政が、そして専門家が一緒になって考える、そういうこともフォーラム構想といいますか、それを私は10年前に、10年以上かアピールをしたんですけど力不足で、それは眠っていました。いろんな場所で自分の思いは、児童館が欲しいとか、児童センターがあつたらいいっていうのは言いましたけれども、なかなかそれが伝わらず、今回、町長がそういう構想を出してくださったので、やっぱりこれは行政の皆さんが本気になってやらないと難しいんだなというふうに痛感しておりますし、できるだけいいものができるように、しかも維持費もそんなにかからない、建物もそんなに大きくない、そういううちの町で許される範囲でとりあえずはやるけれども、それがだんだん伸びていく、粕屋町全体に伸びていく、そういう内容の児童センターをぜひ、つくっていただきたいというふうに、私はここで提案をさせていただきたいと思います。

それともう一つ、実はきのう、救急の日のつどいというのがあつたんです。そのサンレイクで。私、参加しまして、その中で講師の方が、今は多業種、多職種連携がとても大事なんだというふうにおっしゃっておられました。この子どもセンターも結局福祉の関係、それから教育関係の関係、それからいろんな関係の方が、地域の方も一緒になるということが必要なんです。収納もそうですよ。税金の収納だけじゃなくて、いろんな私債権もありますよね。そこを頑張ることで、みんなと一緒にやることで、いろんなほかの料金も収納率が上がると。それから、健康もそうですよね。皆さんが、いろんな業種、いろんな係の方が一緒になってこの町をやっていく、そういう流れが今、できつつあるし、それをさらに広く進めるのが今度の総合計画ではないかというふうに考えています。

今、ワールドカフェの形式で、この間の9月の最初にされましたよね。それを今からされていますが、来年1年間、まだ検討の時間があると思います。それから、だから先ほど議員がおっしゃったようないろんなことも踏まえて、さらによいもの

ができる粕屋町の行政を議会と町民が一緒になってやると、そういうふうにぜひよろしくをお願いします。

以上です。

(11番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて本日の一般質問を終了いたします。

お越しいただいています傍聴の方にお知らせいたします。本定例会の一般質問通告書は10名ありますが、本日は5名をもって終了いたします。残る5名の方につきましては明日行いますので、時間の都合がつかますれば、明日もまた引き続きお越しいただきますようにお知らせとお願いをいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時45分)

平成26年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成26年9月9日（火）

平成26年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月9日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番	議席番号	5番	福永善之	議員
7番	議席番号	8番	長義晴	議員
8番	議席番号	6番	小池弘基	議員
9番	議席番号	12番	山脇秀隆	議員
10番	議席番号	9番	久我純治	議員

2. 出席議員（15名）

1番	木村優子	9番	久我純治
2番	川口晃	10番	因辰美
3番	安河内勇臣	11番	本田芳枝
4番	太田健策	12番	山脇秀隆
5番	福永善之	13番	八尋源治
6番	小池弘基	15番	伊藤正
7番	田川正治	16番	進藤啓一
8番	長義晴		

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因清範	副町長	箱田彰
教育長	大塚豊	総務部長	八尋悟郎
住民福祉部長	水上尚子	都市政策部長	吉武信一
教育委員会次長	関博夫	総務課長	安河内強士

経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	瓜 生 俊 二
社会教育課長	中小原 浩 臣	学校教育課長	八 尋 哲 男
健康づくり課長	大 石 進	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	今 泉 真 次	介護福祉課長	吉 原 郁 子
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	安河内 涉
都市計画課長	山 野 勝 寛	地域振興課課長補佐	山 田 淳
上下水道課長	中 原 一 雄		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで一言申し上げておきます。

昨日の答弁の中で、インターネットで載せている、配信されているということの答弁がございました。それと同時に、議会のほうにも報告しておるといってごさうございましたのであえて申しませんでしたが、インターネット配信をしていることだけでは議会の一般質問に当たらないということを確認しておきたいと思ひます。あわせて、質問の相手は町長、教育長ですけれども、最初の場合は誰に指名するかを明確におっしゃっていただけるように確認をいたしておきます。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、一般質問に入ります。

5番福永善之議員。

(5番 福永善之君 登壇)

◎5番（福永善之君）

では、一般質問に入ります。

今回は、仮称こども館の設置について質問をいたします。質問の相手は、町長にお願いいたします。

質問の要旨といたしまして、5点通告書のほうに明記をさせていただいております。ただ、こども館の設置に関しては、答弁を受ける中でいろいろと変わる場合がありますので、順不同に質問させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

では、始めます。

まず町長、地方議会とは、町長はどうお考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

二元連立制のもとで町長と地方行政があるということだと思ひます。地方議会と云えば、執行部のチェック機関だということでごさうございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

地方議会は、二元代表制ですね。地方議会とは、住民が直接選挙で町民の方から選ばれた最高の意思決定機関ということになります。それと、地方自治体は、首長と議会の双方がともに住民を代表する、先ほど町長が言われました二元代表制ということになります。

では、今回箱物予算、こども館を提案するに当たり、議会への説明は十分になされましたか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

3月議会で提案をいたしております。私のほうについては、3月議会で申しましたように、なおかつ本議会でもっと詳細について今、必要だということを明確にしております。今からのことは、私じゃなくて全て副町長が答えます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

3月議会にさかのぼると、3月議会というのは26年度の本予算の審議をしましたね。その本予算案は、一般会計で122億7,000万円ぐらい、その中でこども館の建設設計費、これが1,006万円上がってます。その中で、今、先ほど答弁の中で3月議会で議会のほうにちゃんと説明したというふうに申されましたけど、3月議会で議会のほうからこども館の中身、事業の詳細は何ぞやという質問があったと思うんですけど、それにちゃんと答えられましたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それについては、設計費のみを上げて、今からこども館の建設の中身について検討してまいりますということで、この半年間をかけてほぼ中身のどういう配置をするか、どういうものを建てるかというのが決まっております。また、後今からは一般の町民等を含めて、今までの子育てのアンケートとか、それから子ども・子育ての種々の団体等も含めた協議をしながら、皆さんが希望する、私が思いを昨日、発したような形でのこども館を建設するよういたします。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

昨日、11番議員さんの質問の答弁の中で、その思いというのは確かにお聞きしました。ただ、3月議会に戻らせていただくと、設計費がまず1,000万円近く上がりましたね。その上げた段階で、まだ詳細も何も決まってない。私は、これ1つ反省を自分自身ちょっと持っておるんですけど、一般会計の総額予算が122億円ちょっと、その中でこども館の設計費が1,000万円ちょっと。一般会計に対するこども館の予算の割合ってというのは非常に少ない、そういう感じで予算案には賛成をした次第です。ただ、これは正直私のミスというか、ちゃんと予算の中身が、詳細が決まってない段階でまず白票を投じたということは、私のミスというふうに考えております。

その過程で、6月議会もしくは所管の厚生常任委員会のほうで、この件に関しましては幾度となく質問をいたしました。詳細は何なのか、建設費の見積もりはどのようにやるのか、あと所管の厚生常任委員会で、今、町営で運営している老朽化した保育所がありますよね。この保育所はどうなっていくのかというふうにいるいろいろな質問させていただきました。その中で、明確な答えは得られておりません。それはなぜかという、これは町長がトップダウン的にやりたいという思いで予算をつけたからだとは私は思っておるんですよ。ちゃんと下のほうから時間をかけて、住民からこういうニーズがあるから、それを積み重ねて上げていった、練っていった、そういう予算であれば、まず私の発する質問に対して答え切れないということは、正直ないと思うんですよ。だから、私は所管の厚生常任委員会を今、担当しますけど、通常一般質問の場で所管の問題というのは上げることは正直ないんですよ、本当はですね。ただ、所管の課では、私の答えに対して明確な答弁がない。ということは、もう町長みずからがやっぱり私の答えに対して、質問に対して答えていくっていうのが筋ではないですか、町長。いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

こども館の問題については、全て私の考え方、それから建設するについてのどうしてしなければならないか、何でやるのかというのは、今までの答弁の中でお答えしました。あとは、職員がいかにつくり上げるかという問題でございますので、そこらについては、今からの問題については副町長をトップにチームを組んでおります。ということから、副町長が答えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、そのこども館の設置、中身、何をやるのかっていうのは、この9月定例会の冒頭に確かに述べられました。ただ、それは書面で我々にはいただいてないんですよ、何をやるのかと。一つ一つ、そのやる事業というのを精査して行って、本当にその事業が箱物の中で必要なのか、既存の今やってる施設でやれることではないのか、もしくは、ほかの民間さんとか、いろいろやられてるところに委託することはできないのか、そういうことは考えてられないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

ご質問にお答えいたします。

町長の思い、これは背景には、もう10年ぐらいになりましょうか、子育ての悩めるお母さん方々が相談する場もない、1人で問題を抱えておるという状況の中で、やはり相談する場、そしていろんな問題を共有する場、そういった子育てに関する拠点施設が欲しいという思いは聞いておりました。今の質問にも若干入るんですけども、そういった意味で、子育てに関する調査を昨年12月に行っております。これは、ニーズ調査と言えるでしょう。その中で、こども館という言葉はないんですけども、そういった場が欲しい、遊べる、相談できる場が欲しいという非常に大きな比率での要望があります。パーセントにすると50%を超えております。そういった思いの中で町長が、それじゃあ、もうこども館をやっぱり建てないといけないということでございます。

先ほど申し上げましたように、10年来、その思いはあったんですけども、例えば駕与丁公民館あるいは各地区の公民館でそれぞれ子育て応援団、そして地区の志があるお母さん方が地域の子どもたちを自分たちで相談を受けたり、子育てをしようということで非常に頑張っていたいております。そういう中で、やはり町としても、これから粕屋町の次代を担う子どもたちを健やかに育てるためには、やはり子育ての育成拠点が要ということで、今回町長が英断をされたわけです。それを受けて、内部の職員で都合、今4回、内部協議を行っております。そして、大方の中にどういった施設を入れるか、どういった対応をしていくかというものが大体決まりましたので、先日諸般の報告、そして昨日の一般質問でも町長がお答えをしております。

今、事業関係の概略が決まりましたので、じゃあそれをどういった配置するかあるいはどういった規模にするかというのを外部委員さんも入れて、これは非常に多

分詳細なことにはなると思います。それぞれの外部の住民の方々も思いがございましたので、それを受けながらまとめ上げていく予定です。事業というのは、まず大きな構想があって、その中身を詰め、そしてそれを実施していくための設計をしていくという段取りになろうかと思います。その設計費を今年度の当初予算で1,000万円上げております。その時点では、まだこども館をつくるという大きな構想を町長が述べられたわけです。今現在、その構想を具体的なものにするために、非常に練っております。今後、議員さん、議会、そして各委員会にも、具体的なお話をしながらご協議をさせていただきたいなと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今、ニーズ調査のことを申されましたね。ニーズ調査は、このこども館を限定した調査じゃなかったですね。こども館という明記も一切設問項目にはありませんでしたね。それで、ニーズ調査で把握したと言えるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今のニーズ調査ですが、正式には子ども・子育て支援に関するニーズ調査ということで、昨年12月に配布枚数、就学前児童2,000名、小学生児童のご家庭2,000名、そして回収率がおおむね1,200ということで大体6割ぐらいの回収率で行っている調査でございます。

今年の3月にそれをまとめておりますけれども、その中で充実してほしい子育て支援ということで、子どもや親子が安心して集まり、遊べる場をつくってほしい。そして、子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントなどの機会が欲しい。あるいは、子育てに困ったときに相談したり情報が得られる場をつくってほしいという、非常に切実なといいますか、町としてもそれほど要望があったのかと思えるような意見が集まりました。確かに、議員がおっしゃるように限定して特定した調査ではございませんが、非常にこの調査の内容は、我々やっぱり衝撃的なものでございました。比率にしますと1,200の回収のうち654、636等のもう5割を超える方々がその要望をしてあります。これ未就学児童のご家庭でございます。そういったことで、非常にこれは要望が大きいということの裏づけではないでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

何事も新たに物事を始める場合に、民間であればニーズ調査、これは明確に・・・・・・を絞って消費者の方に投げて、それで回答を得ると。その中でニーズをどういうニーズがあるのかと、それを絞っていきます。今回は、こども館という文言は一切ないニーズ調査ですね、行政が考える。本当にそれでニーズは把握できましたか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほど申し上げましたように、子ども・子育て支援に関するニーズ調査、これはこども館ということではなくて子育て、今、粕屋町は子育て世代が非常に多いです。その中で特定したニーズ調査ではないでしょうか。そして、何も町のほうからこども館を建てるよ、これどう思うということじゃなくて、白紙の状態でのこの遊べる場、相談する場が欲しいという親御さんの思い、それは聞き取れたんじゃないでしょうか。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

その要望、意見というのが親御さんのほうからあったということですね。では、その要望と意見があったそのことに対して、既存の施設でそれをもう少しサービスを変えていくという、そういう発想はなかったのですか。その要望と意見は、新たに箱物をつくらないといけないということで考えられたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

詳しいことは所管のほうから申し上げますが、10年来、この子育て支援については各地区公民館、これは箇所数にしますと数カ所の各地区の公民館で既に地道にやっております。しかしながら、やはり借り物でございます、公民館はですね。それぞれの地区で行事がありましょう。その中で、その合間を縫って予約を入れながら、その子育ての事業をしてあります。そういった意味では、直接町の施設ではございませんので、やはり限界があったらと思います。ちょっと詳しいことにつきましては、住民福祉部長のほうからお答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

以前にもお答えしたかと思えますけど、つどいの広場を、まず子育て支援センターをつくりたいというお話があったんですが、なかなか予算もないということで、知恵を絞りましてつどいの広場をやろうということで、駕与丁の公民館を、そのときには公民館じゃなくいろんな場所、例えば商店街のあいているところとか、そういうふうなところもいろいろ検討しまして、ようやくたどり着いたのが駕与丁の公民館でございました。公民館も、一応事業とかやっておられましたが、こちらの思いも組んでいただいて、週3日ならということで公民館をつどいの広場ということでさせていただいております。いろんなところで子育て支援事業を今していただいております。でも、その核となるものがない。それがやっぱり私たちとしても、今回のニーズ調査でも、公的な相談窓口の利用が少ないというふうになってました。それは、少ないっていうのは、お母さんたちがどこに行ったらいいかわからないっていうのもあるんじゃないかなと思っております。そういう子育て世代のお母さんたちが相談できる場所、そして室内で遊べる場所、そういうところで今回のことも館が必要だと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では町長、よろしいですか。

昨日、7番議員さんの質問の答弁の中で、今、町立で運営している仲原保育園、仲原幼稚園、これがセットですね。それと、中央保育園と中央幼稚園、これがもう一つのセットですね。これをこども園にも考えてるというふうに言われましたけど、その答弁は変更ありませんか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

考えてるということでございますので、変更はあるやもしれません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

変更ありませんね。

では町長、こども園とは具体的にどういうものでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

幼稚園と保育園が一体となった施設であります。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

まさしく、保育園と幼稚園が一体となっている。それプラス、保護者の就労の有無にかかわらず入園できる、そういう施設がこども園というふうになりますね。

では、ここで質問です。仲原保育園と仲原幼稚園を仮に一体化したこども園に集約します。

住民福祉部長、仲原幼稚園の建築の耐用年数はいくつですか。それと、今築何年ででしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

子ども未来課長がお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内子ども未来課長。

◎子ども未来課長（安河内 渉君）

昨日の答弁にもありましたように、耐用年数の税法上の耐用年数というか償却年数は、鉄骨づくりですので34年と思います、思いますというか34年です。それから、仲原幼稚園のほうの建設ですけども、はっきりとは覚えておりませんが。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務課長。

◎総務課長（安河内強士君）

仲原幼稚園の建築年につきましては1995年となっております。ただいままでの経過年数は18年でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では町長、仲原幼稚園と仲原保育園、これを仮に、こども園に方針を転換することになりますと、現在の仲原保育園を潰して、同じ場所にこども園を建設する。そうなると、仲原幼稚園っていうのが丸々あきますよね。仲原幼稚園は、耐用年数が34年あると。まだ築18年しかたっていない。既存施設としては、かなり使える施設ですね。

では、行政機関としてこども館を設置する代替案として、お金がかからない方法ですよ。先ほど申しましたように、仲原保育園と仲原保育所を一体化して、あまった仲原幼稚園をこども館として運営していくと、使っていくという、そういう審議はなされなかったんですか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

毎年700人以上の子どもが生まれております。今、既存のままでとまっておれば、そういったこともできるでしょう。しかし、年々年々増え続ける子どもの受け場としては、私は仮の話はしません。こども園をつくと決まったときには、具体的にこうこうこうだという説明をいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

だから昨日、総合計画という話があったと思うんですよ、ある議員さんからですね。その中で町立の仲原保育園、老朽化した中央保育園、これは来年度、平成27年度に公共施設等管理計画を策定したいという話ではありましたね。

私は、こども館の予算というのが、そこまで急ぐ必要があるのか。平成27年度、既存の公共施設の管理計画を立てた後でも考えていいんじゃないか。資金計画は大丈夫なのか。どうして今、必要なんですか、町長。先ほど町長は、こども園も考えてると。考えてられるんだったら、そういう代替案もやっぱり考えとかないと、お金は安く支払った方がいいでしょう。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今必要だということは、今までの質問でもしっかりとお答えしております。あとは副町長が答えます。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

昨日も町長のほうから申し上げました。4,000人の子どもたちの中で2,000人がまだ家庭でいると。一時保育の子どもたちもいるでしょう。そういった子どもたちの受け皿に今すべきじゃないかという思いでございます。そして、議員がご心配の財

源についても、今、精力的に財源確保に動いております。そういった意味では、財政的に問題がないような形で建設するつもりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長の思いは、それはわかります、やりたいと。ただ、私は冒頭に申しましたね。地方議会というのは、住民から選ばれた代表、地方議員、それで構成される最高の意思決定機関ですよ。町長はやりたい、では議会の中からのいろいろな質問があると思うんですよ。町立の保育所、老朽化保育所は本当に大丈夫なのかとか、そこに予算が本当に回っていくのかとか、そういうのにちゃんと答えられていますか、町長。やりたいというのはやりたい、それは何遍でも聞きますよ。ただ、財政的な裏づけもない、老朽化した町立保育所をどのような運営方式に持っていくかのそういう方針もない。それでどのように我々が理解できますか、町長。町長がこちらの立場だったらどう思われます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今まで説明なり、骨格についてのお話をしました。あとは、職員と住民がコラボしながらこれをつくり上げていくということでございます。それで、仲原保育園もそのままにしとくとか、中央保育園をそのままにしとくとかということは言っておりません。今必要なのは、ということでこども館だということで、それは議員さん、いろんな考えがあつていいと思います。あるからこの町議会があるのであつて、みんないつも同じ考えなんちゅうのは、これはおかしい。あなたのような考え方もあつていい。私は執行者やから、今、何をせないかんかということで提案しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

じゃあ、言わせてもらいますよ。財源はどうされます。先ほど言われましたね、副町長。問題がないように財源も確保していきますと。その財源の内訳はどうかさいます。私は、6月議会に聞いてますよ。どうなさいますか、もう一度教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

財源の獲得につきましては、今、2つの方策で考えております。3つあります、本当はですね。しかし、昨日の質問でもございましたが、こども館の補助金については、非常に零細補助金でございます。これについては、ちょっとやっぱり一般財源の持ち出しが多過ぎるということで、それではなくて、交付税措置があるような起債もございます。それがまず1つです。そして、もう一つ、これはまだはっきりしたことは、まだ国の経済対策の関係で今の現在では述べられませんが、非常に高率、補助率が高い補助金がございます。そこを今、町長も精力的に国のほうにも働きかけながら、獲得に動いております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

地方交付税、これを頼るといって、もうそういう手法は正直古いんですよ。それがあったからこそ、政府が、総務省が通達文書を出しておるんですよ。平成27年度に公共施設等管理総合計画を立てなさいと。今まで各地方自治体、自分たちの能力以上の仕事をしようと、箱物をつくらうと、それはあめとして地方交付税で返ってきますよと、そういうやり方をずっと続けてきたツケが、今、総務省も出しとるんですよ、通達文書として。自分たちの財源でできないような事業を地方交付税でやりますと。じゃあ、その税金は国から来ますよね。国民の税金ですよ。国民の税金というのは、町民も払ってますよ。ツケでそういう運営をしてよろしいんですか。自分たちの財源でできないようなやつを補助金、起債、地方交付税の還付、それが主たる財源になっていいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

地方財政制度というのは、そういうものです。国の補助金、そしてもちろん町は町税、それが基本、粕屋町は特に、非常に比率が多いんですが、そして国の補助金、県の補助金。そして、地方交付税。地方交付税制度は、それぞれの国税の一定の率から地方へ還元されるものです。そういった財政的な国の仕組みになっております。これは有効に利用すべきだろうと私は思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

そうですか。私はそう思いませんが、そう思われるのであれば、それはそれとしましょう。

では、重複するかもしれませんが、人件費を含む年間維持費は、どのくらい考えてられますか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほど申し上げましたように、今、内部の検討委員会、そして実は今日からなんですが、外部の検討委員も含めて、中の詳細につきまして今から固めていきます。そういった意味で、規模が確定はまだしておりません。したがって、運営費につきましては、その詳細が決まり次第、大体これぐらいになるだろうということは議会の皆様方にもお知らせし、ご協議をいただきたく思います。また、参考までですが、それぞれ同じぐらいの規模の自治体では、やはり2,000万円程度はかかっているという感想は持っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

その同じような規模の自治体とは、具体的にどの自治体さんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

那珂川町でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、その建設費が1,000万円今、予算が通ってますね。それにまた増額の予算を提案されています。那珂川町は2,000万円ですね。じゃあ、粕屋町は1,500万円がいいという、そういう根拠はどこにあるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

議員さんをご質問されたのは、管理費のことをさっき言われましたですね。それについて私が2,000万円と答えたわけです。設計については答えていません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

失礼しました。

じゃあ、那珂川町を参考にっていうことでございますね。じゃあ、那珂川町さんは、どのような趣旨でこども館を設置されたんでしょうか。おわかりですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

那珂川町の建設の詳細につきましては、承知しておりません。ただ、私が今、申し上げましたのは2,000万円程度毎年の管理費が要るだろうというお話を、そういうふうなことを聞いたと。粕屋町が2,000万円要るとは言ってません。2,000万円って、同じ程度だろうとも言っておりません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

那珂川町さんが、こども館の事業をやられている、これが一つの目的というか、それは戦略があるんですよ、那珂川町さんは。町から市に移行したいという戦略があるんですよ。戦略にのっとって、このこども館もその一つの事業として成り立たせていると。那珂川町さんの戦略は、定住化対策ですよ、定住化対策。そういう戦略があってそういう事業をやっていききたいと。だから、それは議会でも、そういう方向性っていうのがやっぱりわかっているから、市に移行したいとかですね。それは理解度がやっぱり高いと思うんですよ。

実際、一方では粕屋町に関して、ニーズ調査はしました。ただ、こども館に対する明記をしないでニーズ調査。そのニーズ調査の中でそういうご要望があった、だからつくります。明らかに違うでしょう、戦略的に。要望があったからつくるであれば、町長、町民の間にはいろいろな要望、意見があります。そのいろいろな要望と意見をどのようにして仕分けされて、酌み取られてるのか。どうしてその要望の中でこのこども館の建設が優先的に取り上げられたのか。それはいかがですか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほど、マスタープランのことを議員さんお触れになりました。第4次粕屋町総

合計画、これは平成18年3月に計画されております。その後、5年後に後期基本計画が変更、変更といいますか、ローリングで変わっております。当初の第4期粕屋町総合計画の中でも、子育て世代が生き生き暮らせるやさしい地域づくり、子育て支援という項目の中で家庭保育支援のため、町民と行政との協働による地域子育て支援活動や子育て支援の核となる施設が望まれているというふうに、そういうくだりがございます。これは、既に平成18年の段階でも、先ほどちょっと私触れましたけども、非常にニーズが高かったことを受けて、総合計画の中に盛り込んでおります。これは、その当時議会のほうにもお諮りして、ご協議をいただいております。そういった背景があるということは、この時点で、申し上げておきます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

平成18年の総合計画ですね。その時点では財源がなかったからできないと。では、今は財源はあるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

財源というのは、一般財源のなんですが、確かに今ちょっと数字的にはわかりませんけれども、余裕はございません。しかしながら、それぞれ事業については優先性を考えながら、選択しながらやっております。その時点では、今はできないと、後回しにならざるを得ないという選択をその時点でしております。やらないということじゃないんですね。今、やっと10年近くなりましたけども、今の段階で手がけることができる、住民の皆様にとやお待たせしたこの事業を手がけることができるという時期になったということではないでしょうか。

そして、実質公債比率、これも一昨年ですが、私もお答えしましたが、非常に不名誉なことで18.8%の、福岡県でも一番悪いような実質公債比率、黄色信号になっている状況でございましたが、今年度の平成25年度の決算では16.1%、そして今後公債比率も急激に下がるような予想もしております。今、建てるべき時期は今ではないでしょうか。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

だから、副町長、先ほど答弁されましたね。財源はまだ決まっていないと。あらゆるところから、国からお金を引っ張ってきたいと。だから、私が質問してるの

は、18年の段階ならお金がなくて、総合計画にのっとった事業が展開できなかった。だから、今年度は展開したいと。ということは、お金があるという証拠ですね。だから、そのお金のありかはどこですかという、そこを言ってるんです。お金のありかはどこですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

繰り返しになりますが、その財源を今、精力的に求めておる状況でございます。これにつきまして、はっきりした段階で議会の皆様にもお知らせし、ご協議を願うつもりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

財源を求めているということは、これは積極的財源ではありませんね。自分たちの中の財源であれば、使えます。財源を求めているっていうことは、これは消極的財源ですね。それで財源があるというふうに言ってもよろしいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

財源があるというのは、お金のことですね。やはり、町として一般財源の持ち出し、町の税金をなるべく出さないで建設できるのが一番いいかと思えます。それはご同意されると思いますが、先ほど言われたように交付税措置、これは確かに起債の償還でございます。それよりもいいのは、やはり公立の国庫補助金じゃないでしょうか。その獲得に向けて、今、努力をしておると申し上げております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

財源の裏づけがないのに先走ってるんですよ、話が、事業が。それは、お金のことを考えなければハッピーですよ、ハッピー。あれをやりたい、いいね、いいね。ただ、先ほど冒頭に申しましたように、議会は最高の意思決定機関ですよ。財源の裏づけがないのに事業執行できますか、そんな。財源の裏づけが今の段階でないのに話を進めて、ちゃんと財源の裏づけもとった段階でどういうニーズがあるのかとか、そういう手順を踏むことはできないんですか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

補助金とか事業の計画につきましては、やはり概略が決まらなるとなかなか事業採択はできません。したがって、今回は工事請負契約の議案ではないんですね。あくまでつくりたいための、皆さんと一緒につくるための設計を予算化しておくだけでございます。したがって、その工事請負契約あたりの議案を出すときには、当然財源はこうだということは明確に、これはすべきであろうと私も思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

副町長、設計管理費は1,000万円ですね、今、可決されているの。違いますか。いや、はいでいいですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

あなたの質問は失礼よ。

◎議長（進藤啓一君）

教えてください、どうぞ。

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

設計費ですね、管理費はございません、設計費です。やはり、事業を行うためには設計をする必要がございます。この設計のための予算を今、計上させていただいて、今度は例えば建設、その設計が確定して、こういったものといったときには、建築に関する予算を次年度、当初予算に計上するという計画でございます。したがって、先ほどちょっと契約と言いましたけど、その前の当然、当初予算の計上のときには、財源も含めた事業規模も当然、お示しすることになると思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私がなぜ設計費、設計管理費でも設計費でいいでしょう。設計費の金額いくらかと申したのは、先ほど工事に関しては、これは大事だと。ただ、設計費に関しては

別段大事でもないような、そういうニュアンスの発言をされましたね。税金ですよ、副町長。税金ですよ。1,000万円というのは、そう簡単に出せる金額ですか。1,000万円も大事じゃないですか。設計費を審査することはいけないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

私は、いけないとか軽いということは、一言も発言しておりません。今、おっしゃられたのは、あくまで財源とかという、そのはっきりした明確なものについて今、検討しております。そして、建設するためには必ず設計が必要でございます。その設計費の予算を出していると答えただけでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員、設計費は1,000万円は可決されておりますし、この補正で500万円上がってますね。明日から審議します。その予算については、あしたからの審議の中で質疑をしてください。

どうぞ、次の。

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、財源がもし仮にとれなかった場合、とれなかったというと、ちょっとわかりづらいと思いますけど。行政機関が当初予定してた一般会計からの持ち出し分以外のそれだけの財源がとれなかった場合、この事業はどうなさるおつもりですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほどから財源の話がっております。今年度公債比率、25年度16.1%に、18.8から16.1%に落ちております。先ほど言いました第4次総合計画は、平成18年度につくっております。そのときの19年度の公債費率の資料がございます。14.2%、今よりもいい状況でございました。これは、建てる、建てないかの思いは、時のやっぱり市長が決めること。財源を何とかできるという状況の中で、今、必要だというようなことは、時の市長が決めること。十分議論してもらっていい。反対してもらってもいいって。これ民主主義ですから。どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長、地方議会は二元代表制ですよ。町長は提案してもいいですよ、それは。ただ、地方議会は、町民の皆さんから選挙で代表者を選んでます。町民の皆さんから選ばれた代表者というのは、やっぱり町民の意見、お金の手当はどうするんですかと、そういう意見ももちろんありますよね。それに対しての答えを求めてるんですよ。町長が作りたくないというのは、それは否定しませんよ。ただ、議会として、じゃあ財源はどうかというのを聞きしとるんですよ。どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

財源は大分お答えになったようですから、別に質問があれば。

特に追加の答弁ありますか、財源。

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

繰り返しになりますけども、その財源についてはっきり明確にお答えできる時になりましたら、議会のほうに真摯な態度でお示しするつもりでございます。今、鋭意いろんな方面で努力をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、私もそろそろこの辺で切り上げたほうがよろしいんですね、町長。

◎議長（進藤啓一君）

いや、もうそれは答える必要がない。

◎5番（福永善之君）

じゃあ、この辺で切り上げさせていただきますけど、常任委員会でも出席された行政機関の方がちゃんと答えられるようなシステムづくりを副町長、町長、なされてください。もし、常任委員会の中で答え切れない場合は、やっぱりお忙しいお二人の方が常任委員会に来て答えるというのが、そういうのが筋だと思いますけど、これは私個人の意見でありますので、これで私の一般質問を終わります。

（5番 福永善之君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

8番長義晴議員。

（8番 長 義晴君 登壇）

◎8番（長 義晴君）

議席番号8番長義晴です。

一般質問を行う前に、先般、広島市北部安佐北区、南区で8月20日未明、局地的

に猛烈な雨が降り、多数の住宅に土砂が流れ込んだ豪雨土砂災害で現在70名の方が亡くなられ、今だ2人の方が行方不明でございます。亡くなられた方のご冥福と2人の方が早く見つかるようにお祈りいたすとともに、被災されました方々の、また地域の復旧、復興を願うものでございます。

それでは、通告書に従いまして質問いたします。

先ほど福永議員といろいろ白熱した議論になりましたけど、私の一般質問は古代ロマンを求めている質問でございますので、多少気軽に聞いていただきたいと思いません。

まず、1問目の質問は、糟屋官衙遺跡群阿恵遺跡調査並びに今後の進展について伺います。

九州大学農学部附属農場内で昨年から実施されている埋蔵文化財の調査において、7月19日に一般公開で現地説明会が開催され、炎暑の中にもかかわらず、県内外から多くの方が見学に来られました。私も田川議員も見学し、西垣係長の説明を聞いたわけでございます。また、広報かすや9月号発行の特集、糟屋官衙遺跡群阿恵遺跡後の発見の記事と現地説明会の報告によれば、飛鳥時代の行政区分である糟屋評の役所跡と見られる遺跡が発見されたと報告され、今回の発掘調査の特徴は、1つ、当時政務が行われていた役所の中核施設、政庁跡、いわゆる「屯倉」、穀物を保管する倉庫跡がセットで見つかったこと。2つ、国宝京都妙心寺梵鐘が糟屋評の長官が鑄造した人物、いわゆる役職名をあらわしている。3つ、古墳時代後期の大型前方後円墳である原町区鶴見塚古墳に隣接していて、権力の象徴的な構造物が推移していく様子が地方支配制度のあり方を考える上で、極めて重要な遺跡であるとまとめてあります。

質問は2つで、1問目につきましては、阿恵遺跡の概要と成果について改めて質問いたします。

2つ目、今後の保存計画の進展についてお尋ねいたします。

あわせて、文化財保存もいろいろあると思いますが、どのような保存指定の可能性と、用地が九州大学農場であるために、保存に何らかの影響が出るのかをお尋ねいたします。ご答弁お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

担当しております社会教育課長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

長議員のご質問にお答えいたします。

発掘調査の概要と調査の成果についてというご質問でございますが、現在の状況をご説明いたします。

現在、九州大学移転計画地及び隣接いたします県道福岡東環状線予定地について、昨年度より確認調査を実施しておるところでございます。調査の結果、主なものといたしましては、7世紀後半から8世紀期前半にかけての、先ほど言われました役所の政庁と見られる建物1区画、それから関連すると見られる穀物を収納したと見られる倉庫群が6棟、管理棟と見られる建物跡1棟の発見に今現在至っております。これらの建物群は、時期から判断いたしまして、現在の糟屋郡が成立する前の糟屋評時代から建てられたと考えられております。糟屋郡内でも、これについては初めての発見でございます。また先ほど議員さんも言われてましたが、京都の妙心寺の梵鐘にこの時期の糟屋評の長官と見られます糟屋評造春米連廣國という人物が知られておるとおもいますけれども、この発見された遺跡の年代と符合しております。古代史上、意義ある発見であり、日本国内におきましても大変貴重な例となっております。

以上です。

それから、続いて答弁よろしいですか。

続きまして、国の文化財保存指定計画の可能性はあるのか。また、用地が九州大学農場であるため、保存に影響があるのかというご質問でございますが、史跡指定に際しましては、その遺跡や遺構の範囲を確定する必要があります。それが前提条件となっております。まだ調査の途中の段階であります。先ほどご説明した遺跡の詳細や範囲をもう少し確認する必要があります。遺跡の重要性に鑑みまして、県の文化財保護課とも十分協議して調査を今後進めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、現地説明会の可能性と、調査期間は何年ぐらいの予定かというご質問でございますが、よろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

2問目質問されましたかね。

長議員。

◎8番（長 義晴君）

一応、今、中小原課長が言われましたように、農場の関係までご答弁願いましたので、その後のことについては補足して質問させていただきますが、今後一つの目安として、あといろいろな重要なあれの可能性もあるということで、この調査期間

がどれくらいをめどに、あとの道路の関係もありますが、そういうふうなことで、そんなおおむねの調査期間と、それから調査が一応終わった場合に、先ほど県とも協議してということですが、こういった古墳の関係は町の意向を抜きにしてそういった県の指導というか、それが優先的にこれを残すかどうかとか、そういったことを今後、具体的に協議、決定されていくのか。そこいらをご答弁お願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

失礼いたしました。

現地説明会の可能性と調査期間は何年ぐらいの予定かというご質問でございます。

九州大学の協力を得まして、先ほど言われました7月19日に第1回目となる説明会を実施いたしました。県内外より450名の方々に参加いただき、遺跡への関心の高さを改めて感じておるところでございます。

調査状況に応じて、住民の皆様方に今後も公表していくつもりでございます。教育委員会といたしましても、その責務を果たしていかなければならないというふうに考えておりますが、発掘調査場所が九州大学の敷地内であり、まだ家畜等がいる状況でございます。さきに行いました現地説明会につきましては、幸い発掘調査区域内の西側で、町道や粕屋西小学校に面したということもございまして可能となっておりますが、九州大学側のほうから、研究敷地内に不特定多数の方が立ち入らないようにという配慮をしてくれという要請の中で実現できたものでございます、前回の説明会はですね。このような研究施設での調査でありますので、場所によってはかなり難しい状況も予想されます。新しい状況がもたらされた場合は、広報などを通じて皆様方へ周知徹底いたしたいというふうに思います。

また、調査期間ということでございますが、現在実施しております確認調査は、昨年度より3カ年計画で行っております。あくまで確認調査でございますので、今後、土地利用計画が生じた場合は本調査が必要になってきます。その期間につきましては、その対象面積等に準じて設定を行っていく必要がありますので、今後の課題ということになります。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎8番（長 義晴君）

一般的に、こういった発掘調査は開発事業者が、町がされないときは事前に先に開発される方が一般的にされるんですが、今回は東環状線の建設ということで、それに支障が出てはいけないということで町が先行を講じてといたしますか、調査といたしますか、そういうふうなことでされておりますが、一応3年間ということですが、今後、重要な史跡、そういうふうなものが可能性として出てきた場合に、調査費用等々についてはずっと町が全額負担せないかんのか、そこいらがわかれば教えていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

今の質問は費用の負担ということだろうと思いますけれども、開発が申請が参りましたら、町の費用で確認調査をいたします。ただ、何か出てきて本調査に入りますと、受益者負担で開発行為されておられる方の負担というふうになります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎8番（長 義晴君）

第1回の発掘調査の現地説明会と、それにかかわる当座の報告ということで、まだ先の見えないいろいろな協議も残ってるっちゃうことで、質問すること自体が非常に失礼なところもあるわけですが、新聞等で九州大学やら福大の先生あたりの考古学の専門的な方がコメントを出されてるんですが、今後いろんな調査の進展によっては、重要なあれになるというふうなことが載っておるんですが、その重要なのというのは、今の段階で可能性として、今、報告のあった以上のことで何か古代のロマンということで、これが間違ってもそう問題ないと思いますので、何か期待感含めてそういったものがあれば、ご報告があればお願いしたいというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

今現在は、先ほどご説明した京都の梵鐘だとか、そういったものの発見にしか至っておりません。今後、当然、今現在も発掘調査、これから進めてまいりますので、何かそういった重要なことがあれば広報なりホームページなり、皆様方に公表していきたいというふうに思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎8番（長 義晴君）

一応、1問目の2つについては終わりますが、もう一点、先ほども触れましたように、この場所、発掘調査のエリアは、ご承知のように福岡東環状線、県道井尻・粕屋線の扇橋交差点から広田交差点まで1.7キロメートルの建設が平成30年度完成で、現在、広田交差点側より用地の買収が進められて進捗しておりますが、この扇橋交差点から粕屋西小学校東側、この農場の発掘調査の場所なんですけど、ここに至るJRの福北ゆたか線のこれをアンダーパスで、JRの路線を南北に横断するように計画になってるんですけど、先ほどから具体的な先のことはわかりませんが、発掘調査の保存計画次第では、この工事の変更が出てくるというふうなことも素人ながらもわかるんですけど、現在この点について具体的な協議、それから先行的にそういった県と協議をなされておるのか、関係者のご答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

長議員のご質問にお答えいたします。

ただいま言われましたように、主要地方道福岡東環状線は、福岡外環状線と接続しておりまして、一体的に環状型道路を形成するものでございます。既に、扇橋、福岡市博多区月隈間の約6.7キロが供用されております。残る区間のうち戸原から扇橋間の1.7キロメートルについて、平成21年度から平成30年の完了を目指して福岡県において事業着手され、鋭意、事業進捗に取り組んでいただいているところでございます。現在、用地買収の交渉中で、進捗率は平成26年8月末で40.1%でございます。

今回、計画道路内で発掘されました糟屋官衙遺跡群阿恵遺跡について、先ほど説明がありましたけど、発掘調査の進捗状況、保存方法等の状況によってこれからの事業進捗を大きく左右されるものと考えております。まだ明確な方向性は県より聞いておりません。今後、事業推進に県との協議を密接に行っていきたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎8番（長 義晴君）

想像はしておったんですが、一番私が聞いたかったのは、工事自体もですが、発掘調査が一つの見通し、結論に近いような調査が終了した後、どうするかという協

議に移られるのか、もちろんやっぱり並行してそういった話し合い、協議がされるものとは理解しますが、そこいらは今のところ、一つの流れの協議は全然されてないということなんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

今、発掘の状況がどこら辺の範囲まで出るかちゅうのがまだ、はっきりしませんので、県ともそういうふうな話は発掘の状況に応じて、並行して検討していただいているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎8番（長 義晴君）

ありがとうございました。

いずれにしても、粕屋町ではこの前、一昨年、内橋の鬼がわらが出てきたように、いろいろ古代のロマンを秘めた町でもございますし、こういった一体的ないろんな歴史の刻みがあるものについての今後の取りまとめをされるのは大変と思いますが、何かそういった町内以外でも関心がありますので、どうかいろいろ今後ご尽力いただきたいというふうに思います。

続きまして、2問目の質問に移りますが、通学路の歩道の設置についてであります。大川小学校区のJ R香椎線伊賀踏切横断前後の児童・生徒の県道545号仲原伊賀線の横断は、横断歩道もつくるのが難しく、保護者や学校関係者による誘導で安全が保たれ、その先の学校が道路幅員も6メートルから8メートルで歩道もなく、昨年実施された通学路の全体安全対策としてカラー舗装が実施され、一般車と歩行部分の区分がわかるようになりましたが、朝の通勤車、トラックと児童・生徒は、袖が触れ合う状態で毎日通学してあります。保護者やP T A関係者からの意見として通学路の変更が検討されているようですが、変更ルートについても問題があり、根本的な解決にはならないのは明らかでございます。

この付近の道路改良は、20年以上前から近隣地権者の事情もありましたが、以前よりも自動車の通行台数、それに児童・生徒の増加、J R列車の通過時の踏切遮断による人と車の渋滞等々、どれを取り上げてても簡単に解決するのは難しい事情があります。また、学校が近くになるに従いまして、児童の数は多くなります。土曜、日曜日には、時々、粕屋東中学校に生徒の試合や練習試合があるときなど、伊賀駅から乗降した中学生が縦列をなして歩いている光景を見かけます。特に、この通学路は県道でもあり、幹線歩道であり、いろんな制約、困難はあるにしても、いま一

度町や県は責任を持って歩道を設置する義務があると思いますが、町の見解を聞かせてください。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

長議員のご質問にお答えいたします。

県道伊賀仲原線にかかるJR香椎線踏切からちょうど内橋大隈線の歩道の設置についてでございますが、要望区間の延長は約70メートル程度、現況の最小幅員は5.5メートル程度と狭小な道路構成となっております。このため、歩道新設を計画するためには、用地買収の幅が4メートル程度必要となります。対象となる用地には、アパート、マンション等が建設されておりますので、地権者の事業に対する同意も必要となります。地元区長様を初め、関係各位のご支援のもと、地権者の事業に対する協力の内諾をいただければ、道路管理者である福岡県へ強く要望いたしたいと存じます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎8番（長 義晴君）

先ほども言いましたように、この付近の一带の通学路につきましては、ご承知のように、もう何十年も前からいろいろ取り組みがされておりましたが、諸般の事情で今日までできておりませんが、平たく言えば、狭いのために車もスピードを上げない、子どもも用心して歩いていくというふうなことのプラスの面があって、今日まで大きな事故はあっておりませんが、先ほども何度も言いますように、これは校区の歩道の幹線でございます。まして、県道、町道についても昔からの幹道でございますので、諸般の事情はあるにしても、これはやっぱりつくっていかないと私は思います。

ちなみに、あそこを渡る生徒は、特に小学校はあそこに6組合あるんですが、小学生が先般、役員の方に調べていただいたら91名、中学生が27名、現在のところおられるようで、これに中学生は長者原下区が、そんなにおられるかなと思いましたが、101人下区にはおってあるみたいで、そして全部が全部あそこには来てないと思いますが、この方々が朝の8時前から8時過ぎのこの30分ぐらいで、非常に危険な通学路が毎日でございます。ひとつ、そういうふうなことで今、ご答弁願ったように、地権者だけの問題ではないと思いますが、鋭意この歩道については取り組んでいっていただきたいと思っております。もう一度、ご答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

議員さんのほうがそういうふうにおっしゃられたのは、もう十分に認識いたしております。県道でございますので、町としても県と協力して歩道はつくっていきたいと思いますが、やはり地権者の同意が、これが一番だと思います。20数年前にもそういうふうな道路改革、交差点の改良とかございました。そのときも、やはり地権者、地元ですね。その同意がとれなくて流れたような状況になっております。私達も、そういうふうなことを踏まえて地元とは話していきたいと思いますが、やはり地元のほうがそういうな事業をするということで、意思決定をしていただかないと県のほうにも私達も話を持っていけないので、そういうところもご理解をいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎8番（長 義晴君）

私も、地域でいろいろなそういうふうなかかわりも今までもさせていただきましたけど、今までと違って、先ほども言うように、年々車と児童が増えて、道の幅員は変わらないということもありまして、やはり今がせな、近々の取り組みやないかなと思いますので、私も微力ながら実施できるように、通行できるように取り組んでいきたいと思います。

最後になりますが、近年、長戸区、戸原区には分譲マンションが2000年ちょっと前から建設され、児童・生徒が大幅に増加し、今年度ももう一棟、もう一棟っちゅうのは約103戸の建設が予定されております。あと一年半か、それぐらいしたらでき上がるような状況のようですが、その中でこれも県道ですが、薬師大橋から大川幼稚園入り口までは、現状でも通学歩道の幅員は、歩道はできてますが狭いということで、安全確保が難しい状況になってきております。

やっぱり、早急な道路拡幅が必要と思われませんが、今後の計画について質問したいと思いますが、まずここに関係する校区のマンションが長戸区に5棟、戸原区に1棟、今6棟建って、1998年ごろ、まずA棟というところが11階建てで48戸、それから2006年ごろに15階建ての102戸、それから同じくC棟っちゅうことで14階建てが52戸、それとあそこのスポーツ公園の横にB棟ということで11階建ての126戸、それから伊賀駅の裏になりますが、これが14階建ての145戸、そして今年の4月に小学校に通うようになりましたが、そのF棟っちゅうのが14階建てで104戸建っており、そしてこの今、建ってる戸数が6棟で577戸、それから今度、建つであろうということで今、計画されておるのが先ほど言いました103戸で、合わせると

680戸がこの十数年の中で建っております。そして、大川小学校の児童の数をここ3年ぐらい見てますと、1年に50名ぐらい増加しております。そういうふうなことで、町のほうもこの歩道は手狭になつとるつちゅうことで理解はしてあるようですが、その取り組みの関係をご答弁お願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

長議員のご質問にお答えいたします。

この路線も、やはり県道でございます。主要地方道福岡東環状線に係る薬師大橋から大川幼稚園入り口付近までの歩道拡幅だと思います。この路線の歩道新設につきましては、平成21年度から農業用仕掛け水路の管理者及び隣接関係者のご理解のもと、順次改良がなされ、今年度は大川保育園前面の歩道設置を福岡県で実施していただいているところでございます。

ご質問の区間の歩道は、昭和59年度に施工され、幅1.5メートルで歩行者がすれ違える規格でございました。議員のご指摘のとおり、近年、長戸区、戸原区にマンションが建設されたことに伴い児童・生徒が増加し、行政区長からも安全対策のご意見をいただいております。町としても、歩道拡幅の必要性は十分に認識いたしておりますので、福岡県へ工事要望書を提出しているところでございます。この歩道拡幅につきましても、1点目の案件と同じく、用地買収が必要となります。やはり、地元区長さんを初め、関係各位のご支援のもとに地権者の事業に対する協力の内諾をいただければ、道路管理者で福岡県のほうも実施に向けて前向きなことを、計画を行うというふうなことは事前に了解をちょっといただいているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎8番（長 義晴君）

一部についてはそういうふうなことで、いろいろ取り組みがなされておるということで、あとは言わず語らず、そういった関係者の同意が取りつけられればというふうなことで、ある程度想像はしておりましたけど、質問した以上は私もできるだけそういったことが、開通できるように努力をしていきたいというふうに思います。

なお、この質問の中には入っておりませんが、今日、一部の方も傍聴に見えてありますが、あそこの大川小学校の交差点で、10年近く毎朝、子どもの通学の指導をしてある方も来てあるようですが、実を言うと、あそこの8時前後の段階、学校教

育課長も目の当たりしてありますが、要するにあそこの信号待ちのときは、言うちゃあ悪いけど、天神の交差点に近いような信号が赤になったときは、このごろはそんなに多くなっております。要するに、もう運動場に入るところをもう少し何か横断歩道も倍ぐらいして、一緒に通さないかとやなかろうかというふうなこともありますので、鋭意そういったことも含めて、町、県、そういったことで取り組んでいただきたいというふうに思います。

一応、私の質問はこれで終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございます。

(8番 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時15分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

6番小池弘基議員。

(6番 小池弘基君 登壇)

◎6番（小池弘基君）

議席番号6番小池弘基です。

早速ですが、通告書に従いまして質問を行います。

まず、1番目の質問ですけれども、児童・生徒の通学路に対する安全対策について質問いたします。

まず1点目ですけれども、これは柚須西交差点の横断歩道設置についてでございます。以前にも質問いたしておりましたけれども、現状が柚須西の西側に今現在信号機がついた交差点がございます。そこには2カ所横断歩道がございます、東側と南側。ちょうど我々もそうですけれども、地元区長さんとか住民の方が以前から何度もこういったお話が出ておまして、要は2カ所だとあそこにマンションが行くつかありまして、その子どもたちが信号機が例えば青に変わっても、横断歩道がないところを横断してると。だから、もう一カ所つけてほしいといった要望が出ているといったのが現状でございます。

私の質問は、前回も質問しましたように、その当時の答弁では、粕屋警察署のほうに今進達をしてる最中だからといったようなことでもございましたけれども、それから今は月日もたっております。いまだかつて工事のほうも、まだ何も行われておりませんが、実際これがいつ行われるようになってるものなのか、また、何か問

題点が出てきて、ちょっとこれがトラブって長くなっていると、その辺の現状をまずお聞きしたいといった内容でございますので、町長、ひとつよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

具体的な内容でございますので、所管をしております協働のまちづくり課長にお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安川協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安川喜代昭君）

ご答弁させていただきます。

ご指摘の交差点につきましては、広田・二股瀬線でございます。議員がおっしゃるように、その交差点東側と南側、横断歩道があります。地元のほうの強い要望もありまして24年6月、また子どもたちの通学路点検の際にもありましたので、警察のほうに西側につきましては、横断歩道の設置を進達をいたしました。そのときになんですが、現状からいいますと、その西側のほうの横断歩道を設置したいところの北側、北側にはマンションがあります。そのマンションのところには花壇がありまして、そしてその入居者のための駐車スペースがあります。そこでありまして、南側のほうにつきましては、ちょうど事業所の入り口になっておりまして、歩行者の安全を確保するための人だまり、たまりの確保が難しいということで、まだ県のほうの意思決定はいただいてないと、子どもたちが止まる、立ち止まって待つ場所の確保が難しいということで、今、決定はなされておられません。

それで、議員の質問、提案もありましたように少し、本来は横断歩道は、歩道と歩道を垂直に一番最短距離で渡っていただくというふうな形で敷設するのが本当らしいんですが、議員のほうからも提案がありましたとおり、若干、少し斜めにすれば、そしてちょうど南側の歩道の垣根等々を少し改修すれば、歩道が設置できるんじゃないかというご提案もありましたので、その件で警察の粕屋署のほうには進達をしております。しかしながら、今まだ県のほうで、上部のほうでの意思決定、そこに、そういうふうな形で敷設を許可しますという意思決定はいただいてないという状況であります。今後も、言われるようにマンションが今、建っております。子どもたちの安全確保、本来ならば歩道がつくのが一番よろしいんですが、歩道はなかなかつきませぬので、その南側の一部花壇のところのたまりと、南側の事業所の入り口を少しずらしたところでの少し斜めにしたような横断歩道の設置ができな

いかということで警察署、粕屋署のほうとは協議を進めさせていただいております。いましばらくお待ちいただきたいというふうに思っております。ただ、これが間違いなく通るとは、それはわかりません。しかしながら、地元のほうの強い要望もありますので、その件でずっと要望をし続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。

現地の東側も十分なたまり場があるという状況ではないと思います。そこに今現在、横断歩道がついてるわけですから、やはり西側にも、それはベストは一番最短の直角に横断歩道がつくのがベストですけども、何も横断歩道をないところを渡るよりは、若干斜めでも、もう少し西側に振ってでも、やはりそこに早く設置していただくほうが望ましいと私も思いますし、当然努力はしていただいていると思いますけども、何分これは少しでも早く設置すべき事案だと思いますので、さらなる努力のほうをお願いしたいと思っております。

もう一点は、志賀神社、乙仲東校区になりますけども、志賀神社のほうの、これは北側ですね。非常に細い道、3メートルぐらいのずっと道路がありまして、最近車の抜け道みたいな形で非常に通行量も増えてきております。ここも、やはり地元の方から、子どもたちが車が来ると隣の畑のほうにおいて、車が過ぎてからまた道を歩くといったようなことで、非常に危険だといった話も出てきております。ただ、ここも住宅地ですし、いろいろと宅地開発されていけば、セットバックという形で道幅も広がるんでしょうけども、いつになるかわからない。とあって、やはり安全な通学路をキープしていくためには、やはり行政のほうが何らかの形でそこあたりを改修するというのも必要ではないかなと考えております。

そこで、そこを買収して町道を広げるといったことも含めて、執行部の考えを尋ねたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

この件につきましては、都市政策部長のほうにお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

小池議員のご質問にお答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、平成24年度に通学路における緊急合同点検、教育委員会、小学校、PTA、地元行政区長、その当時都市整備課、協働のまちづくり課、粕屋警察署からなる対策検討メンバーにより実施いたしましたことは、議員もご承知されていることと思います。現在、緊急合同点検の実績は、全体78件に対して60件が処理済みでございます。未処理の箇所を今順次、対応を図っているところでございます。

ご質問の通学路は、この点検箇所には入っておりません。また、地元からの要望も今のところ、区長さんからの要望は出ておりません。しかしながら、地元区長、それと並びに学校ほか関係各位と協議を行って、安全対策のほうの推進をこれから諮っていききたいと存じております。よろしくご理解いただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今の答弁の中に、地元の区長さん、また住民のほうからいろいろな要望が上がってないといったような状況ということもお聞きいたしました。粕屋町、前通学路に関しては、学校関係者、またその各区、また教育育成会等と、そういった方々と危険箇所の見直しだとか、各箇所ですけれども、結構漏れてるところもやっぱりあるんですね。確かに、そういったふうな危険箇所に入っていないという場所であるかもわかりませんが、結構子どもたちもたくさん通学しております。乙仲東区もそうですけれども、非常にマンションが最近増えてきております。やはりこう、車が日ごろ通っていない道を通学路として地元のPTA、また育成会、いろんな方が学校と協議して通学路を設定してあるかと思っておりますけれども、やはりそれは刻々と条件が変わってきますので、その辺の見直し等も行政として各区長さんとかその辺の話を、待つだけではなくて私も区長さんとか、また地元住民、また育成会、PTA、いろんな方にも、やはり子供たち、危ないところは危ないで早く改善してもらおうような申請を出すとか、そういったところも今後行っていききたいなと思っております。だから、当然区のほうからそういった要望、要請、何もない段階ではなかなかやりづらいたともあるかもわかりませんので、これにつきましては、私もまた相談された方にフィードバックしながら、できるだけ早い解決をお願いするように努力していきたいと思っておりますので、その節はよろしくお願いたします。

では、次の2問目の質問のほうに移りたいと思っておりますけれども、AED、自動体外式除細動器といったような非常に難しい名称でございますけれども、一般的にはAE

Dということで認知度も高くなってきてるかと思います。この設置状況についてお尋ねしたいと思っております。

今、私の認識では、粕屋ドームやサンレイク・図書館などに設置されてあるという認識はしてますけども、まずどこに設置してあるかというものをお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

総務部長のほうから、具体的に箇所についてお話しします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

町内における公共施設のAEDの設置状況についてでございます。

現在、設置しておりますのは、この役場の庁舎、それから健康センター、福祉センター、小・中学校、これ6校ですね。それから、町立の幼稚園、それから町立の保育所、総合体育館、サンレイクかすや、粕屋フォーラム、柚須文化センター、上大隈公民館の22カ所でございます。

◎議長（進藤啓一君）

書きとめられましたか。もう一遍、いいですか。

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今の説明の中では、町内22カ所にAEDを設置してるということでございます。この今現在設置してあるところですけども、これはいろんな災害のときの各避難場所だとかいうのは、マップに記載されてますけども、このAEDの設置場所もマップなんかには記載されているんでしょうか。そこらあたりはどんな状況かを教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

防災マップにつきましては、残念ながらその設置については、記載がなされておられません。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

当然、今、粕屋町第4次、いろんな総合計画、これをまた第5次見直しだとか、また協働のまちづくり課もそうですけども、防災計画そのものが県のほうでもいろいろと見直しをしたり、それを受けて粕屋町も防災に関することのいろんなこと、見直しをやりますよというお話も以前聞いておりましたけども、そういったものを再度つくるときに、当然こういったAEDの設置場所なんかもマップに必ず落とさせていただきたいなという、これは要望でございます。

それと、AEDに関しましてですけども、実は原町公民館、これ8月21日だったと思うんですけども、朝早く公民館の駐車場に地元の方が心臓発作と思われるんですけれども、倒れておられました。朝早く発見された方が心臓マッサージ等の延命措置をいろいろされたわけですけども、最終的にはそのかいもなく亡くなられました。私が思うには、この原町公民館にもしAEDが設置してあれば、それを使って延命措置だとか、何かできたのではないのかなといった思いがございます。また、ご家族の方もそうですけども、心臓マッサージとかいろんなことをやっていただいたことについては、本当感謝してあると思いますけども、そこにAEDがあつて、それでまた延命措置がもとられたならば、その結果がどうなったかはまたわからないし、結果的に同じようなことで終わったとしても、ご家族の方はもう非常に納得されるところもあるんじゃないかなという気もいたします。

そこで、またお尋ねしますけども、今は22カ所設置してますけども、今後各公民館あたりも、一遍にというわけにいきませんけども、その辺の設置の考えがあるかどうかをお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、AEDのお話で、あればよかったという話、それからあつたから助かったというお話、町内であつてよかった、助かったというものであります。今お話しになったのは、残念な結果になったということでございます。

それで、先般、部長会を開きまして、この小池議員の一般質問にAEDの問題が出ておりました。それで、今後これを広げるようにということでの意思統一をいたしております。具体的なお話については、総務部長のほうからその方法について答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

今、町長が答弁しましたとおりでございますけれども、実際5年前において、総

合体育館において運動中の男性利用者が倒れられて、このAEDの処置で一命を取りとめられたというふうな実績がございました。今後、増設する対象といたしましては、これは町有施設ではありませんが、先ほど議員のご指摘の公民館あるいは集会所等を検討してまいりたいと思います。また、このAEDがかなり高額なものでございます。そういうことから、公民館というのは町が設置したものでございませんで、全ての備品等につきましては補助規定でやっております。こういうふうな補助規定を活用しながら、各公民館にAEDを設置していただくようお願いをいたしたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今、部長のほうから、粕屋町が直接管理してる施設ではないといったところも十分理解できます。当然、区長会だとかいうところでもAEDの設置の必要性あたりの説明をしていただいて、各区の負担も当然入ってきますので、そこらあたりの理解を十分していただいて、やはり粕屋町いろんな公民館に、最終的には全部設置してもらえような方向に持っていければいいなと思っております。大変難しい問題も出てくるかもわかりませんが、その辺のところも早く設置できるように、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。改めての答弁は結構でございませんで、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に移りたいと思ひますけども、3番目は、町有財産のうち行政財産の見直しについてということでございますけども、私が以前聞いておりますのは、粕屋町の町有財産を、こういった財政厳しい時期ですんで、できるだけ処分できるものは処分していこうといったような話を以前も聞いております。その中で町有財産をまず売却できる条件の一つとして、普通財産というのがありますということの話を聞いたんですけども、それとは別に行政財産といったようなものもございませんで。

そこで、まずは行政財産という定義をちょっと説明していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

行政財産の定義ということでございますけども、これは地方自治法によって規定されております。行政財産とは、普通地方公共団体において公用または公共用に供し、公用というのは庁舎あるいは警察署、消防署、こういうものを言うわけです。

それから、公共用というのは、一般住民が利用できる総合体育館でありますとか、プールでありますとか、ホールでありますとか、そういうものをいうわけですけども、または供することに決定した財産を言い、普通財産は行政財産以外の一切の公有財産を言うというふうに規定されております。実際には、行政財産といたしますのは、それぞれの管理規則、条例あたりが設定されておりますので、それ以外の財産が普通財産というふうに考えていただければいいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございました。

なぜ私がこの行政財産といったものの質問をするかといいますと、当然のごとく今、現在学校にしても、いろんな施設そうですけども、売却できないようなものが一般的に行政財産ということなんですけども、道路を例えば拡幅のために取得したり、それで残った残地といいますか、そういったものがそのままになってる、量的なものはそんなに多くないかもわかりませんが、すぐ普通財産として売却できるといったようになってないところもあるようになっております。

具体的な話でいきますと、花ヶ浦1丁目に490の4という、これは今現在は行政財産といったような形で残ってるように聞いております。ここは、もともとパティオができたときに、道路沿いを歩行者の方が歩いたりするよりも今の香椎線、JRの下に新しくトンネルをつくって、歩行者を住宅地のほうを通ってもらうほうが安全でいいなといったことで、いずれここを何らかの行政の土地として活用したいという意味で残してあるようでございますけども、現在もまだそのままになってますし、私が聞いた範囲ですと、JRの下に新しくトンネルをつくるということに関しては、JRのほうから許可がもらえなかったと。ひいては、この計画がなくなったという解釈をしておりますけども、それであればこの土地を普通財産に振りかえるなり何かすれば、普通何の問題もなく、売却できるんじゃないかといったところもございます。その辺のところで、今のこの土地の現状と、今後これを売却していく方法なんかがまた別にあれば、その辺のところも説明いただきたいと思っておりますけども、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは私からお答えします。

と申しますのは、篠栗線の電化をしたときに、香椎線のかさ上げをしました。そ

の折に、今、レンガの、普通メガネ橋というやつがございますけども、その横にボックスを通そうかという話をしたんですけども、もう電化の期間が決まっております、とても今言われてもそこには、技術的にはできても時間的にできないということがありました。そういったことで、そのときは断念いたしましたし、私はもう、他のところにかわったかどうかでしょう。そのあとの職員が、そのことをよく知っております、やはり横から車道とは別に歩道が要るなということでの思いがあったと思います。そういうことで、今おっしゃったところの用地が残ってるということですけども、これは私も現実に現場に行って確認しました。これは必要だと、将来ですね。ですから、売却すべき用地でないということで指示いたしております。今後、JRと協議しながらどういった方法で、まずどれぐらいかかるのかというのがございまして、また向こうが反対側に行ったところは道路ございません。ですから、JR用地ののり面を一部買うなり、借用するなりということも必要でございますので、総合的に考えたところでは、ちょっと売却するには、今、時期尚早かなというふうに思います。ご理解いただきたいといたします。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。

今の町長の答弁によりますと、計画そのものはまだ白紙になってませんよと、今後そこにやはり歩道というか、トンネルをつくるようなことも考えていきたいし、またJRとの協議も今後進めていきたいと。だから、もうしばらく今のままで、やはり行政財産として残しておきたいといったようなことだったと思います。

なぜかといいますと、私も隣の方が、今現在やはり草が生えたり、いろいろしております、当然町も年に何回かは草をきれいに刈ったりしてあるのも事実ですけども、できればもうその土地も欲しいと、買いたいといったような話、相談がありまして、それで原課ともいろいろお聞きしたら、そういったふうなことで今後の計画がある土地だから、今売却は難しいよといったことがスタートでした。

ですから、私はこういった土地の、道路を通すために取得した、要はあまった土地みたいなのが粕屋町にも何か所もあるんじゃないかなと。そういったのがあれば、事前に住民なりもしくはホームページで年に1回でも、こういったふうな行政財産の残地がちょっとずつあるよ、だからこれを普通財産か何かに切りかえたりして、そういったのを売却しますよみたいな情報を流すことによって、今、粕屋町が抱えてる、ちっちゃな坪数であっても、これ数が集まりますとそれなりの土地になるかと思えますし、税金が全く入らないようなことよりも売却して固定資産税が少

しでも増えてくればいいのかなどという思いもありますので、こういった行政財産の見直しだとか、そういったところが定期的に行われているかどうか、そこらあたり、また今後行うようにしていきたいと思うか、そのあたりのところもお聞きしたいと思いますので、答弁よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

遊休土地、普通財産の処分ですが、これはもう数年来、機会あるごとにお答えはしておりますが、確かに進んでおりません。原課あるいは関係者のほうでその財産が要るどうかという調査を踏まえた上で、処分の計画につきましては、旧庁舎跡地対策等委員会等でお諮りしながら今後の計画を進めたいと思います。確かに、処分すべき財産があるのは承知しております。非常に遅延しておりますけども、今後、鋭意進めたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。

本当、財政が非常に厳しい中、いろんな議員からもこども館の建設だとか、保育園の建て替えとか、いろんなふうなことで今後ますますいろんな事業をすることがたくさんあるかと思っておりますけど、そのためにも、町長も言われました、企業誘致も進めてますといったお話の中でこういった余裕があるというか、売却してもいいような土地、また行政財産の科目のまま残っているような土地を普通財産に変えることによって、また売却しやすくなったり、その辺の整理もあわせてやっていただきたいと思ひまして、そのことを要望いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

（6番 小池弘基君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで午前部の一般質問を終了いたしたいと思ひます。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後0時45分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

12番山脇秀隆議員。

（12番 山脇秀隆君 登壇）

◎12番（山脇秀隆君）

12番山脇秀隆でございます。質問に先立ちまして、長議員のほうからもありましたけれども、私のほうからも一言。

去る8月20日の広島市の豪雨災害におきまして、被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方へのご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、早速質問に入ります。

新教育委員会制度についてであります。昨日も川口議員より、この制度の法的な質問がありましたので、少し違った観点から質問できたらというふうに思います。

現在の教育委員会制度では、粕屋町教育委員会は粕屋町の教育行政を監督、指揮する立場にあり、教育長は教育委員の互選によって選出され、教育事務の総括責任者として位置づけられております。教育委員会の長は教育行政の責任者として、教育長は学校全般にわたる事務の執行責任者として、その役割を担っております。

しかし、本年6月の国会におきまして学校教育法の改正があり、教育委員会制度の大幅な見直しが行われました。その中身は、教育長の権限の強化で教育委員長の役職を兼務とし、その任命権を首長に付与したことであります。これにより、行政が教育行政にかかわりを強くしたことで、首長に対する議会からの厳しい追及もこれから多くなってくるのが考えられます。また、教育長についても、教育行政のトップとしての責任が増したことで、これまで以上に教育行政に対する責任が問われることと思います。

そこで、何点か質問したいと思います。

まず、新教育委員会制度の中身について説明をしていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

山脇議員のご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、4月1日から教育委員会制度、具体的に申しますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律ができたわけでございます。その改正のポイントといたしまして、教育委員会には5名の教育委員がおりまして、5人で互選をして教育委員長と教育長を決めてるわけですが、このどちらが責任者がわからないという責任の明確化を図るために、教育委員長を外して、全て教育長に責任を負わせると、これが改正のポイント1でございます。議員おっしゃるとおり、教育長の責任が重大になってまいります。

ポイントの2といたしまして、教育長に責任を一本化いたしますと、教育行政が偏っていないか、1人に責任を負わせることはいかがなものかという心配も出てま

いますので、教育委員、他の4名の教育委員のチェック体制を整えるということも出てまいります。教育委員のほうで教育委員会会議を開いてほしいという要望が2人以上から上がれば、教育長は教育委員会会議を開かなければなりません。そこで求められる答弁をしなければなりません。こういうのがチェック機能かと考えられます。

ポイントの3番目は、おっしゃるように、首長も教育に意向を反映させてたいという移行でございます。町長も町のトップでございますので、教育に対する要望がございます。それについて、町長は総合教育会議を開くことができるということになっております。総合教育会議を開いたら、それに基づいて大綱を町民に公表すると、以上の4点が大きな改正のポイントだと認識をしております。よろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

新教育長の任期は、報道では3年ということですが、現在の任期4年が終了してからこの制度が始まるのかどうか。昨日の答弁では、教育委員長長の任期を終えてからこの制度を開始するってことで、2年ちょっと過ぎてから始まるのではないかというようなお話でしたが、大塚教育長の任期と新制度の実施日との関連がわかれば、教えていただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

現在の教育長の任期が終わるまでは現体制でいくと書いてありますので、現在私の任期が平成28年7月初めだったと思えますので、それまでは現体制でいくということですね。委員長、今の井上委員長はまだ任期が長うございますので、現教育長がやめた途端、次から町長が新教育長を指名するわけです。今まで、私は教育委員として指名されて議会の承認を得ましたが、これからは町長が教育長をとということで指名されます。それで、もう互選する必要ないですね。教育長を指名されるんです。そういうことございまして、最近、教育長になった人はまだ4年間の猶予期間がありますけど、粕屋町ではあと1年10カ月ぐらいあります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

今、説明がありましたとおり、教育長は3年ということで、他の教育委員さんとは任期が違うということで、より教育長が重要視された、要するに町長が気に入らなければ、極端な話、入れ替えが早まるということだろうというふうに思いますが、そういったことで、町長の人事が重用されたことで、教育行政の責任がより重くなったというふうに考えられます。

町長は、このことから今後の新教育長の人材確保にどう取り組まれるのか、教えていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

大変、教育長の責任が重くなります。そういったこと、それから市長との総合教育会議において、地域を代表する町長と教育委員会と協議、調整して町の教育行政も含めたところでの教育行政を教育委員会にやってもらうというふうなことになりますので、広範なところから人材を求めていきたいというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

広範なところからってということなんですけど、今までも基本的には、そういった流れがあったというふうに感じております。ただ、新しい制度になりましたので、それを生かして、やはり今の大塚教育長がもっと力を出していただいて、また再任されるかどうかは私わかりませんが、基本的にはこれからの重要な位置に新教育長はなるというふうに考えますので、その辺の人材確保におきましては、十分に考えていただきながら選定していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、新教育長は教育委員会の長である教育委員長職務を兼任しており、学校教育の課題は、いじめ問題や不登校問題も含め、課題の多い職責であります。新教育長の職責から今後どのように仕事の中身が変わってくるのか。また、今後行政とのかかわりをどのように考えるか、昨日も似たような質問がありましたけれども、ダブるかもしれませんが、再度教育長のほうにお答えしていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

1つ具体的に申し上げますと、今の教育委員会会議の招集は、教育委員長が招集

権がございます。これが新教育長に与えられますので、教育長が時間と場所と内容を決定して、教育委員会会議の招集をすることになります。また、会議におきましては、現在教育委員長が会議を取り仕切っておられますけれども、これからは教育長が会議の主催者になりますので、委員の質問に答えたり、会を取りまとめる責任が出てまいります。非常に重大な責務だと考えております。

行政とのかかわりですが、これは粕屋町におきましては、毎週町長さんと一緒に月曜日朝、幹部会議を開いておまして、町三役あるいは部長と行事の調整あるいは課題解決についての見通しとか、協議をしておりますので、これ非常に教育委員会として助かっております。大きな問題は、毎週毎週町長さんのご意見を聞いたり、教育委員会の意見を言ったりしておりますので、これは大きな問題はないんじゃないかならうかと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇秀隆。

◎12番（山脇秀隆君）

1つ懸念されることは、今後、首長の責任も重くなったことから、教育行政にかかわりが強くなるっていうことで、当然、顔色うかがいってというような懸念が出るというふうな、ちまたでは言われております。そういった意味からも、今後、お二人の新教育長と町長のかかわりというのは、非常に重要な場面に遭遇するのではないかというふうに思っております。

そこで、若干仕事の中身が、そんなに変わってないのかなとちょっと思うんですが、ちょっと今後のこともございますので、教育長イコール教育委員長ということで、粕屋町教育行政の中心を担っていくわけですが、教育委員会は教科書の選定や学力向上の施策を監督、指導する立場ですが、全国学力調査が実施され、各学校の全国レベルが比較されております。全国の自治体では、公表するかしないかで意見の分かれるところがございますが、粕屋町の考え方をちょっと聞いておきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

先般、全国学力・学習状況調査が公表されました。文部科学省は、県別の平均正答率も公表いたしておりますが、福岡県におきましては、市町村の教育委員会に学校別の平均正答率を公表すべきかどうかの意向調査を行われました。粕屋町教育委員会といたしましても、これは昨年度の会議の内容でございますが、教育的効果が

ないということで、学校別公表はしないという判断に至っております。

これにつきましては経緯がございまして、戦前私たちが若いころも、小さいころも一応全国的な学力テストがあったわけですがけれども、その当時点数を追い求める余りに教育の弊害が大変多くなったことで中止になったことがございます。それを教育委員さんたちもご存じで、学校別に公表することによって教育効果が上がり、児童・生徒が学習意欲を燃やすなら学校別の評価をしてよしと、ただし弊害が多過ぎるじゃないかと、今のままでは粕屋町教育委員会は、町としての学力公表はいたしますけれども、学校別は控えるという結果でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

どっかの首長さんが学力向上したところの校長先生の名前を公表したっていうような報道がなされておりましたが、それに対して公開する場合の国が示す実施要領に従っていないということで、実施要領に従わなければ、次からはその調査結果を報告しないというような発言が大臣のほうからあったと思います。そういった意味で、この公開する場合の国が示す実施要領というのはどういうことか、ちょっとわかれば教えていただいてもいいですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

先ほど申し上げましたように、教育効果があるならば公表するという事は、各都道府県あるいは市町村教育委員会の判断に任せると国が言ってるわけです。それが無い場合には、国は公表しないと言っておりながら、最近、その方向が少し変わってきたわけですね。そこで、私たち教育委員会もちょっと国の方針に不信感を持つと、疑問が生じたわけでございます。わかりましたですか。文科省は、初めは公表しないと言ったのに、だんだんだんだん6年たったら、市町村の許可があれば公表していいというふうに方向が変わってきた。粕屋町教育委員会としては、教育効果がないので公表しないということです。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

そうすると、首長と教育委員会が協議の上、万が一公表をしてもいいということになれば、これは教育委員会の判断で公表をするということが可能ということですよ

ろしいですか。

◎教育長（大塚 豊君）

はい。

◎12番（山脇秀隆君）

粕屋町は学力向上ということで、学校経営発表会ですか、そこで学力向上を主たる中身で学力の結果を発表しておりますが、その成果っていうのは、やはり見ることが大事ではないかなというふうに考えます。学力結果を公表するか否かのPTAや学校長などの意見はどのように把握してるのか、もし把握してれば教えていただいていたいいですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

校長が自分の学校の実態を述べるのは、校長の責任で行っておりますので、学校経営発表会あるいは学校経営報告会におきましては、校長が自分の学校の課題としてきちっとを表明してくれるだろうと考えております。

教育委員会としては、学校別の順序立てた序列化はいたしません。ですから、校長は純然と述べていましたよね。我が校は、学力が高いとか、述べておりますので、それでいいと思います。保護者の信頼を得るために発表しています。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

そうすると、ちょっと私も認識不足で申しわけないんですが、その発表会においては、学校長は自分とこの成績の順位というか、町内での順位っていうのは周知してるっていうか、わかっているっていうふうに、わからない。そういうことですね。

ということは、PTAなんかはどういうふうな考えかっているのは、それは把握してないですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

PTAは、学校を支える社会教育団体でございますので、校長から具体的な話が年度当初にあります。また、PTA総会でも校長は、学校経営上、知・徳・体については児童の実態を公表するようになっております。委員今おっしゃるように、校長は自分の学校のことにはわかるんですが、隣の学校とどうかとか、粕屋町で何番かというのはわからないんですよ。自分の学校のことにはわかります。だから、学校経

嘗会で、私の学校はこうですと。熱心な人が4校行って、調べればわかります、順番は。それがどうかっていうのは、教育的効果がどうかということですが、保護者も知りたがってると思います。それは、校長は答えていると思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

そうすると、県は学校別の、学校別というか、町別ですかね。町別、区域別の平均点、調査で全国レベルで全国平均化ですよとか、そういうのは公表してるとは思うんですが、自分の学校の位置っていうのは校長先生たちは知らないってことでいいですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

この順番が1番だろうか、下のほうなのかっていうことは問題じゃないんですよ、校長が問題にしているのは。全国平均よりもうちの子どもは上回っているのか、下回っているのかが問題なんです。ですから、校長としては、何としても全国平均に到達させたい。自分の学校の子どもに責任を持ちたいという自覚がありますので、算数のごとと落ちとったら、やっぱり頑張りますよ。で、国語がよかったら褒めてあげますよ。そこで判断してます、校長は。だから、順番じゃないんですよ。全国平均を上回りたいというのが教育委員会の課題でございまして、小学校、中学校におきましても国語、算数、数学、これで全国平均をクリアすることっていうのが粕屋町教育委員会の目標でございまして。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ということは、全国平均を知った上で、自分の学校がそれ以下か、上かっていうのはわかってるっていうふうに判断していいですね。はい、わかりました。

続きまして、新教育長の仕事の量はいや増して大変であることは、今の質問から、答弁からもわかったと思いますが、それを監督、管理する町長は、粕屋町の教育行政に責任を持たなければならなくなりました。昨日の話では、教育委員会や学識者などとの協議会を設け、先ほど言っておりました総合教育会議を受けて教育大綱を策定するというふう言われておりました。粕屋町の教育を今後どのように、どのような方向に進めようとするのか、町長の教育ビジョンをお聞きしたいと思

ます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

今し方、大塚教育長のほうからあらましの改革、それから教育委員会と首長との関係等々についてお話がありました。粕屋町では、一昨年から学校経営の発表がっております。そういった効果があったのだろーと思ひます。だから教育長の口からは言えなかつたと思ひます。

今、学校の成績は、全国平均よりも小学校は全部高い。中学校においても、一部の教科を除いては全部高い。基本、学力の向上が見られております。これは大変町にとっては、非常に自慢になることです。やっぱり、教育が高い、学力が高いという町には、若い世代がずっと居つきます。そういった意味では、教育行政は大変、町にとって大切な課題だというふうにお思ひしております。

そういったところから、私の教育行政のビジョンと申しますか、まだまだこれ出たばかりで、あまり教育のことには首長は首を突っ込むなというのが今まででございました。考えますと、まず教育環境の充実が一番であらうと思ひます。これは、ハード面は首長が決めることですから、まずそれが一番だろーと思ひます。その次に、子どもたちには生きる力をはぐくむ教育をやつてほしい。それから、子どもたちがそれぞれ思いやりのある、相手のことを思いやる気持ちを持つ子どもに育ててほしい。それから、教育委員会が一体となつて子どもの学力向上をどういうふうに進めたらいいのか、もし不足の部分があれば、行政のほうがこういうところにエスコートしてほしい、財源を欲しいといったことの話をお総合教育会議の中で教育委員会と協議、調整が今からできるようになるなというふうにお期待しております。それから、もう一つは、教育の透明性を図り、保護者の信頼を、粕屋町の教育に対して、各学校長の教育に対して信頼性を持つと、持つていただくというのが、保護者と学校と地域が一体となつて子どもたちを、粕屋町の子どもを育てる指標になるのかなというふうにお思ひしております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

これから教育ビジョンにつきましても、これから議会の厳しいチェックを受けて、本当にいい方向に粕屋町が行くようになっていくんだなというふうにお思ひしてお

ります。これから私たちも、何度も言いますが、粕屋町が市政に向けて取り組んでいかなければいけない中で、教育は百年の大計と言われるように、まちづくりの重要な課題でもあります。教育のなきところに経済の発展も人材の成長もないことは言うまでもありません。安心・安全な町も、教育環境によって大きく左右されま
す。教育の重要性を再認識していただき、教育行政のさらなる質の向上を目指して
いただきたいと思います。この新しい教育制度が粕屋町の質の高いまちづくりのよ
いきっかけになればと思います。

次に、子どもたちの社会教育の推進におけるさまざまな対策について質問をいた
します。

先ほどから、教育行政の重要な役割を教育委員会が担っていることがわかったと
思いますが、その主要施策である各取り組みが粕屋町教育行政目標と主要施策とし
て、また社会教育計画書として広く町民に示されております。国から示される学習
指導要領と並行して、粕屋町の子どもたちに教育行政と社会教育行政が実施されま
す。しかし、計画どおりに進めるためには、課題も多いのが現実のようでありま
す。その対策について質問をしたいと思います。

まず初めに、教育行政の施策や計画書は、広く町民にわかりやすく作成されると
思いますが、誰に向けた冊子なのがちよっと確認をしたいので、教えていただきた
いと思います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

議員おっしゃるように、粕屋町教育委員会におきましては、毎年度、粕屋町教育
行政の目標と主要施策、今年度はこれでございますが、それとあわせて社会教育計
画書を作成して、教育委員はもちろんのこと、町長、副町長、議会の議員の皆様
方、学校関係者、各種団体等に配布をいたしております。そして、学校経営発表会
のときには、教育委員会を代表してこれの説明をしておりますし、年度末にはこれ
の評価を、教育委員会の評価を説明させていただいております。そして、また教育
委員会学校教育課のホームページにも載せておまして、広く町民の方々に必要な
場合には読んでいただきたいという願いがこもっております。

誰に対してこれをつくっているかということは、私たちは町民に対してでござい
まして、議員さんは町民の代表の方でございますので、直接お話をさせているとこ
ろでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

今2つの計画書と、教育行政の目標と主要政策っていうことで、2つ26年度の分ができております。ちょっとこの2つを冊子で気になるところがございまして、1つにはこちらの粕屋町教育行政の目標と主要施策の中で、以前にも不易と流行という言葉がわかりにくいと指摘させていただきましたが、いまだに使用されていて、その意味が欄外にでもあるのかなと思ったら、ないということだったんで、ちょっと皆さんにお伺いしたいんですが、不易と流行を説明できる方、ちょっと手を挙げてもらっていいですか。

2人だけですね。教育長入れて3人ということになります。ほとんどの方はわからないですね。今、教育長言われたように、社会教育各種団体、学校教育関係者っていうふうになる。極端な話、これ学校教育の現場ではよく使われてる言葉で、学校教育関係の方はよく知っていらっしゃるんですけど、今、町長言われたように、町民に広く読んでいただけるようにホームページにも出しているということだったんですね。ですから、これがちょっと気になる点ですね。

そして、もう一つは、この社会教育計画書の取り組みの中で、具体的活動の推進からボランティア活動の取り組みがなくなってるんですね。どうしてなくなってるのかなって、以前はちゃんと入ってるんですがね。この26年度の、いつからちょっと、20年度までは入ってたんですけど、そこまでのちょっと記憶しかないんですけど、それ以降はどうしてこのボランティア活動の取り組みが社会教育計画書の中から消えてしまったのかっていうのがちょっと気になっておりますので、教育委員会から諮問を受けて、社会教育委員の会が作成してる社会教育計画書なので、その責任者である教育長にこの見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

まず1点目ですが、不易と流行について一言で申し上げますと、不易というのは教育が始まって以来の必ず変わらないもの、読み、書き、計算とか、いいこと、悪いこと、そういうことを正しく教えていくのが不易。流行というのは、時代によって変わっていくもの、あるいは最近で言いますとコンピューターの操作活動と、英語活動とかですね。時代によって新しく取り入れなさいというのは流行でございまして、これについてはわかりにくいというご指摘いただきましたので、教育委員会としても、もう一度見直しをしたいと思います。

社会教育計画書につきましては、ただいま議員さんおっしゃるように、社会教育

委員を教育委員が委嘱をいたしまして、社会教育委員の中で政策をつくっております。ボランティアがなくなっている経緯につきましては、はっきり把握しておりません。社会教育課長、わかったら答えてください。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中小原社会教育課長。

◎社会教育課長（中小原浩臣君）

この社会教育計画書につきましては、たしか2年前に大きく内容を変えております。書き方も、中身のレイアウト等も変えております。ただ当時、なぜボランティアの内容がなくなって今の形態になったかというのは、私も今現在、把握しておりませんので、確認して再度お答えしたいというふうに思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

今、多分不易と流行ってことについて、ほかの言葉でもよく調べると、不易と流行って結構使われてるんですよ。ただ、このうちの分は不易と流行を考慮してとしか書いてないんですね。ほかのを見ると、不易と流行の概念から芭蕉の何とか何とかの何とかでとか、いろんなつけたしがあるんですよ、言葉の中に。そうすると、意味を読んでも人は、ああ、こういう意味なんだなというふうな理解をしやすいで、もし不易と流行をどうしても使いたい、これたしか1956年の中央教育審議会で初めて出された言葉というふうにして書いてありました。だから、もしそういう言葉をどうしても使わなければいけないというようなことであるのであれば、それをまた言葉で補うようなものを入れて、もし書いていただきたいなというふうに、ちょっと要望です、これは。

それと、ボランティア活動なんですけど、これはやっぱり、地域社会に根づかせていかなければいけないものだというふうに考えてます。これは、行政の支援が欠かせないこと、また子どものときからこうした意識を植えつけていくことは、たしか学習指導要領の中にも多分あると思うんですけど、教育の現場で実施されてるんですね、学校教育の中で。それを発展させる場が、それが地域社会であろうかというふうに思います。地域社会で醸成されて初めて、そういったものが将来ボランティア活動として生かされていくのではないかなというふうに思っております。

そうしたことから、社会教育計画書にボランティア活動推進を織り込むことは、

必要不可欠というふうに考えます。ですから、この辺につきましては、しっかりとどうしてなくなったかという経緯と、多分協働のまちづくり課にボランティア関係の案件がいったから、僕はそういうふうに変ったのかなというふうに思ってたんですが、どうも今、話を聞いてると、そういう理由でもなさそうなので、しっかりその辺はちょっと調査していただいて、もし今後つくるのであれば、これはやっぱり社会教育の中でボランティア活動の意識を醸成していくということは非常に大事なことなので、これは外せないものだというふうに考えますので、しっかり指導していただきたいというふうに思いますので、その辺もあわせてよろしく願いいたします。

続きまして、近年若者の間に手軽に手に入れられる脱法ハーブ、今は危険ドラッグと名前が変わりましたが、それを起因とする事件、事故が相次ぎました。また、スマートフォンなどのインターネット系携帯の小・中学生への普及により、性犯罪に巻き込まれたり、いじめの標的に利用されたりと、大人が考える以上に身近に危険をはらむ要素が増えてきております。これらの危険性を阻止することは、教育行政の立場からは喫緊の課題であると思います。当然に国は、こうした事件、事故から子どもたちを守る施策として、学校教育現場での啓発教育を展開しております。現在の取り組みをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまご指摘いただきましたことにつきまして、少し説明をさせていただきます。

これが新しい、今使ってる保健の教科書です、3年生、4年生。小学校では、3年生から保健が出てきます。5年生、6年生、それと中学生ですね。3年生におきましては、早寝、早起き、朝ごはん、規則正しい生活習慣を身につけましょうというところから、国民生活の啓発が始まっております。5年生、6年生になりますと、ただいま議員がおっしゃいましたように、病気の予防という欄で感染症の予防、生活習慣病の予防、喫煙の害、飲酒の害、薬物乱用というふうに出てまいります。中学生になりますと、なお深まってまいりまして、覚せい剤、薬物乱用出てまいります。性感染症とか出てまいりますが、さらにこれの感染に至るきっかけ、なぜこういう薬物に手を染めたかというところまで中学生になると学習をするようになっていきます。これが1つ。学校教育では、そういった問題については、学習の場で推進していると。

もう一つは、県の事業で保護者と学ぶ児童・生徒の規範意識育成事業というのが

ございます。年に1回ですけども、町内の6小・中学校で保護者といっしょに学習をしましょうということで、こんなこと言ったらあれですけども、たまにお母さんたちの中には、おまえ言うと思ったろうがって、先生の前でたばこ吸うなってっていうお母さんもおらっしゃるんです、おられます。困るんです。ですから、学校教育では、保護者と一緒に規範意識を育てようということで、町内小・中学校では年に1回ですけども、インターネットの問題だとか、覚せい剤の問題だとか、各学校の状況に応じて、今、事業が展開されています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

年1回ですかね。

◎教育長（大塚 豊君）

年1回です。保護者1回です。

◎12番（山脇秀隆君）

青少年と接する機会の多い、夜回り先生で有名な水谷修氏によると、通常の麻薬使用者と危険ドラッグ使用者の社会復帰率というのが出されておまして、これ多分聞いてもわからないと思うんで答えますが、通常の麻薬使用者は、社会復帰率は30%だそうです。危険ドラッグ、要するに脱法ハーブを使用した者は0%ということで、氏の言葉に、怖過ぎます、人格というか、脳の壊れ方が異常なのですと危険ドラッグの怖さを言い当てていると思います。それほど恐ろしい危険ドラッグが、いとも簡単に手に入ることから、検挙者の60%が30歳以下の若者であるとのことであります。この1年で物すごい勢いで中高生に広まっていると言われております。氏は、学校現場において、徹底して薬物の恐ろしさ、その犯罪性を教育することに行き着くと言われております。学校現場の教育の大事さがわかると思います。

また、携帯電話を使ったいじめや性犯罪に巻き込まれ、自殺する子どもたちも後を絶ちません。年1回の啓発で事が済むとは思いませんが、学校だけに頼るのではなく、地域としっかりと連携し、啓蒙活動を推進していくことが重要であると思いますが、町長の見解をお伺いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

全く山脇議員がおっしゃるとおりです。そういったふうな考え方で、社会教育はもちろんですけども、町民全般に脱法ハーブ、要するに危険ドラッグをさわらない

ように、近寄らないようにということで啓蒙、啓発に努めていきたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

いろいろな行政の支援というのは、いろんところで必要だと思ひますので、しっかり行政が主導して、この辺の啓発活動というのは非常に大事だと。飲酒運転撲滅もうちの町から出して、非常に外からもいいことだねっていうことで評価されておりますし、またこういった子どもたちに向けての、こういった危険なものに対してはしっかりと啓発を行政としてやっていくってことは、大事だというふうに思ひます。

そうした中で、ちょっと紹介したいんですが、2014年3月17日、愛知県刈谷市の全小・中学校に21校において、小・中学校と保護者が連携して児童・生徒に午後9時以降、スマートフォンや携帯電話を使わせない試みを2014年、今年ですね、4月から始めると報じられました。これ産経新聞なんですが、愛知県刈谷市にある全21校の小・中学校が保護者と連携し、児童・生徒に午後9時以降、スマートフォンや携帯電話を使わせない試みを4月から始める。無料通信アプリ、ラインなどを使ったトラブルやいじめ、生活習慣の乱れを回避するための措置という。文部科学省は、小・中学校への持ち込みを原則禁止するよう、各都道府県教育委員会に通知。各家庭で事情に応じたルールを決めるよう、内閣府などと冊子で呼びかけているが、文科省の担当者は、地域で一律に使用時間の制限まで設ける試みは珍しいとしている。刈谷市教育委員会や市内小・中学校、警察などをつくる市児童・生徒愛護会が発案。

1つ、必要のないスマホや携帯電話を持たせない。2つ、契約時には親子で使用に関する約束を決め、有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングのサービスを受ける。3、午後9時以降は親が預かる。の3点を学校とPTAの連名で家庭に要請するっていうふうに書いております。

このように、携帯電話や 아이폰 の使用制限を地域と連携して一律に打ち出し、子どもたちの啓発活動に取り組んでいるということでもあります。危険ドラッグや携帯電話の使用制限を地域での対策が求められてるというふうに思ひます。そういったことで、今町長もしっかりその辺は支援をしていきたい、啓発活動に努めていきたいということなので、これから具体的にしていきたいっていうふうに要望しておきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

社会教育計画書には、サンレイクかすやと粕屋フォーラムが連携をして、文化事

業の発表、学習の場として活用するために、生涯学習にかかわる諸機関の施設の機能強化を上げております。また、文化芸術活動を推進し、芸術文化の振興をうたっております。芸術文化振興法、いわゆる劇場法ができて2年が経過するわけなんです。さくらホールを拠点とした町の芸術文化振興を計画する基本方針や要領の策定が待ち望まれておりますが、町長はさきの議会において、ホールを利用した長期的、断続的な文化事業の実施、ホールの運営に必要な専門的能力を有する人材の発掘、確保、ホールで行われる実演芸術に対する関心と理解を深めるため、教育啓発活動、学校教育との連携など、実演芸術の鑑賞参加の機会を提供するなど、具体的に方針を示され、町民の文化度を高めると言われました。そのための指針を早急に策定して活動しやすい方向に向けなければなりません。近いうちに指針の策定に入るとの答弁でしたが、いつになるのか教えていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

指針の作成までには、まだ至ってませんが、今年は文化祭で町民参加、主体となったミュージカルをやるようにしています。だんだんそういった文化芸術に対しての高まりがございます。なお、今年は、福岡ブロックの糟屋地区のブロックでの美術展がサンレイクでもあります。そういったことで、その計画についても社会教育を中心に教育委員会と十分協議しながら、全体で計画づくりに当たりたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

そういう活動も当然、やられてるとは思うんですね。何でもそうなんですけど、要領、要綱っていうのが非常に大事でありまして、何を根拠にやるのかっていうのが、私たちがいつも求められるものであります。そういった意味で、活動しやすいように、やはりそういった指針等をつくるっていうことがまず大事ではないかな。町長もはやりの言葉を使いまして、近いうちにといいことで言われましたんで、ぜひ来年度にはやっぱりそういったものをつくっていただきたいっていうふうに思います。

社会教育環境づくりも重要な施策の一つだと思うんですね。そういった意味で、そういったもの、そして将来を担う子どもたちに質の高い芸術文化に触れさせる機会を与えるのも町の役割ではないかなっていうふうに思います。他町からも、粕屋町は何をとっても一流だねと言われるような、やはりまちづくりをしていただいた

いと思いますので、ぜひその辺につきましては近いうちにとは言わず、もう来年にはできるといような体制をとっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、先ほど来、小池議員のほうからもAEDの設置箇所ということでお話がございました。私もちょっとダブるかもしれませんが、お話をさせていただきたいと思います。

社会教育の活動の場は、地域にある公民館が地域コミュニティの重要な拠点としての役割を担っています。昨日の町長の答弁でも、学童保育の受け入れ先として地域公民館を活用したいというふうなお話もございました。そういった意味では、ますます公民館っていうのは地域コミュニティの場、そういった場であるというふうな、人がたくさん集まる場であるというふうに認識をしております。また、公民館の近くには子供広場や公園などがあり、そこで多くの子どもたちがボール遊びや駆けっこなどをして遊んでおります。万が一の事故で心肺停止の状態になれば、啓発の効果で誰もがAEDの使用を考えます。そうしたとき、当事者が真っ先に考えることは、近くの公民館にあるのではないかということであります。ご存じのとおり、心肺停止の状態が続けば、脳に酸素が行かず、5分を超えれば何らかの障害が残ると言われ、悪ければ命を落とすこととなります。この5分間勝負であります。AED1台の費用は約40万円と高額であります。そのためか、区で設置することが財政的に厳しいようで、設置していない公民館が多いようであります。町が配置するのかまたは助成を考えるのか、先ほど補助規定に従って考えてみたいような、検討してみたいようなお話がございましたが、例えば原町公民館には阿恵大池公園という子供広場、もう子どもたちがしょっちゅう遊んで、ボール遊びとかボール投げをして遊んでるわけです。また、老人会ではグラウンドゴルフとかやられてるんですね。あそこ周り見渡したときに、ぱっと思うのは、やっぱり公民館なんですよ。公民館行けばあるっていうふうに思いますので、先ほど検討するようなお話、また補助規定に従ってっていうこととお話ありましたけれども、これはやはりそういったものが近くにあるとか、そういった場合は優先的にそこに配備をするというようなことがこれからは求められるのではないかなっていうふうに思います。先ほど、検討するっていうことだったんですが、この件についてもう一度、答弁願えたらと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、お話のように町でつくった近隣公園があつたり等々の、やっぱり周辺の状況

も加味しながら、補助でやるのか、町でつけるのか等のすみ分けをしていきたいと思いをします。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

実は、原町で亡くなられた方の私は現場におりまして、AEDを探した人間なんです。私は、前回はAEDの設置の問題で質問したときに、自分は南部消防署で講習を受けて、応急手当講習を受けて資格持ってるよと、AED使えますよっていうのは持ってたんです。でも、それももう随分何年もたってるんですね。実は、もう心臓マッサージしてるそばで私もいたんですけど、何もできなかったんですよ。さわることもできない。やはり、なれてないというのが一つあったのかなというふうに自分では考えてますが、やはりいざというときに動けないというのが人間、常日ごろやっぱりやっていないとそういうことはできないんだなというふうなことになります。

啓蒙が進んでいるとは思いますが、いざしようとなると、今言ったように、私のように戸惑ってしまふということがあると思います。いろんなところで今、南部消防署によって救急救命講習とか、いろんなところで行われているふうに思いますが、私は行政がやっぱり率先してこの辺の講習を受けて、そういった講習、人を助けることができる人間をやっぱり置くべきじゃないかなって思いますので、やってるかどうかちょっとわからないんでその辺聞きたいんですが、行政職員に対してそういった救急救命講習、応急手当の講習っていうんですか、そういうことはやってるかどうかっていうのをちょっと聞いてよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

社会福祉協議会のほうで福祉委員、民生委員さんを主体にそういった講習があったというふうに、私の女房が福祉委員をしておりますので、行きましたと、大変勉強になりましたということによって。ただ、講習を受けても、何年もたったらどうやったかいなというふうになると思います。南部消防署のほうも、来年度から再任用をいたします。再任用でそういったことに、事務と、もう救急はどうか消防の出動は別にして、そういったことに専念するというようなことで今、再任用するようになっております。ですから、行政のほうから要請すれば、十分な人員が配置されることとなりますので、まず各地域公民館でAEDを設置をするというところを主体にやっていきたいと思いをします。また、別には粕屋町で町民に広報等で呼びか

けて、AEDの研修をしますといったことも取り組んでいきたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

もう民間、行政問わず、今40万台全国で設置されてるそうです。これ世界的に見ると、1人当たりに対するAED設置率というのは世界一だそうです。それだけ今、普及をしてるというのが現状なんです。私が言ひたいのは、足りないところに補給してくださいよということ言ってる。全部が全部ということでは、私はないので、公民館、あったらいいので、財政的なものもあると思ひるので、できたらそういう子どもたちが多く集まるようなそばの公民館に対しては、そういうものをちゃんと用意しとってくださいねっていうのが私の要望であります。

それで、機械はあっても、それがいじれなければ何もならないと思ひますね、私のように。ですから、やはり講習ですか、応急手当、心肺蘇生教育っていうのは、多分、中学校と高校で各種指導要領の中に書いてあるっていうふう言っておられます。そこで、今、AEDを含む心肺蘇生法を指導できる教職員を増やすということが今、国のほうで消防庁と文科省で合同でやってるということなんで、来年の3月末までにそういう取り組み、救おう、みぢかな命、応急手当キャンペーン期間っていうふう設けて、7カ月間設けてやるそうあります。

学校教育の現場でも、そういう心肺蘇生法を指導できる教職員を増やすということなんで、この辺につままして、ちょっと教育長のほうで、もし認知していれば、これからどうしていくのかっていうことを含めて、聞いていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

議員おっしゃるとおり、中学校保健体育の64ページにAEDのことが、生徒はこれで習うわけでございます。学校におきましては、職員は保健養護の先生が必ず講習を受けております、AED。去年、中学生が病死いたしましたときも、養護教諭がAEDを使ってしたけども、病気で病院に連れていきましたけども、残念ながら命を落としてしまいました。非常に養護教諭悔やみまして、その学校校長がそれぞれ今、議員おっしゃるように、講習を受けるという方向で進んでおります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

教職員の方に、その資格を取らせるということなんですね。講習、教えることができる資格を取らせるっていうことなので、もしそういった通知が来れば、学校教育委員会のほうとしましてもそういった先生を多く増やして、AEDを使える生徒をどんどん増やしていただけるように指導していただきたいというふうに思います。

職員、行政職員に関しては、できたらしっかりと、もし講習受けられるのであれば、定期的にやっぱりしていただきたい。私たち議員も受けたいというふうに思います。ただ、ほかの方はどう思うか知りませんが、受けたほうがいいんじゃないかなと思うので、定期的にやっぱり受ける必要があるのかなというふうに思っております。

学校教育、社会教育行政における文化芸術、生涯学習やスポーツ、ボランティアなどでの活動は多岐にわたります。こうした中、万が一があってはなりません、その対策を講じることを怠ってははならないと思います。ハード、ソフト面、両面しっかりと行政におきましては取り組んでいただきたいと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

(12番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

9番久我純治議員。

(9番 久我純治君 登壇)

◎9番（久我純治君）

議席番号9番、久我純治。質問書に従いまして質問します。

1問目、福祉センター及び福祉協議会について。2問目、枯れたケヤキは撤去され、植え替えられた木もあるが、植え替えされず、埋め立てられた箇所もあるのはなぜかの2問について質問します。

1問目。粕屋町は、町政をしかれた昭和32年に、当時は大川村と仲原村で人口は1万1,600人だったそうです。粕屋町は、糟屋郡のほぼ中央にあり、面積は11.4平方キロの小さな町です。昭和45年、自然環境と調和のもとに住環境の整備を計画的に行うために、福岡市都市計画地域として全体を指定されたそうです。しかし、現在は地の利もよく、交通利便性もあり、完全なる福岡市のベッドタウンになっております。

そんな中、粕屋町福祉協議会は、昭和36年6月、任意団体として当時の安河内作美町長を会長とし組織され、粕屋町福祉協議会は町民の福祉の向上と充実を願い、住民みずから参加して町の福祉行政が行き届かないところを補うという行政の補助

的な役割を果たしてきたそうです。昭和46年、当時の石川勲町議会議長は会長となり、初めて行政の手を離れ、団体となったそうです。その後、藤本徳三郎氏が会長に就任し、昭和58年12月、厚生省から法人の許可を受け、昭和59年4月に社会福祉法人粕屋町社会福祉協議会が誕生したそうです。

その間、昭和50年7月、高齢者の安らぎの場として老人憩いの家寿楽荘を建設し、大変、当時喜ばれたそうです。平成4年9月、粕屋町福祉センターとして名前を変え、変更して、それまで福祉課の一隅に利用してあった事務所を福祉センターに移転し、センターの管理運営を任されるようになったそうです。福祉センターに移転してもセンターの管理運営を任されるようになりましたが、高齢者の生きがい対策として行ってきた事業を初め、福祉事業、心身、知的や母子福祉事業、児童福祉事業など、幅広く利用されるようになり、平成19年に指定管理に移ったそうです。

長々と福祉センターや福祉協議会のことを話しましたが、何と聞きたいかというのと、建物が古く、当時としてはとてもよい建物だったかもしれませんが、耐震の面からも、空調の面からも、どんなでしょうか。まず、建て替えるような考えはないのでしょうか。もしだめであれば、せめて受け付けのところだけでも改修するべきでないでしょうか。行政の考えをお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

詳しい内容については、福祉部長のほうからお話ししますが、福祉センターの旧館のほうは、もう大変古くなっております。昔、お風呂がありましたから、ボイラー室ももう、不要のものになっております。そういったところを含めて、改修がいいのか、建て替えがいいのか、十分今後協議をしながら、またかつ公共施設の施設管理計画も今年、来年でつくりますから、その順位がどこら辺に来るのか等々を考えながら、今後より使いやすい福祉センターになるように、町民の皆さんが、みんなが使えるような施設に改善をしていきたいと思っております。

あと、福祉部長のほうからお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

町長が申しましたので、ダブる部分があると思います。

現在の福祉センターは、昭和54年に建設された老人憩いの家寿楽荘を議員がおっしゃったように、平成4年9月に高齢者だけでなく、母子、障害者の方たちも含め

てサポートできる施設として、また福祉活動の多機能ステーションとして改修を行い、設立されたものです。そのため、当初、建設した部分は、築年数35年を経過しておりますが、改修した部分は築22年で、施設の維持管理も適切に行われ、適時に改修も行っております。

しかしながら、当初からの部分は築35年、早い段階での対応を検討しております。今後、町長も申しあげましたように、公共施設等総合管理計画の策定に入りますので、その中でその後の改修計画を決定する予定であります。

なお、議員さんがおっしゃいました受け付け部分につきましては、状況を調査し、検討したいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今、検討されるそうですが、なぜかという、今のままでは、受け付けの前を通る人の顔が見えないんですよ。実際、入って出て来てもわからないんですよ。結局、あそこにこれから先言いますけど、奥に行って、受け付けに言うてくださいと言っても、呼んでも出てこられないんですよ。だから、利用する人っちゃうのは、団体やったら名簿書いて出すそうですが、今は2万3,000人ほど利用してあるということなんですけども、ほかの人は誰が来たか全然わからないんです。だから、もしこれが中で事故があった場合、行政として果たしてどんなふうな対応がとれるんやろかと私いつも危惧してます。

そして、実際私たちもよく使います。そうするとき、誰に言ってもいいかわからんとですね、あそこは。だから、せめて入り口の受け付けのそこだけは、入ってきたら誰かがわかるようにぜひ改修してほしい。そして、それ言うと暖房の件とか言われますけど、それは二の次として、ぜひ誰が来てもわかるような、誰が見てもわかるような受け付けにぜひ改修して、早くやってほしい、それだけです。どんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

担当者間で十分調査してると思います。前向きに、できるだけ早く取り組みます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

とにかく、受け付けの改修は一日も早くやってほしい。そして、やっぱり誰が入ってきたかわかるぐらいせめてせんと、実際中の人が言うには、誰が来て誰が出ようかもわからんってはっきり言わっしゃるんですよ。それじゃあやっぱり困ると思うんですよ。やっぱり、福祉センターとかというのは、町の顔ですもんね。だから、今から人口がどんどん増えていくと、どんどんまた使うと思うんですから、もしできるもんやったら早く改修してほしい、それだけです。

それと、2問目に、なぜ日曜日は休館なのかについて尋ねます。

よその町は、よく日曜日は活動してあります。そして、別の日に休んであります。以前は、定休日は火曜日で第3日曜日が日曜日の1回の休みだったそうです。それと、年末年始は12月28日から1月4日までが休みで、お盆は8月13日から8月15日までのそれぞれの休館日だったそうですが、これはどうして変わったのでしょうかね。いろんな町の要望が出てるんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

平成19年度から福祉センターは、粕屋町福祉センター設置運営条例及び粕屋町福祉センター管理運営規則に基づき、指定管理者である社会福祉協議会が管理、運営を行っています。施設の休館日につきましては、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が決定するようになっております。指定管理者制度が導入される以前は、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までが開館していましたが、平成19年度に指定管理者制度を導入してからは、日曜日及び午後5時以降の夜間についても開館しておりました。しかし、その間、日曜日、それから夜間の利用が極端に少なく、人件費や光熱費との費用対効果を考え、平成22年1月開催の平成21年第6回理事会におきまして、夜間、日曜日の開館廃止を決定し、現在に至っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

私たちが年間3回ほど、大きな事業をあそこでやるんですが、どうしても日曜日に使いたいわけですよ。ところが、鍵あけるだけでもだめと言われるんですけど。そして、せっかく使うとに、結局、福祉センターだったら有料じゃないから使いやすいんですけども、ほかの場所やったら物すごい金がかかるんですよ。子供フェスタとかやりますし、交流会もやりますけど、いちいち日曜日をあけてくださいと言うてもだめと言われると、普通の日はだめなんです、私たちがやろうとすること。だからぜひ、休みをこう変えてもらって、何か町民がよく使えるようなやり

方をやってほしいと私は願っておりますが、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

先ほども申しましたが、費用対効果、日曜日をあけると、それも人も置いておかないといけないし、そういうこともありまして、現在は日曜日は閉館としているような状況です。それで、今後どういうふうなニーズがあるかも調査しまして、検討したいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

ぜひ、日曜日はあけてほしい。そして、ほかのとも同じだと、休みを変えればその日に休めると思うんですよね、交代で休めば。だから、そんなものをぜひ調査して、ニーズに応えるようにしてほしいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

それから、老人、敬老会とかについては、日曜日はあけております。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎9番（久我純治君）

敬老会のほうは、5団体ほどあけているうちゅうのは聞いております。ただ、私が言うのは、ほかの団体のことを言ってるんですけどね。敬老会もオープンで、そんなふうにもうあからさまにあけてもらってるらしいんですけど、ほかの団体のことです。よろしくお願いします。

それと、ボランティアセンターの職員の配置についてお尋ねします。

現在、ボランティアセンターは協まちのほうから1人派遣してありますけど、実際は真ん中のほう、事務所があるんですけど、そこにいないんですよ。そして、この福祉協議会の中の受け付けの中に入ってるもんですから、行っても誰もおらんから、ただ受け付けに来てくださって書いてあるんですよ。だから、結局行ったら帰る人が物すごいんですよ。だから、本来の、私仕事はあそこだと思ってるんですよ、前からあったところ。だから、そんなふうな行政の指導をぜひやってほしいんですけど、どんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

ボランティアセンターについてでございますけれども、粕屋ボランティアセンターは、粕屋町福祉センター内の一部のスペースにて平成18年10月に開設いたしました。開設以来、職員体制を含め、粕屋ボランティアセンターにかかわる全ての管理運営は、粕屋町社会福祉協議会に委託しております。

ご指摘のボランティアセンターのコーナーに職員がいないということですが、今年の3月にボランティアセンターの職員がやめられて、4月に新たな職員が来られております。この方が、福祉施設にお勤めであったと、以前はですね。そういうことで、福祉についてはある程度の知識はお持ちですけれども、ボランティアに関する事務が全く経験がないということで、ここのボランティアセンターのセンター長と社会福祉協議会の事務局長が兼任しておりますので、並行してボランティアセンターに関する例えば事務、防災セミナーや子供フェスタ、あるいはボランティアに対する問い合わせやコーディネート業務等について、直接センター長が監督、指示する必要があったということで、短期的に社協の事務所に置いておるということでございますけれども、現在大方のボランティア業務について業務を習得されたということでありますので、数日中にはもとの位置に配置するというふうに聞いております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

だから、もう二、三日中にかえられるっていうんなら、もうそれでいいんですけど、よく苦情を聞くんですよ、私も行ってよく使うから。だから、本来のところに戻して、本来の仕事をさせてやりたいのが私の心情なんです。そして、私たちもどんどん使えるようなボランティアセンター、そして私は、ボラ連のほうに属してますので、ぜひあそこで仲よくやっていきたいんですよね。それが今、ちょっと気まぐずい思いやっておりますけど。

実は、これちょっともう過去のことなんですけど、ある行政の方が、たかがボラ連のくせにって言われたことがあるんですよ。だから、そんなことじゃなくて、結局、同じ仕事ですから、仲よく現場でやってほしいし、私も今から先やってほしいんですよね。だから、できたらあそこに誰がおって、行けば何か話し合いになるようなこと、お互いに相談し合っできるようなボランティアセンターであってほしいし、ボラ連であってほしいんです。今後ともよろしくお願いします。

それと、もう一つ。利用者の駐車場の確保についてお尋ねします。

今、言ったように何かちょっと大きいことをすると、ちょっと駐車場が足りません。いつも役場の健康センターの駐車場を使わせてもらってます。そして、いつも言われるのが、もう少しどうにかならんとかって言われるんですけど、今現在は広がるような余地がないんですけど、ただ入ってすぐの左手の藪のとこどうにかならんとか、必ず言われます、私は。行政のほうで何か相談事できないんですかね、あそこは。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

福祉センターの駐車場は、現在83台の駐車ができるようになっています。通常は、ふれあいバスを利用される方も多く、日常業務の中ではさほど混雑がない状況でございます。しかし、議員さんがおっしゃるように、大きな行事など駐車場不足が予測される場合には、役場の駐車場を利用し、送迎バスで送迎を行うなどの対応をしているというのが現状でございます。今年1月も、社協の法人化記念30周年がございまして、その際もそのような利用の仕方をしております。今後も、大きな行事の際には、できる限りふれあいバスの利用やシャトルバスの準備をするなどの対応をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今、言われましたけど、シャトルバスとかふれあいバスを利用していいって言われるときに、私たち子供フェスタとかするとき……。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員、済いません。あまり自分、全体的な……。

◎9番（久我純治君）

だから、結局申し込みをとか、そんなんとがわからんとですよ、みんなが。使い道がわからんわけです。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

ふれあいバスの関係はご存じですよ。あと、シャトルバスとかは、それぞれの団体が準備してされています、今の現状は。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

わかりました。

そしたら、2問目に移ります。

ケヤキ通りの樹木について。3年前切り過ぎて枯れてしまったケヤキ通りの植え替えられた木であるが、植え替えると言って埋め立ててしまった箇所もあるのはなぜでしょうか。

皆様ご承知と思いますが、粕屋町の樹木の通りに名前をつけるということで、コスモス通り、さくら通り、ケヤキ通りとかといったぐあいにそれぞれの地域の特色を生かした名前がつけられました。その中のケヤキ通りは、JR香椎線の長者原と伊賀駅の間の中のガードのところから内橋に向かった道路に面し、長者原の信号までの間に、前は約50本のケヤキが植えてありました。10年以上たっていましたが、横断歩道をつくるところで1本か2本は切られましたが、それとは別に切り過ぎて5本ほど枯れてしまいました。今では44本が植えてありますが、道沿いの人たちは、とてもこのケヤキに誇りを持っています。春には新緑で、夏はあの暑い日差しを遮ってくれ、人々に木陰を与えてくれ、また秋になると、色とりどりの紅葉で通る人たちにすてきなパノラマを見せてくれます。

よく聞かれるのですが、せめて内橋の交差点ぐらいまでケヤキを植えることができないのかということがよく言われます。植えるところがない、土地がありませんと言います。ということで夢も壊れます。ケヤキ通りというと、福岡市の赤坂のケヤキ通りを思い出します。私たちの高校のときに植えられたものです。今では立派に育ち、風格があり、地元の人たちに聞くと、とても大切に誇りに思っているそうです。

話をもとに戻しますが、3年前切り過ぎて枯れたケヤキ、今年3月中に植え替えますという話が入ってきました。期待しておりますと、ちょうど南仲通りの信号のところの2本分、植え替えるどころか埋めてアスファルトをしてしまいました。なぜでしょうか。お聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

久我議員がお尋ねの町道内橋・長者原線、ケヤキ通りの南仲通り交差点から下長者原交差点における4カ所の枯れたケヤキの対応についてお答えいたします。

南仲通り交差点内の2本につきましては、植え替えも検討いたしました。幹が成長いたしますと、場所が横断歩道の待機場所の横でございますので、車両から歩行者の確認がしづらいという危険性があります。交差点でありますので、警察のほう

に相談したところ、信号交差点内の視認が容易にできること、また安全性を考慮したほうがよろしいということで、そういう助言をいただきましたので、植え替えを断念いたしまして、切り株を撤去いたしまして舗装の処理を行ったものでございます。

また、ほかの2本については、信号交差点部ではなく直進上あるいは一旦停止付近でありますので、視界不足の危険性は低いと判断いたしまして、植え替えを行っております。今後も適正な樹木維持管理について、道路管理者等と安全対策の検討、協議を行い、樹木の成長を考慮しながら街路樹の維持管理に努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今、言われたことで、安全性と言われましたけど、片一方側は確かに、一番最初に切ってくださいって頼んだときに切ったときの原因の木なんですよ。ところが、向こう側は信号の先なんですよ。安全性も何もないんですよ、向こうは。手前の木は、確かに枝が伸びて信号が見えんからちゅうことで、一番最初地元から言われて、頼んだら切り過ぎて枯れてしまったんですよ。ところが、もう一方の先のは、信号とは関係何にもないんですよ。安全性も何にもないんです、あそこ。ただ、信号が近いからということで埋められたと思うんですけど、あれは今度確かめてくださいよ。何も関係ありませんよ、安全性も。ただ、多分信号の近所やから、木が伸びれば危ないやろうちゅうことで、信号が見えんごとなったらいかんちゅうことで切られたと思うんですけど、もう少しやっぱり管理をちゃんとしてやってほしいし、職員さんたちは植木屋さんちゅうような免許を持った人がやっぱり手入れしてあるんですかね、ちょっとお聞きしますけど。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

その職員の免許を持ってあるというのは、造園とか、そういうことですか。

◎9番（久我純治君）

はいはい。

◎都市政策部長（吉武信一君）

いや、それはないと思いますね。わざわざ造園の許可を取って、樹木の管理に従事してるわけではありません。だから、維持管理委託をする上で、そういうふうな専門の業者を委託してるわけで。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

私が言ってるのは、職員じゃなくて、その運営会社の職員の人何か持ってあるんですかというんです。切り込み方が激しいもんですから、それで結局、駕与丁のケヤキも2本か3本枯れたやないですか。私が言うのは、ケヤキ通りのことだけ言ってますけど。だから言ってるんですよ。そやけん、もう言うてもぼんぼんぼんぼん切られるから、何か免許持ってあるんですかって聞きよんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

もちろん、委託管理者はそういうふうな造園のほうの免許を持っております。ただ、言われたときに、ご指摘のとおり切り過ぎたということで枯れたちゅうことは、本当に申しわけなかったと思います。だから、そういうことを今後、考えて維持管理に努めてまいりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

とにかく、駕与丁とかこっちとかいったら、ちょっと遠いですよ、役場からも。役場の前はもう立派な木になって育ってますよね。できたら、やっぱり手入れを小まめにやって、生き物ですから。今言うように、ケヤキ通りちゅうのは、今から秋になって物すごいんですよ。だから、写真撮りに何人も来られるんですよ。私は立派なケヤキ通りと思うんですから、ぜひ今から先、もう少しやっぱり行政の人が強く言って、管理運営をちゃんとしてほしいし、枯れんような木の切り方、そんなふうなやり方も行政のほうからぜひ要求してほしいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

街路樹、これはもう街路樹だけではなくて、公園の樹木もございます。今年度、4月から都市計画課をつくったときに、その中に公園係というのを独立させて設置しております。そちらのほうでそういった樹木の管理をしておるんですが、今現在、職員がちょっと足りない状況でございます。今後は、こういった職員、知識がある職員も養成しながら、業者任せではなくて、やはり日ごろの点検といいましょうか、維持管理に努めるような職員も養成しながら、先ほど都市政策部長が謝罪し

ましたような事件がないように、事故がないようにしていきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

もうこれ以上私言うことありませんけど、とにかく木も生き物、花も生き物、駕与丁公園のも、もうみんなきれいです。ぜひ、今後気をつけてやって、行政のほうからできたら管理会社をいろいろ指導して、ぜひ立派な木を育ててほしいし、私もずっと見守っていきたいと思っております。どうかよろしくお願いします。

これで質問を終わります。

（9番 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて全ての一般質問を終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時09分）

平成26年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成26年9月26日（金）

平成26年第3回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成26年9月26日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範	副町長 箱田彰
教育長 大塚豊	総務部長 八尋悟郎
住民福祉部長 水上尚子	都市政策部長 吉武信一
教育委員会次長 関博夫	総務課長 安河内強士
経営政策課長 山本浩	協働のまちづくり課長 安川喜代昭
税務課長 石山裕	収納課長 瓜生俊二

社会教育課長	中小原 浩 臣	学校教育課長	八 尋 哲 男
健康づくり課長	大 石 進	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	今 泉 真 次	介護福祉課長	吉 原 郁 子
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	安河内 涉
地域振興課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	中 原 一 雄		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

委員長報告に入る前にお諮りいたします。

久我純治委員より、9日の一般質問の発言の中でお手元に配付のとおり、取り消しの申し出書が提出されました。よって、粕屋町議会会議規則第64条の規定により、取り消しを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって取り消しを許可することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第37号教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

おはようございます。

平成26年第3回粕屋町議会定例会で付託を受けました議案等につきまして、総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

議案第37号は、粕屋町教育委員会委員の任命同意についてであります。現在、粕屋町の教育委員会委員をしていただいております安河内勢士氏が本年9月30日をもって退任されますので、今回選任された青木政広氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求められたものであります。

青木政広氏は、お手元の経歴書のとおり筑紫野市の職員として昨年3月まで勤務され、仕事の傍ら、平成17年度から粕屋町のスポーツ指導員として町内の子どもたちに剣道の指導をしてこられ、現在に至っております。退職後は、糟屋地区の剣道連盟の事務局長をされるなど、教育委員としての識見、人格ともすぐれた方でございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって同意すべきものと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで新しく教育員に選任されました青木政広氏にご挨拶をお願いいたしたいと存じます。

◎教育委員（青木政広君）

おはようございます。

本日、ただいま紹介いただきました青木と申します。本日は、同意いただきましてありがとうございます。

粕屋町教育行政の充実、発展に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

◎議長（進藤啓一君）

議案第38号粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第38号は粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。総務常任委員会に付託を受けました審議の経過と結果についてご報告いたします。

現在、委員を務めていただいております友野和憲氏の任期が本年9月30日をもつ

て満了いたしますので、同氏の2期目の選任について地方税法の規定に基づき、議会に同意を求められたものであります。

経歴書のとおり、友野氏は長年不動産鑑定士として土地、家屋の評価に携わってこられた専門家であり、人格、識見ともにすぐれた方でございます。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成をもって同意すべきものと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する総務常任会委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第39号粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第39号は粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。総務常任委員会に付託を受けましたので、その審議の経過と結果についてご報告いたします。

現在、委員を務めていただいております満行貞夫氏の任期が本年10月31日をもって満了することに伴い、同氏の2期目の選任について地方税法の規定に基づき、議会の同意を求められたものであります。

経歴書のとおり、満行氏は元粕屋町の職員で、役場在職中は会計財務部門、さらには税務部門にも長年携わってこられた人格、識見ともすぐれた方でございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって同意すべきものと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第40号粕屋町手数料徴収条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

総務部総務課所管であります議案第40号は、粕屋町手数料徴収条例の全部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第4次粕屋町総合計画の後期基本計画において、行財政運営の効率化として、財政健全化への取り組みの中で受益者負担の適正化が盛り込まれております。それに伴い、平成25年度から手数料の見直しが検討され、改正案が策定されました。粕屋町行財政改革推進委員会の審議を経て改正案が妥当であるとの意見も出されたため、粕屋町手数料徴収条例の全部を改正するものであります。

主な改正といたしましては、1つに税務関係、住民票及び印鑑登録並びに各種証明等の交付、閲覧手数料を200円から300円に改正することです。2つ目に手数料の事務、名称、金額について表を用いてわかりやすく列挙するものであります。

条例の施行につきましては、平成27年4月1日からであります。

また、手数料徴収条例の全部を改正することにより、粕屋町税条例及び粕屋町印鑑条例の一部を改正するものであります。手数料の改定に当たっては、根拠となる計算基準を今回より取り入れ、今後の算定の基準としたことで今後の適正化が図られるものと思います。

なお、自動交付機による発行手数料は、従前どおり200円のまま据え置きとなります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成・反対同数でありますので、委員長裁決により原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第40号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

2番川口晃議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、この議案に対して反対の立場から反対討論をいたします。

粕屋町行財政改革推進委員会の審議を経て決められたようですが、手数料200円が決められた当時はどうであったのでしょうか。この手数料200円に該当する条例の附則には、平成22年4月1日施行で第2条9、印鑑、身分等の証明手数料1件につき200円が改正されたようです。今回の提案の根拠となる式がありますが、この式は今回から適用するそうですが、仮に平成22年に当てはめるとどうなるのでしょうか。平成22年当時のほうが職員の給料は高かったかもしれません。それでも200円という金額であったのですから、この式の人件費には、ある係数を乗るのが妥当ではないかと私は思います。当時より今はデフレスパイラルで給料も物価も下がった状態だと思います。手数料を値上げする根拠が薄いのではないかと私は思っております。

す。また、近隣市町との手数料の比較をしてありますが、中部3町、粕屋町、篠栗町、久山町と新宮町は200円を維持しているではありませんか。今は、給料が下がったままで物価だけが上がり始めた状態です。町民の暮らしも非常に苦しくなっています。特に、年金暮らしの方は、日々の暮らしの出費を減らして対応しているような状態です。

以上によりまして、この手数料徴収条例の全部を改正する条例には反対します。以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

11番本田芳枝議員。

◎11番（本田芳枝君）

議案40号粕屋町手数料徴収条例の全部を改正する条例について、反対の立場で意見を述べます。

200円から300円に上げる根拠の計算の仕方に違和感を覚えます。人件費掛け時間ということですが、人件費の計算が曖昧です。嘱託職員の賃金をどのように計算されたのか。その考えでいけば、賃金の安い非正規雇用職員に従事させるほうが経費がかからなくてよいという結果になりますが、果たしてそうなのでしょうか。また、それでよいのでしょうか。職員の皆さんは、自分で自分の首を締めることになりますよ。

粕屋町は、平成22年より5年かけて電子自治体構築事業に取り組んでいます。まだその改革が終わらないうちに手数料を上げるのはいかなものかと考えています。その当時、旧システムでやれば10億円かかるものを債務負担行為、プロポーザル方式で業者を選定して6億6,500万円の事業でサービス改革、システム再構築、組織の見直しを行政サービスを向上させ、コスト削減を柱に住民の目線で改革が進行中のはずです。部制を敷いたのもその関連で、繁忙期には部内の職員を融通させて業務に当たり、コストを下げるシステムになっているはずですが。

また、今回の改正では、1つわかりにくい点があります。旧の条例では、一定期間閲覧に手数料が要らないことを明記されていますが、今回の場合では、別表に記載しているからということで無料の記載がないのです。必要ないということでしたが、別表には手数料300円で、括弧してその期間は除くという表記の仕方です。果たしてわかるかどうか。少なくとも、私には意味がわかりませんでした。本来、自

分の財産にかけられた課税額を閲覧するのに、なぜ手数料が要るのか。その課税額を集めたものが自治体運営の原資なのですが。

今回の手数料に関しては、受益者負担のコスト計算ではないと考えます。手数料100円から200円になったのが32年前の昭和57年、そして近隣の自治体は、半数がまだ200円に据え置きです。もう少し検討を重ね、町民の皆さんに納得のいくやり方をしてほしいと考え、反対の立場から意見を表明します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成ボタンによる表決は賛成多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第41号粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

総務部協働のまちづくり課所管であります議案第41号は、粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてであります。

付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

今回の改正の目的は、利便性の向上と使用促進を図るため全部を改正するものであります。主な中身は、従前の条例の文言の訂正と条項の箇条、別表の使用料に入場料を徴収する場合等の1時間当たりの金額をハーモニーホール原町は300円に、ハーモニーホール伊賀は200円に追記するものであります。

当委員会で慎重審議しましたところ、第4条第1項第4号の特定の政治運動または宗教活動を目的としているとき、またはそのおそれがあるときの使用の制限等に善良な使用の制限をかけることが適切ではないとの判断から同号を削除し、5号が4号に、6号が5号に、7号が6号にそれぞれ繰り上げとなる改正案をもって全員の賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

なお、それ以外の原案については、全員の賛成で可決すべきこととなりましたので、あわせてご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この表決については、2回とります。修正案並びに原案です。

ただいま委員長から報告がありましたように本案、議案第41号にはお手元に配付のとおり修正案が提出されております。

委員長報告に対する質疑に入ります。

まず、修正案のほうであります。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第41号修正案の討論に入ります。

まず、修正案賛成の議員の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の議員の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号の修正案を採決いたします。

修正案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第41号の修正案は可決いたしました。

次に、修正議決した部分を除く議案原案第41号の討論に入ります。

まず、原案反対の議員の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員会委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第42号粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について、議案第43号粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

教育委員会所管の議案第42号と第43号は、一括してご報告いたします。総務常任委員会に付託を受けました審議の経過と結果についてご報告いたします。

まず、学校教育課所管の議案第42号は、粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

主な内容は、保育料の利用区分の改正で、利用期間を月曜日から土曜日までとし、午後6時までを月額3,000円の基本料金とし、午後7時まで延長する場合の延長料金を1,000円加算するものであります。また、延長料金に申し込んでいない方

が、病気や急用などで利用する場合の臨時延長料金を1回につき200円として、その月の上限を1,000円とするものであります。これにより上限は4,000円となり、これまでの繁雑だった料金体制を見直すとともに、粕屋町行財政改革推進委員会の審議を経て、基本料金の激変緩和策として平成27年度から基本料金を2,000円に、平成28年度に2,500円に、平成29年度より3,000円にしたところであります。保育料金も郡内で3,000円が一番低い料金ということであります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、原案どおり賛成多数で可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

続きまして、社会教育課所管であります議案第43号は、粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例についてであります。

主な内容は、粕屋町総合体育館の利用料金体系を見直すものであります。町内利用者を現行のままとし、町外利用者の利用料金を町内利用者の1.5倍の利用料金に設置するものであります。町外利用者が体育館、プールアリーナともに6割を超えていることから、町外との料金体系の見直しを求められたことから今回の改正になったものであります。これにより、平成25年度ベースで換算すると1,370万円程度の増収の見込みとなります。

また、本条例第8条に2項を新設し、65歳以上の方及び障害者の方の個人の利用料金について5割相当額の減免を行うものであります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第42号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

2番川口晃議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、議案第42号粕屋町学童保育所設置条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

私は、一般質問でも申しましたように8%への消費税の増税以降、景気は後退しています。今月8日の政府の発表ですが、4月から6月でもGDPは1.8%減、年率で7.1%の減に報告されております。給料は上がり物価は上がり、景気の後退は明瞭です。こうした状態の中で安易に学童保育所保護者負担金を値上げすることには、いかがなものかと思えます。

改正案の第7条の1、約7割の保護者が利用すると説明されております月曜日から金曜日の放課後から午後6時まで、それと土曜日は午前8時から午後6時までの分、その分ですが、旧条例と比較すると、平成27年度は改正の2,000円に対して旧は2,250円となり、安くなります。しかし、平成28年度からは確実に高くなっていきます。ある意味では、保護者に負担を一度にかけないとする愛情があるかなと思えますが、しかし、私には保護者の反発を抑えるためのある知恵者の策のように思えます。改正案は簡便にはなっており、考えやすくなっています。しかし、利用料は高くなっていきます。女性を輝かせる案にはなっていないと私は思っております。

以上で反対討論を終わります。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

11番本田芳枝議員。

◎11番（本田芳枝君）

議案42号粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べます。

まず、常任委員会で説明をされた際に、表を模造紙ですが、壁に張っての職員の説明の内容がとてもよかったですと感じました。また、6月議会に値上げのための資料を渡されていまして、十分検討の期間がありました。内容については、3年間の段階を踏んで、しかも3年後の3,000円になったとしても、近隣の自治体では最も安い保育料。また、そうなっても町の持ち出しは800万円ほどあります。値上げは当然です。これこそ、受益者負担を考えていい事業です。

以上の理由から、賛成の立場で意見を表明します。

ただ1つ、要望があります。指導員の方の研修と雇用形態の見直しをきちんとしてほしいと考えています。来年、子ども・子育て法の施行でさまざまな改正が準備されていますが、粕屋町もその趣旨にのっとって事業を展開しなければなりません。きちんと対応して、よりよい保育ができるよう体制を整えてほしいと考えています。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決いたしました。

これより議案第43号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第44号粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、議案第45号粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基

準に関する条例の制定について、議案第46号粕屋町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、以上3議案を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 因 辰美君 登壇)

◎厚生常任委員長(因 辰美君)

住民福祉部子ども未来課所管、議案第44号から46号までを報告いたします。

まず、議案第44号粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過並びに結果を報告いたします。

国の子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、粕屋町において家庭的保育事業等を国、県、市町村以外の事業者が行う場合には、粕屋町の認可を受ける必要があります。本条例は、その認可基準を国が定める従うべき基準等に基づき、職員の資格、員数、また乳幼児の適切な処遇あるいは安全確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものや施設の設備、面積等について条例で定める必要がありますので制定をするものです。

審議では、粕屋町の条例制定については責任を伴うものであり、国の認可基準に従うのではなく、もっと認可基準を高めるべきだという意見もありましたが、企業等が従業員の仕事と育児の両立支援策として実施するものであり、あわせて地域の子どもたちに保育を提供するものであるという観点から、基準を高くすれば子育て支援の低下につながるなど、条例の両面から議論をいたしました。

当委員会において慎重な審議を行いました結果、賛成多数をもって可決すべき事項と決しましたことを報告いたします。

次に、議案第45号粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定についてです。

国の平成24年8月施行の子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、新制度では幼稚園、保育園、保育所、認定こども園などの施設型給付や家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育などの地域型保育給付の対象となることを希望する教育施設や保育施設あるいは事業者の申請に基づき、各施設事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、粕屋町が給付を支払うこととなります。本条例は、その確認をするため、国が定める従うべき基準等に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準につ

いて、粕屋町の条例で定める必要があるため制定するものです。

当委員会において慎重な審議を行いました結果、全員の賛成をもって可決すべき事項と決しましたことを報告いたします。

次に、議案第46号粕屋町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてです。

国の子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の整備等に関する法律が制定されましたので、粕屋町保育の実施に関する条例の根拠となっていた児童福祉法24条が改正されました。また、子ども・子育て支援法の施行規則が平成26年6月9日に内閣府令第44号において制定されましたので、粕屋町保育の実施に関する条例を廃止するものです。

当委員会において慎重な審議を行いました結果、全員の賛成をもって可決すべき事項と決しましたことを報告いたします。

(厚生常任委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これより議案第44号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7番田川正治議員。

◎7番（田川正治君）

子ども・子育て支援新制度に関する第44号議案の粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例案について、反対討論を行います。

今回、9月議会に提出された条例案は、来年4月から実施される子ども・子育て支援新制度に関するものですが、安倍政権が目指すこの新制度を実施するためには1兆1,000億円の財源が必要です。しかし、4,000億円の調達の見通しが立たず、7,000億円も満額確保されるのは消費税10%にした場合でも2017年度の予定とされ、新制度の財源のめどは依然として不透明な状態です。

戦後の平和憲法のもと、児童福祉法24条のもとで保障されてきた公的保育制度を根底から変えるという、戦後初めての大きな保育改革にもかかわらず、自治体にも不十分な徹底でしかなく、保育関係者や保護者にも、この内容はほとんど知らされ

ておりません。このようなもとの、新制度でも明記された児童福祉法第24条1項の市町村の保育実施責任に基づいて、それぞれの自治体がそれまでの町の保育基準を下回らない内容で決めていくことが求められます。そのためには、粕屋町で町立や私立の認可保育園の基準をもとに、町内の子どもたちが少なくとも同じ条件で保育が受けられる条例を制定しなければなりません。それなのに、町の条例案は、ほとんど国の基準どおりと明記されております。国の基準では、保育士の資格を持たなくてもよいとする基準や、保育士の資格を持つ人は半分でよいとする基準、子ども1人につき少ない保育士の配置の基準や乳幼児専用保育室の広さの基準など、安全・安心と言えない基準になっております。また、保育士は必要な研修を修了し、町長が認める者としており、保育と教育を切り離す、保育を託児所として保育者の資格や要件を緩和しよう、このようにしておるものであります。ゼロ歳児の授乳室や沐浴室の確保や、子どもの昼食をつくる調理室の衛生管理、昼食をつくる調理士の身体検査など、衛生管理に対しては国の基準も明記されていず、安心・安全なものとなるのか不安です。

さらに、今回の新制度は、町が保護者の就労状況をもとに保育時間を決める認定作業を行い、それをもとに保育所の施設事業者と保育を利用する保護者との直接契約になりますので、町内の子どもが平等に保育を受けられるのか心配も出ております。ですから、なおさら町は保育に対する責任を持ち、認可保育所と比べても遜色がないようにすべきであります。

厚生常任委員会の審議の中でも、私が9月議会で決定しなければならないのか、このように質問しました。担当者からは、国からは今回の条例を9月議会で決定するように期限を決めた指導は来ていないという説明でした。そうであれば、今回の条例制定は時間をかけて関係者の意見も十分に聞き入れ、決定すべき重要なことだと考えます。それなのに、厚生常任委員会での担当者の説明は、今回の条例制定で国の基準以上のことは町としてはできかねます、このような説明もありました。条例に町独自の実施基準は認められない、このような説明であったと思います。条例制定ありきで行うという姿勢は許せません。このことについて、私は全国の自治体の新制度に対する条例制定を調べてみました。そうすると、6月議会や9月議会で国の基準よりも条例を上乗せして条例を決める自治体が増えています。ですから、なおさら十分な審議を行うべきであります。将来を担う子どもたちの保育・教育的観点から捉えて、安全・安心な保育環境を整えるためにも、保育資格を持つ人を今回提案されている議案の関係から見ても、保育士の資格を持っていながら育児などで中断している人、働く場所がなくて他の仕事をしている人など、保育士の資格を持っている人たちの雇用につながるようにして、女性の社会進出を応援する施策を

行うようにすべきだと考えます。

町が提出してる今回の議案44号の条例案は、国の基準に合わせることに重きを置いたものになっており、保育施設や各種の保育事業に格差が持ち込まれ、子どもたちに安心・安全な保育を提供できなくなる可能性があります。児童福祉法24条1項の精神である市町村の保育実施責任を確保した内容とは言えず、不十分な基準が盛り込まれているこの条例案には反対いたします。

以上、討論を終わります。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決いたしました。

これより議案第45号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決いたしました。

これより議案第46号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第47号平成26年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎予算特別委員長（長 義晴君）

議案第47号平成26年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の予算に歳入歳出それぞれ4億5,032万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億2,632万4,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、8款地方特例交付金を1,031万2,000円、9款地方交付税、町税を26年度算定結果から1億85万5,000円、13款国庫支出金では、がんばる地域交付金等の国庫補助金を5,556万5,000円、18款繰越金を4億4,697万3,000円、20款町債のうち臨時財政対策債を4,122万円増額するものであります。一方、17款繰入金では、財政調整基金繰入金等を1億9,581万6,000円減額するものであります。

続きまして、歳出の主なものとしたしましては、初めに総務部では、経営政策課所管の歳出補正は9,151万1,000円の増額であります。主なものとしたしましては、8款流域関連公共下水道費では補助金を7,000万円、13款財政調整基金積立金を1,908万4,000円増額し、12款の公債費元利償還金を利率の見直しにより280万円減額するものであります。次に、総務課所管の歳出補正は222万6,000円の減額であります。主なものとしたしましては、農業委員会委員選挙執行事務を無投票のため143万9,000円減額し、第2表債務負担行為補正において、公共施設等総合管理計画策定業務委託料として800万円の追加を行うものであります。協働まちづくり課所管の歳出補正は260万円の増額であります。主なものとしたしましては、災害対策費事務費のうち、県の補助事業であります木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金を150万円増額するものであります。

次に、教育委員会ですが、学校教育課所管の歳出補正は3,278万4,000円の増額であります。主なものとしたしましては、中学校費学校管理費のうち粕屋中学校テニスコート改修工事、エレベーターリニューアル工事等で3,246万4,000円を増額するものであります。社会教育課所管の歳出補正は599万7,000円の増額であります。主なものとしたしましては、遺跡発掘受託事業費のうち九大農場確認調査作業員賃金等を223万円増額するものであります。

住民福祉部に移ります。

総合窓口課所管の歳出補正は2億1,617万2,000円の増額であります。主なものとしたしましては、社会保障費のうち国民健康保険特別会計一般繰出金等で平成25年度決算における赤字補填額2億1,640万円を増額するものであります。健康づくり課所管の歳出補正は4,266万円の増額であります。主なものとしたしましては、感染症対策費のうち予防接種法の改正によります水ぼうそう及び高齢者肺炎球菌の定期予防接種移行に伴う委託料等を2,977万1,000円、健康増進事業費のうち法改正に伴い、子宮頸がん及び乳がん検診委託料630万6,000円を増額するものであります。子ども未来課所管の歳出補正は1,564万2,000円の増額であります。主なものとしたし

ましては、子育て支援費のうち子ども館整備事業設計業務委託料を500万円増額し、第2表債務負担行為補正において同じ設計管理業務委託料を300万円から560万円に増額するものであります。介護福祉課所管の歳出補正は2,270万2,000円の増額であります。主なものといたしましては、障害者自立支援医療事業の実績報告による返還分として1,549万円増額するものであります。

続いて、都市政策部でございます。

都市政策課所管の歳出補正は3,132万9,000円の増額であります。主なものといたしましては、公園費及び都市計画総務費は、機構改革に伴う職員給与費の組み替えによるものでございます。道路環境整備課の歳出補正は1,264万3,000円の減額であります。主なものといたしましては、機構改革に伴う職員給与の組み替え並びに土木総務費で交通安全施設整備事業費のうち、長者原江辻線歩道新設用地費820万円の増額であります。地域振興課所管の歳出補正は483万5,000円の減額であります。主なものといたしましては、農業振興事業費のうち井堰改良事業県負担金700万円の減額であります。

最後に、議会事務局でございます。

歳出補正は342万1,000円の増額であります。主なものといたしましては、議場におけますカメラ及びモニターを増設する整備費として336万円を増額するものであります。

各課にわたり慎重に審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決することに決しましたことをご報告しまして終わります。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、委員長の報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

ありましたか、申しわけないです。

◎5番（福永善之君）

申しわけないです、反対のときにちょっと。

よろしゅうございますか。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

5番福永善之議員。

◎5番（福永善之君）

議案47号粕屋町一般会計補正予算に反対します。

まず、理由は、予算の優先順位ということで述べさせていただきます。この予算の中で、反対の主な事業というのは、（仮称）こども館の設計費、最終的には箱物を建設していくという、そういう事案ですね。ここで皆さんに考えていただきたいのが、粕屋町にどれだけ公共施設があるのか、どれだけ町財産の道路、橋梁があるのか。その維持管理はどうしますかっていうのが問題なんですよ。

今年の4月に、総務省から公共施設等管理総合計画を策定しなさいという通達文書が各地方自治体に流れてきました。その大もとの要因というのは、今まで住民から選ばれた政治家と言われる方たちが新たにつくることだけに目を置いて、つくった後の維持管理をおろそかにしていた、ここが問題なんですよ。それが今までずっと続いている。そういう状況を打破しないといけない、そのためにこういう管理総合計画を策定しろというふうな通達が流れています。

では、皆さん、今ここに公共施設が粕屋町にもいろいろあります。耐用年数も決まっております。ただ、耐用年数は、維持管理を前提とした耐用年数であります。各地方自治体がおろそかにしているのは、自分たちが持つてる資産の維持管理をやってこなかった、このツケがかなり出ております。

さて、皆さんに考えていただきたいのが、つくることを前提にした予算で本当にいいのか。それとも、まずは自分たちが持っている公共施設もしくは道路インフラ、その維持管理費がどれくらいかかるのかというのをまず一度策定して、その後にお金が余ってる状態であつたら箱物にいきましょうという、そういう議論をしちゃいけないのか。総合管理計画を策定しないまま、まず箱物からつくっていくというのは昔と全然変わらない。つくればいいという手法ですね。それじゃだめなんですよ。人気が出るような施策じゃなくて、自分たちが持っている施設、財産ですね。財産を今どうやってマネジメントしていくか、そこに重点を置かないと、今後そういうマネジメントなしに新たな箱物を建設していったら、同じような状況が出てきます。将来世代に負担を残していきます。今だけじゃなくて、やらないといけないのは我々です。我々がやっぱり、ちゃんと将来世代のために今、公共施設の管理をどうあるべきかというのは策定していく。それをやっぱり、私は求めたいと思います。

以上の観点から、（仮称）こども館の設計費、最終的に結びつくのは箱物建設に関する予算に関しては、反対をいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

11番本田芳枝議員。

◎11番（本田芳枝君）

平成26年度粕屋町一般会計補正予算について、賛成の立場から意見を述べます。特に、今、反対の意見をされた内容の（仮称）こども館に対して500万円増額されたということに対して、賛成の立場で意見を申し上げます。

これは、確かに箱物です。でも、必要であった箱物が長い間見過ごされていた。子どもは、自分で意見を言うことはできません。それから、若い母親も自分の気持ちを伝えることはできません。なかなか難しい、できないというより難しいですね。そういった状況の中で、長年これは放置されていました。

粕屋町は、先ほど学童保育の件でありましたように、学童保育などの保育は充実しておりました。無料でした、長いこと。それから、生涯学習も非常に充実した建物があります。ところが、子育て支援に関しては、粕屋町は非常に遅れていました。それで私は議員になって、ぜひこの分野の拡充をしたいとこの11年前に決心をして、現在に至っております。学童保育は教育委員会、それから保育所は福祉関係が担当していましたが、地域における子育て支援の担当者はいませんでした。そして、私いろいろ申し上げて子育て支援係をつくっていただきました。それから、子ども支援課……。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員、予算に関する件について討論なさってください。

◎11番（本田芳枝君）

予算に関してそうですけれども、今、反対討論をされたので、その反対討論に対する私の考えを述べることも、この本会議場の最終的な意見を述べるところで求められていると思うので、そういうふうにしています。これは、決して突然を浮かんできたあるいは他の道路とか、いろんなものと同じようなレベルで考えられるものではないということをお伝えしたいと思って話しております。

それで、3月の予算では1,000万円の予算をしておられましたが、それからこの数カ月間、いろいろ検討を重ねられて、もう少し広く、機能も充実したものが必要であろうということで500万円上乗せをされた予算を今回、出しておられます。確かに、議会に対してその内容の説明は、不十分なところはございました。でも、私

は逆に、それだけ一生懸命考えておられたんだろうというふうに思います。それで、今議会でなぜ500万円の増額が必要であったか。

それは決算委員会の中で、いくつかの課から出ています。まず、学校教育課ですね。学校教育課で資料を求めました。教育相談室の不備、今、20平方メートルしかありません。その中で年間五百九十数件の相談業務を受けておられます。電話を受け付けるところ、それから相談を、面接をすること、子どもの学習をするところがたったの20平米しかないんです。もちろん、サンレイクでそれは使っておられますが、サンレイクは今、満杯の状態、なかなかお部屋を使うことができない。だから、そういう場所を新たに設置することが必要なんです。今回、機能の中でそれを入れておられます。

それから、子ども未来課の中で、要保護児童相談支援事業の相談件数が六百数件から千二百数件になっています。これも、今の健康センターの中でするには、あまりにも量が多過ぎます。それから、社会教育課とかさまざまとありますが、サンレイクの幼児室の利用の伸び、そういったことはございますが、私自身が、この子ども関連で活動していると思うことは、まず部屋がない。もう最近、この議会棟のその31号室ですか、それで子ども・子育て関連の研修とか、いろいろなものがあそこを使って行われています。現状では、本当に部屋が足りない。しかも、子どもだけではなくて、小・中学生の子どものこと、いろいろな社会的な要素から、そういうところを考える場所、考える機能が求められていることも館が求められています。そのために、私、今回わざわざ500万円を上程されたのだと自分で把握しておりますから、この議案には賛成です。

それで、今の賛成の立場から自分の意見を申しましたけど、もっと本当は言いたいことはありますが、まだ12月もございますし、今から検討されていくと思いますので、皆さんのお話を聞きながら、そしてこれが、それともう一つ言いたいのは、今、総合計画の計画を立てておられますが、18年の最初の第4次ときには、副町長もおっしゃったように、子育て支援の核となる施設が望まれていたんです、明記されてます。ところが、この次の平成23年度の後期基本計画では、相談体制の充実ということしか書いてないんです。この間に何が起こったか。私は、平成20年に、時の篠崎町長にこども館、子どもセンターの必要性を説いております。そのときに……。

◎議長（進藤啓一君）

マスタープランの関係は、また審議の場がございますので、簡明に。

◎11番（本田芳枝君）

いいですか。そのときに児童館、それから子どもセンターの必要性ということで

ございますが、児童館や子どもセンターの必要性は私は感じております。しかしながら、ご承知のように大変、財政状況が厳しゅうございまして、新たにつくることは今、不可能でございますという、そういう答弁をされています。そういった流れの中で、最終的に今こそこれが必要である。しかも、もう少し十分に検討して、より機能の高いものをつくろうということで、私は今回補正案を出されたと思うので、賛成の立場から意見を申し上げました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決いたしました。

これにて、暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時50分）

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。

◎議長（進藤啓一君）

議案第48号平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第49号平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第50号平成26年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、議案第51号平成26年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、本件に関し、委員長の報告を求めます。

長予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎予算特別委員長(長 義晴君)

議案第48号から第51号平成26年度特別会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

議案第48号から議案第51号まで一括してご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみの報告とさせていただきます。

初めに、議案第48号平成26年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についての審議の経過並びに結果をご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,870万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億5,115万円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を本算定等の結果から175万2,000円、一般会計繰入金を2億1,640万円、それぞれ増額するものであります。また、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を1億8,905万4,000円減額するものであります。

一方、歳出の主なものといたしましては、国庫支出金等返納金を2,898万8,000円増額するものであります。

以上、特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告をいたします。

次に、議案第49号平成26年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,238万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,689万9,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、繰越金2,357万円を増額し、後期高齢者医療保険料を125万円減額するものであります。

一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を2,035万2,000円、一般会計繰出金を196万8,000円増額するものであります。

以上、特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第50号は、平成26年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてであります。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出予算にそれぞれ3,255万円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億6,329万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国県支出金521万9,000円、支払基金交付金449万7,000円、繰入金848万6,000円、前年度繰越金2,751万8,000円をそれぞれ増額し、保険料を1,317万円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものは、総務費を664万8,000円、保険給付費を1,470万4,000円、諸支出金を1,119万8,000円、それぞれ増額するものでございます。

また、介護サービス勘定につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ194万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,516万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、前年度繰越金を152万1,000円増額し、保険事業勘定から繰入金を42万3,000円増額するものでございます。

歳出は、総務費の194万4,000円を増額するものであります。

以上、予算特別委員会で慎重に審議を行い、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

最後になりますが、議案第51号は、平成26年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算総額を260万1,000円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金4万円を増額し、歳出では、一般会計繰出金を4万円増額するものでございます。

以上、予算特別委員会で慎重に審議を行い、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決したことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この4議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審議を行っています。よって、質疑を省略し、議案第48号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボ

タン押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第49号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7 番田川正治議員。

◎7 番（田川正治君）

後期高齢者医療制度について、反対する立場から討論に参加します。

後期高齢者医療制度、皆さんご存じのように75歳以上のお年寄りを国民皆保険であるべき医療制度から切り離して別枠に囲い込み、負担増で国民を差別する悪法であると思います。お年寄りが増え、医療費が増えれば、高い保険料を押しつけるものにつながります。また、福岡県単位では、広域連合のもとで保険料などが決められ、地方自治体の主体性が保障されず、粕屋町の町民の声が反映しにくい制度になっております。2008年に制度が導入されてから保険料値上げが強行され、福岡県の保険料は月額平均保険料1人当たり6,606円にもなり、全国でも5番目に高い保険料金になっています。さらに、保険料も年金から天引きされるなど、年金額が低い高齢者には日常生活に支障が生まれるなど、また保険料を滞納する人も増え、病院にかかりにくくなってる状況も生まれていると言われております。

高齢者は、戦後の日本の復興のために一生懸命働いてきた人を初め、家族を守り、子どもを育て、日本の経済と国民を支えてきた人であります。民主党政権のときにも、この制度を廃止するということを約束いたしましたけど、残念ながら実現しませんでした。復活した自民、公明政権のもとでは、際限のない保険料の値上げと差別医療の推進という制度の害悪が国民と高齢者に襲いかかっています。日本共産党は、国会でもこの世界にも例がないうば捨て山と言われる希代の悪法であります後期高齢者医療制度を廃止すべきと考えております。そして、もとのように国民健康保険の老人保険制度に戻して、維持していくために必要な国の補助金を投入して、国民皆保険の制度を充実することを求めています。

以上、後期高齢者医療制度を廃止する立場から、この議案に対して反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第50号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第51号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第52号平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎予算特別委員長（長 義晴君）

議案第52号平成26年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告をいたします。

今回の補正は、規定の収益的収入予算に3,207万2,000円を増額し、総額12億4,459万7,000円に、支出予算に250万円を増額し、総額12億6,449万1,000円に、また既定の資本的収入予算に5,152万8,000円を増額し、総額6億6,873万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、受益者負担金賦課金額の増額とそれに伴う前納報奨金の増額、また一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

予算特別委員会において慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましても、委員長の報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第53号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

教育委員会学校教育課所管であります議案第53号は、工事請負契約の締結についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

本議案は、粕屋中学校、粕屋東中学校の空調設備設置工事を実施するに当たり、平成26年8月19日に特定建設工事企業体7者による指名競争入札が行われる予定でしたが、電気技術者がいないなどの理由から3者が辞退をし、4者による指名競争入札となりました。その結果、九電工・電友社特定建設企業体、代表者株式会社九電工代表取締役西村松次が工事請負金額1億1,858万4,000円で落札いたしました。この者と工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求められたものであります。

工期は、平成27年1月30日までとし、工事概要につきましては、空調設備を普通

教室や特別教室など、粕屋中学校、粕屋東中学校両校合わせて73教室に設置するものであります。また、この工事に伴い、デマンド制御システム、キュービクル電気設備の工事も同時に行います。本工事の完成により、熱中症やPM2.5などの大気汚染などの対策となり、生徒が集中して学習できる環境が整備できるものと考えます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第53号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案の賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第54号平成25年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長決算特別委員会委員長。

(決算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎決算特別委員長(長 義晴君)

議案第54号平成25年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について、付託を受けました決算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、全議員による審議でございますので、重点施策のみの報告とさせていただきます。

初めに、総務部であります。

まず、経営政策課所管の行財政改革推進事業であります。より客観性のある総合計画の進行管理を目的に行政評価委員会が開催され、結果を翌年度以降の実施計画や予算編成につなげるものとなりました。さらに、行財政改革推進委員会を開催し、使用料、手数料、補助金等の適正化を図るため、検証、審議が行われました。

総務課所管では、子どもたちの安全な遊び場確保のため、新たに乙仲原西区子供広場を整備いたしました。長者原駅西駐車場管理では、順調な利用者数増加と増収が図られました。

協働のまちづくり課所管では、防犯対策事業として寄贈された防犯パトロール車を含め、町内パトロールの強化がなされました。防災対策事業では、指定緊急避難場所、避難所が見直され、自主防災組織の設置促進や消防操法訓練場の整備等が行われました。

収納課の町税の収納は、償却資産の調査やファイナンシャルプランナーの導入を開始し、徴収率も向上いたしました。さらには、粕屋町再建管理条例の制定により、町全体の収納手続の統一化が図られました。今後とも、公平公正の観点から税の滞納を減らし、行政の自主性、安定性を高めるため、自主財源の確保が求められます。

次に、教育委員会です。

学校教育課の学童保育所運営事業では、中央小の学童保育所園舎を新築し、小・中学校の施設整備事業では、大川小学校、粕屋中学校の校舎大規模改造工事が継続して施行され、安全性と学習環境の整備が図られました。給食センター建設準備室では、平成26年度に実施したPFI導入可能性調査の結果を踏まえ、平成25年度はPFIアドバイザー業務を委託し、導入可能性調査の精査、実施方針及び要求書、水準書案の作成を行い、平成26年3月24日に実施方針を公表しました。また、建設予定地の一部で地質土壌汚染状況調査等が実施され、その結果、土壌汚染対策法に規定する土壌汚染がないことが報告されました。

住民福祉部に移ります。

総合窓口課所管では、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てるために、乳幼児子ども医療費助成の拡大が図られました。

健康づくり課所管では、新たに高齢者肺炎球菌と成人の風疹予防接種助成事業を実施し、住民の健康保持増進につながりました。

子ども未来課所管では、仲原幼稚園と中央幼稚園の遊戯室に空調設備の設置工事を行い、幼稚園児が快適に園生活を過ごせるようになりました。

介護福祉課所管では、障害者の相談支援体制の充実と高齢者見守りネットワークの構築、また粕屋町営住宅長寿命化計画に基づき、上大隈町営住宅団地の改修が行われました。

最後に、都市政策部です。

都市政策課所管では、住居表示事業において、主に長者原下区と中区及び戸原区、内橋2区の一部約50ヘクタールの区域を長者原西1丁目から長者原西4丁目へ町名の変更が実施されました。県事業の基幹道路整備事業として千代・粕屋線がおおむね完了し、筑紫野古賀線、福岡東環状線に加え粕屋・久山線も事業着手がなされ、また町事業の主な道路改良事業では、内橋大隈線ほか2路線の舗装打ちかえ工事を行い、快適な交通環境の整備が図られました。

環境生活課所管では、公園管理として31カ所の公園維持管理が行われ、遊具130基の定期点検が実施されました。また、ごみ減量化の推進を図るため、事業用の指定袋導入に当たり、粕屋町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例が制定されています。

地域振興課所管では、農業振興事業として農業用水源である駕与丁池のり面補修工事のほか井堰、水門等の農地治水工事を実施し、農業用施設の整備が図られました。

以上、全ての事務事業予算の執行が総合計画とリンクされ、わかりやすいものとなされ、限られた予算で効果的執行が行われたと判断するものであります。

続きまして、決算の状況について報告いたします。

1,000円未満の端数は、省略させていただきます。

歳入の面では、地方交付税が4,948万8,000円、3.3%の減、これは前年度に比較してのパーセントでございます。行政運営の基礎なる地方税収は、納税者数の増加や収納体制の強化により徴収率が向上し1億92万9,000円、1.8%の増加となっております。今後とも安定した自主財源の確保への取り組みを期待するものであります。

一方、歳出では、3款民生費が1億4,563万7,000円、3.7%の増、6款農林水産事業が1,915万5,000円、25%の増、9款消防費が3,247万9,000円、7.4%の増、

10款教育費は4億4,661万円、33.7%の増、公債費が4億1,224万5,000円、25.7%の減、諸支出金が5億3,948万9,000円、66.1%の減となっており、平成25年度の決算は、歳入127億4,465万4,000円、歳出118億2,326万5,000円、歳入歳出差し引き額は9億2,138万9,000円で、繰越明許費、繰越財源1億7,441万6,000円を除いた7億4,697万3,000円が次年度への繰り越しとなりました。

町債残高は前年より9,790万9,000円減少し、96億1,099万円となりました。一方、平成25年度末基金残高は25億7,349万3,000円で対前年度比8,250万9,000円、3.3%の減となりました。財政指標につきましては、健全化の指標であります実質公債費比率が2.2%改善し16.1%に、財政力指数も0.804と高い水準を維持しています。

当委員会で慎重審議の結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告します。

なお、平成26年度は、第4次粕屋町総合計画の後期基本計画が4年目を迎え、誰もがいきいき暮らせる健康づくり、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育環境づくり、安全で安心して暮らせる地域づくり等が進められ、あわせて次期総合計画の策定準備に入りました。この策定に当たり、粕屋町の特性を生かし、町民意見を幅広く傾聴されるとともに、今後とも町民と一体となった簡素で合理的な行政運営をお願いしまして、報告を終わらせていただきます。

(決算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長からの報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第54号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第55号平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号平成25年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成25年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長決算特別委員会委員長。

（決算特別委員長 長 義晴君 登壇）

◎決算特別委員長（長 義晴君）

議案第55号から議案第58号平成25年度特別会計については、一括してご報告申し上げます。

なお、審議の経過につきましては、全議員による審査でございましたので、要点のみのご報告と1,000円未満の端数は省略させていただきます。

初めに、議案第55号平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査の経過並びに結果をご報告いたします。

平成25年度歳入歳出決算は、歳入総額38億5,454万5,000円、歳出総額40億7,094万5,000円で歳入歳出差し引き2億1,639万9,000円の赤字決算であります。

歳入の主なものは、国庫支出金9億7,123万5,000円、国民健康保険税8億4,550万4,000円、前期高齢者交付金7億374万2,000円であります。

一方、歳出の主なものは、保険給付費25億2,961万円、共同事業拠出金5億2,271万9,000円、後期高齢者支援金等4億9,018万4,000円であります。

以上、決算特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第56号平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

平成25年度歳入歳出決算は、歳入総額4億1,974万7,000円、歳出総額3億9,617万5,000円で、歳入歳出差し引き額2,357万1,000円が次年度への繰り越しとなっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億1,473万4,000円、繰入金8,248万1,000円、繰越金2,236万7,000円であります。

一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 3 億 7,680 万 9,000 円、総務費 1,693 万 3,000 円であります。

以上、決算特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

続いて、議案第 57 号は、平成 25 年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成 25 年度の決算は、保険事業勘定で歳入総額 18 億 2,614 万 6,000 円、歳出総額 17 億 9,862 万 6,000 円、歳入歳出差し引き額 2,751 万 9,000 円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、第 1 号被保険者保険料 3 億 7,641 万 3,000 円、国県支出金 6 億 2,037 万 4,000 円、支払基金交付金 4 億 9,495 万 7,000 円、繰入金 3 億 1,177 万 5,000 円でございます。

一方、歳出の主なものは、全体の 93% を占める保険給付費 16 億 7,622 万 7,000 円と総務費 6,572 万 6,000 円、地域支援事業費 3,887 万 2,000 円でございます。

次に、介護サービス勘定で歳入総額 1,391 万 9,000 円、歳出総額 1,239 万 7,000 円、歳入歳出差し引き額 152 万 2,000 円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入 1,180 万 1,000 円と繰越金 211 万 7,000 円でございます。

歳出は、総務費 1,140 万 1,000 円、サービス事業費 99 万 6,000 円でございます。

以上、決算特別委員会で慎重に審議を行い、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

最後になりますが、議案第 58 号は、平成 25 年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成 25 年度の決算は、歳入総額 423 万 2,000 円、歳出総額 418 万 2,000 円で歳入歳出差し引き額 5 万円が次年度への繰り越しとなりました。

歳入の主なものは、貸付金の償還金と繰越金でございます。

一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金であります。

以上、決算特別委員会で慎重審議を行い、全員賛成で原案どおり認定すべきと決しましたことをご報告して、終わらせていただきます。

(決算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この 4 議案につきましても、委員長報告のとおり議員全員により審議を行っております。よって、質疑を省略し、議案第 55 号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7 番田川正治議員。

◎7 番（田川正治君）

国民健康保険特別会計決算に反対する立場から討論に参加します。

国民健康保険制度の赤字の根本原因は、国が国保財政の補助金を50%交付していたものを25%に削減したことによって町の国保財政が赤字にもなり、保険税の負担が国保加入者に押しつけられ、担税能力を超えた保険税になっているということだと思います。それに加えて粕屋町では、一般財政の繰り入れ、6年前の3億5,000万円から現在は4,000万円に削減され、国保税の負担が厳しくなり、滞納者が激増している状況であります。一般財政からの繰り入れは、須恵町で5%、粕屋町は2.2%、久山に次いで低い現状になっています。消費税が8%になり生活が厳しくなっており、来年10%になればさらに負担が増加し、命の危機にもさらされるということの事態も生まれてくることにもつながります。

このようなもと、現在、所得200万円の家庭では、子ども2人の4人家族で担税能力を超えた37万8,300円の国保税を払っております。このような状況にあるのに、25年度の当初予算では一般財政からの繰り入れを4,000万円しか計上せず、赤字財政の解消分として、3月の補正予算では一般財政から1億1,000万円繰り入れを行いました。23年度から同じように当初予算の赤字解消分として補正予算で繰り入れる方法をとっていますが、なぜこのような方法をとっているのかということにありますが、それは各自治体で現在行っておる国民健康保険制度を都道府県単位にするために、それぞれの自治体の累積赤字をなくすように政府が強力に圧力をかけていると言われております。私は、国保財政の赤字は毎年予想される状況になっているのであれば、初めから当初予算に前年度の赤字補填分に当たる予算も計上をし、繰り入れを増額をすべきだと考えます。しかし、25年度当初予算でも、従来どおりの予算の計上しか行っておりません。全県で4番目に高く、担税能力を超えた国保税を引き下げするためには、当初予算に累積赤字補填に当たる1億円以上を繰り入れて、予算の0.5%に当たる6,000万円繰り入れれば、1世帯1万円の引き下げを行うことができます。このようなことを今、実施すべきだと考えます。

以上の立場から、25年度の決算に反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第56号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第57号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第57号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第58号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第58号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第59号平成25年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について、議案第60号平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算について、以上2議案を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長決算特別委員会委員長。

(決算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎決算特別委員長（長 義晴君）

議案第59号並びに60号粕屋町特別会計歳入歳出決算の認定について、付託を受けました決算特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては、全議員による審議でございますので、要点のみの報告とさせていただきます。1,000円未満の端数は、省略させていただきます。

議案第59号は、平成25年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてであります。

平成25年度の収支決算では、消費税抜きの収益的収支の収入は9億5,794万4,000円、支出は8億552万1,000円で、当年度の純利益は1億5,242万2,000円であります。消費税込みの資本的収支の収入はゼロ円、支出は3億3,246万7,000円で、不足額3億3,246万7,000円となっています。不足額につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填されるものでございます。

なお、剰余金処分につきましては、平成24年度からの繰越利益剰余金1億358万3,000円と当年度の純利益1億5,242万2,000円を合わせました2億5,600万6,000円から減債積立金1,000万円、建設改良積立金1億4,200万円を積立処分し、翌年度繰越利益剰余金は1億400万6,000円とするものでございます。

決算特別委員会において慎重に審議いたしました結果、全員の賛成で原案どおり認定すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第60号は平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定についてであります。

平成25年度の収支決算では、消費税抜きの収益的収支の収入は10億4,466万2,000円、支出は10億3,706万8,000円で、当年度の純利益は759万4,000円です。消費税込みの資本的収支の収入は5億2,032万9,000円ですが、翌年度へ繰り越される支出の財源充当額等を除いた純計は5億258万4,000円、支出は8億2,610万5,000円で、不足額3億2,352万円となっています。不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

なお、剰余金処分につきましては、平成24年度から繰越利益剰余金1,801万9,000円と当年度の純利益759万4,000円を合わせました2,561万3,000円から減債積立金1,000万円を積立処分し、翌年度繰越利益剰余金は1,561万3,000円とするものでございます。

決算特別委員会において慎重に審議いたしました結果、全員の賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

なお、下水道事業におきまして、浸水対策事業の5カ年計画が進められている中、平成25年度に予定されておりました長者原上区雨水調整池新設工事が翌年度に繰り越しされておりましたが、7月に完了しておりますことを申し添えまして、報告を終わらせていただきます。

(決算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この2議案につきましても、委員長の報告のとおり議員全員によります審議を行っています。よって、質疑を省略し、議案第59号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第59号は認定することに決しました。

これより議案第60号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言をします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

ださい。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第60号は認定することに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第61号町道路線の変更について、議案第62号住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について、以上2件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

長建設常任会委員長。

(建設常任委員長 長 義晴君 登壇)

◎建設常任委員長（長 義晴君）

建設常任委員会に付託を受けました議案第61号並びに62号の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

議案第61号は、路線の変更についてでございます。

この案件は、町道、明神一線の終点の変更であります。明神一線は、起点側が主要地方道福岡東環状線に接道していますが、終点側は接道がない延長73.1メートルの道路であります。今回、終点を変更し主要地方道、福岡東環状線に接道させ、延長104.5メートルとし、通り抜けができるよう利便性の向上を図るものであります。

次に、議案第62号は、住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更についてでございます。

実施区域における字の区域及び名称の変更につきましては、平成26年7月18日に開催された第2回住居表示審議会におきまして答申を受け、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定に基づいて8月1日から30日までの30日間の公示を行ったものであります。その公示期間の終了に伴い、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、平成26年度実施区域の名称を長者原東1丁目、長者原東2丁目、長者原東3丁目、長者原東4丁目、長者原東5丁目、長者原東6丁目、長者原東7丁目へと変更するものでございます。

建設常任委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第61号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第61号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決いたしました。

これより議案第62号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第62号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

平成15年1月1日人権擁護委員をしていただいております森紘氏の任期が本年12月31日で満了となりますので、森紘氏を再度人権擁護委員の候補者に推薦するために議会に意見を求められたものであります。

森氏は、経歴書にあるとおり社会教育員及び教育問題審議会委員を歴任され、現在は福岡人権擁護委員協議会の会長や粕屋町社会福祉協議会の会長をされており、人格、識見ともすぐれた方であります。

なお、委員の推薦につきましては、任期満了の3カ月までに行うことになっております。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数により適任者であると認めましたので、ご報告申し上げます。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員会委員長の報告は適任であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第2号集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第2号に対する総務常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。

意見書案第2号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は継続審査とすることに決しました。

意見書案第3号地域包括ケアシステムの構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第3号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は可決であります。

意見書案第3号は可決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は可決とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第4号「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第4号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は可決であります。

意見書案第4号は可決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は可決とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、さきの6月議会におきまして継続審査となっておりました請願第3号本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する請願と請願第5号本会議場での国旗

「日の丸」掲揚に反対する請願は、正反対の請願要旨でありますので、一括議題といたします。

請願第3号に対する総務常任委員会委員長からの報告は採択であります。

請願第3号は本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する請願は採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択とすることに決しました。

請願第3号が採択と決しましたので、一括議題といたしておりました請願第5号はみなし不採択と決します。

◎議長（進藤啓一君）

請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願第4号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は採択であります。

請願第4号は採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第4号は採択とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第6号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願を議題といたします。

請願第6号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は採択であります。

請願第6号は採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第6号は採択とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第7号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

請願第7号に対する総務常任委員会委員長からの報告は採択であります。

請願第7号は採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第7号は採択とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第8号用途地域の見直しを求める請願を議題といたします。

請願第8号に対する建設常任委員会委員長からの報告は一部採択であります。

請願第8号は一部採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第8号は一部採択とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第9号規制改革会議農業ワーキンググループ「農業・農協改革」への意見書提出に関する請願を議題といたします。

請願第9号に対する建設常任委員会委員長からの報告は採択であります。

請願第9号は採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第9号は採択とすることに決しました。

お諮りいたします。

意見書、請願にかかわる草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書、請願にかかわる草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決しました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

◎町長（因 清範君）

平成26年第3回粕屋町定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月5日に招集し、開会されました9月定例会、大変長丁場で3週間に及ぶ議会になりました。こういった中、一部1議案について修正がございましたが、残る26議案につきましては原案どおり可決、承認いただきまして、議決をいただきありがとうございます。

早いもので、もう今年度も半年を過ぎようとしております。残り半年間につきましては、いろんな、特にこども館の問題、それから26年度に計画をしております諸事業について遺漏がないように執行いたしますとともに、本議会で常任委員会並び

に決算委員会、予算委員会等でいただきましたご意見、ご指摘等々につきましては、十分執行に当たって留意し、円滑な執行を図ってまいりたいと思います。

今から夏の疲れが出てお体等壊されないように、また議員活動をしっかりとやっていただいて、町の発展のために今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。簡単措辞でございますけども、本議会の定例の閉会に当たりましてご挨拶といたします。どうも本当にありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。よって、平成26年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。この9月議会、会期の長い定例会で皆さんお疲れさまでございました。

これにて平成26年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前12時00分）

会議録調製者 青 木 繁 信

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 川 口 晃

署名議員 太 田 健 策